

満信の子に氏冬、満冬があるが、満冬の子は見えて居らず、持房は氏冬の子となつて居る。而して系圖纂要は満信を氏信に改めて居る以外は、大體これと一致して居る。是等は何れも大館氏の正統の記録たる本行狀に據つてこれを補正すべきであらう。

局が氏信の三男満冬の女子であることは此行狀に據つて始めて明らかにされた。康富記に局を大館殿の親類と書いたのもそれで頷かれる。又局と義政との關係については、局が襖褌の中から義政を手鹽にかけて大きくしたものである。義政が臺職に就いてから後の幕府が局に依つて左右されて、其力をさく／＼大夫人を凌駕したことは行狀もこれを認めて居るが、それは極めて自然な成行といふべきである。碧山日録に「曾司室家之柄」といひ、「其所爲殆如大臣之執事」といつて居るのはこれを指したものであらう。織田氏の更迭問題を通して見た局と大夫人との軋轢もこれ亦無理のないところである。只局の地位を利用しこれに攀縁して或る野心を遂げようとした有象無象が競うて不正の贈物をしたとあるに至つては、縦しそれが局の本意でなかつたとしても、責は局に歸せない譯に行くまい。局の死後、其闕所處分を受けた遺産の中に、曇華院領北莊があつたのを、同院に還附されて居るが、それらも局の生前に受けた不正の贈遺と見るべきであらう。碧山日録に「貪戾而惱民」といつたのも、斯る場合に起り勝な非難と見てよい。

行狀は更に義政夫人日野富子が妊娠の際、咒詛として行はれた方法のかず／＼を擧げて居るが、それらは皆局の所爲と信ぜられて居るけれども、實は局の寵を妬んでこれを陥れようとする幕府の女性に依つて構へられた無實の罪と認めて居る。されば宗家に預けて幽閉させようとした義政に向つて、持房は局の爲めに其

虚構を辯じて審理を仰いだ。若氣の無分別にも女言を信じ切つた義政はこれに耳を傾けようとしな。其中に持房の釋明の爲めに局が赦免されてはと、反局一派は一氣に局に對する義政憤怒の情炎を煽つて佐々木正觀（京極持清）に命じ隱岐に流させた。所謂隱岐が沖島を斥したものであること言ふ迄もない。

局の寵を妬むものは更に其死期を早めようと義政に請うて局に死を賜はることゝなつた。局は十九日（十八日とする説は誤聞であらう）配所に赴く途中蒲生郡甲良莊の、とある寺院で刑の執行を受けたのである。而かも其死はたゞの死ではなかつた。死の宣告を受けた局は、女性なりとて、自殺の出来ぬことはあるまい、醜い死様をして我一門を辱しめてならうかと、みづから右手に刀を執つて腹を突き刺し、左手でこれを扶つたけれども、暫くは尙ほ正氣であつたが、其中に息が絶えた。側にあつた武士共もこれを見ては皆感涙に咽んで追に女中の大丈夫だといつた。

行狀は斯る濡衣の最後に伴ふ此時代に有勝な種々の怪異の多くをまことしやかに傳へて居る。中にも義政の妾が局を夢みた揚句、不安を覺えて、母子共に死んだといはるゝは、局の死んだ翌年（寛正元年）の六月十九日に、三條氏が難産に依つて出産を持たずに逝いたことを斥したもので、（碧山日録、大乘院寺社雜事記）これを以て局の怨靈に託するは、笑止至極であるが、重ね／＼の不思議に脅えた幕府は、朝廷に請うて局の靈を天王と號し、古來冤罪に泣く怨靈を祀つた御靈社に配祀することゝなつた。攝取院壽峯祥仁は局の院號法名である。（蔭涼軒日録長祿三年正月二十四日條に法名性仁、道號壽峯とある、性仁は音通から來て居るが、祥仁の方が正しからう）

此行状は、局が武家にあつては名門の出であることを教へる。幼少から手一つに義政を育て、人とした局は、圖らずも好運が廻り來て臺職に登つた義政を見ては正に得意の頂點に達したであらう。只何といつても年齒の行かぬ將軍の事であるから、日夜過失あらせじと庇ふ心の惱みは又一と入であつたらしい。男優りの局は夜となく晝となく、千々に心を碎いて府の内外を一手に切り廻した。鞠養の恩ある義政が、其乳人と共に、局の言ふがまゝに任せたのも不思議はない。局を以て義政の嬖妾と見たのは、恐らく義政の妾の大館氏（持房の女佐子）と混同したもので、以ての外の訛傳である。それ丈局に對する浮いた世評の中には根無草の多かつたことも否まれぬ。

行状には局を義政に讒したものを、府中の女伴といつて居る。將軍の幼年の頃から視養した局、年少の將軍を守り立て、來た局に對して、將軍の寵遇の厚かつたのは當然過ぎる程當然であつて、もとより單なる依怙とけなすべきものではなからう。苟くもこれ以上の條件を備へた女性でなくて局に又向ふ程の女性があつたらうとは想像も及ばぬところである。併し早くも二十五の春を迎へて自尊心の漸く高まりつゝあつた當の義政は、局に對する謝恩の情も年と共にいつしか褪せて昔の程でなかつた、矧して其神がけて祈つた男子の生まれるか生まれぬに關から關へと葬られたことを、局の呪ひと唆かされては、血氣にはやる若人の血を一圖に沸かせて、怒りは心頭に燃えあがつたであらう。それにしても、こゝ迄義政の心機を一轉させた女性を決して凡婦ではなく、或意味に於て局以上の魅力を有つて居たものと見ねばなるまい。而かも行状の中では、此處に於る女性の素顔は尙ほ被で、おぼはれて居る。

局に關して今一つの正確な史料は、持房行状を見てから數年の後、私が内閣文庫で大乘院舊藏の諸記録を涉獵して居る中に圖らずも見出だしたもので、尋常大僧正自筆の寺務方諸廻請が即ちそれである。其中の二三は便宜上私の既に引用したところであるが、今、其局の最後を傳へた部分を抄録すると、斯うである。

長祿三年正月十六日、御今參局所行、今度御産不平安、剩若宮則早世事、彼局調伏故トテ去十三日被召取之、十四日隱岐國ニ配流、或幸崎ニシツメラルノ由風聞云々、當室町殿ヲ守立申ハ此局ナリ、於女中テ權門不過之、尤歎、今度事不知實否、一向被失生涯事、御沙汰次第指過歎、但御大方殿申御沙汰故云々、此間不和故也、彼局跡大館ニ給之、依一家也云々、

廿六日、御今局於江州テ、去十九日被切腹云々、先代未聞御下知也云々、

二月八日、御臺御違御違例于今無本腹、仍御今參同意之衆造宮使北野一色大館兵庫赤松伊豆各妹共皆以御所中ヲ被出云々、各又女子御母也云々、

局の當の相手は本書に依つて、手もなく其被を脱がされた。恐らく論者も想像されたであらう、日頃局と快らず、織田氏の更迭問題では火の出るやうないさかひに、一度は勝鬨を揚げた義政の大夫入即ち大方殿が其人であつた。斯る貴人の習として、生み落とした我子の養育はこれを乳母や嫁母の手に任せる爲めに、一般に母子の情の意想外に淡いのを例とするが、それも幼少の間の事で、長じて後は必ずしもさうではない。局に取つては大の苦手の大方殿の前には、連の局も勝目のあらう筈がなかつた。さはれ視養補導の大功ある局が、府中の女官の中で、權勢無比であつたことを當然として、却てこれを極刑に處した義政の忘恩的行爲

を酷に失すると非難した本書の批判は、大體に於て公正を失はぬものといふべきであらう。但し局が近江で切腹したのを、義政の命令の如くに書いたのは、偶事實を誤つて居る。此切腹は全く局の自發的に出たものであつて、決して誰からも強制されたものではなかつた。

本書は更に富子の産後の豫後の悪るゝことを口實として、局一味の女官を府外に放逐した事實を傳へて居る。これで見ると、今度の暗闘は大方殿對今參局の個人の争の外に、彼等と共鳴した府中の女官の黨派争と見ることも出来る。斯くて今參局一派は局の失脚と共に、府中の大奥から徹底的に一掃されて仕舞つた。局を女主人公とする悲劇はこゝに大團圓を告げたのである。

義政の忘恩が非難された一方には、局に對する同情が湧いた。初七日の佛事は等持寺や相國寺の雲澤軒で營まれて居る。其内には彼怪異や祭祀の事柄もあつて、年と共に其冤罪が知れ渡つたらしい。局の死刑の宣告から四年を過ぎた寛正四年六月には、近江國壽千寺領、及び越中國三宮跡が、義政から局の追善料所として寄附されて居る。(蔭涼軒日録) 彼れも道に此頃は寢覺が悪るかつたものと見える。

「女中大丈夫也」此一語よく局の全人格を盡くして居る。身に覺えなき濡衣に一滴の涙をも見せず、只々家門の譽れに露汚れあらせじと、潔く自刃して果てた最後の一齣は心事の純真な局であつて始めて望まれよう。縦し女性に避け難い淺慮から、過去に於て有意に無意に、犯した罪障は免れ得ぬとしても、手鹽にかけた幼將軍をあれ迄にもり立て、行つた局の大功は、如何にして没却されよう。殊に嘉吉の變以來衰頹の一路を辿り來たつた幕府の鬱團氣の内にあつて、管領も宿老も其眼中にないかと思へた義政の初世の、年に似合はぬ

斷乎たる諸般の政策は、もとより彼れが年少氣鋭に任せた爲めであらう、又乃父義教にかぶれた爲めであらうが、少くとも今參局の執權時代にあつては、寧ろ局の全人格の反映其者と見た方が肯綮に中つて居るであらう。(大正一五、六)

第三編 人物批判

第一章 概論

第一 文化記念と人物尊重

一 記念物保存の觀念

日清戦役開始の直前に於て、時の軍令部長樺山資紀中將を載せ乍ら、豊島沖迄進出して、最初の海戦に参加した名譽の歴史を有する西京丸が、去年の夏、何一つ記念を残さず、解體さるべき運命に陥つた時、日露戦役中に兩軍の運命を決した日本海の大戦中、東郷元帥の乗艦であつたところの軍艦三笠が保存さるゝ位ならば、日清戦役に於ける西京丸も亦同様記念として保存さるゝが至當であるとの説が、船舶業者の一部に主張され、それと關聯して、日本人が一體に記念といふことに對して冷淡過ぎるのを今更に遺憾とされたことがある。

言ふ迄もなく西京丸は確に明治時代に於て、我日本の大をなすに與つて力のあつた一つの記念物であるから、若し其方法だに附けば、保存は頗る望ましい事に相違ない。併し我上下三千年の歴史中に一大時期を劃した明治時代の遺物であつて、保存を要するものはこれ以外にも猶ほ多くあるに拘らず、國民は是迄案外頗

る無關心であつた。而かもこれと同一の憾みは明治時代といはず、歴史の全般に亘つて存するのである。近來政府は史蹟名勝天然記念物の保存表彰に力めつゝあるが、それすら實質に於ては歴史的遺物の如き、年代の新古に捉はれて相當古いものに局限され、又經費の不足の爲めであらう、單なる指定に止めて消極的に其破壊を防ぐの外、何等の施設をも加へられないのは、不徹底の嫌がないではないが、それよりも私は先決問題として官民共に果して此問題についての觀念や理解があるかどうかを疑問であると思ふ。若しも彼等に明確なる觀念があり、又充分の理解があつたならば、此事業は政府に縋る迄もなく、民間に於て着々と實績を擧ぐべき筈であるのに、國民一般極めて無關心の状態であるからである。以下其事について私のかねて抱懷してゐる私見を述べて見たい。

二 歐米の現状

日本に居つては夫程でもないが、一たび歐米の土を踏んだもの、眼には、彼地の官民が各自國の歴史上に偉大な業績を残した人物や大事業の行はれた遺蹟、其他過去の文化を記念すべき重要な遺物に向つて顯彰保存の途を講ずるに熱心な事實を目睹し、此方面の殊に缺如してゐる東洋諸國の旅客に取つて異様の印象を與へるであらう。

先づ人通りの多い十字街頭に立つて見れば、其國の文化に多大の貢獻をした社會各方面の名士の記念像が眼前に立つて瞰視してゐるのが見出だされる。其廣場や町名にも是等の人々の名を取つて附けられてゐるのが少くない。更に一步博物館美術館に入つて見ると、其都會にあるものには一國の名士の肖像遺物が組織的に陳列されて居り、地方にあるものにも、同じく其土地々々の生んだ偉人のそれで飾られてゐる。又それらの人々の生前に住んでゐた住宅はもとよりの事、一時宿泊した家迄が誰某の家と稱せられて保存され、甞に家其者ばかりでなく、其日常生活の偲ぶるゝ室内の設備から息を引取つた寢室迄がありし世の様をかへずに其儘取残されて居り、各部屋々々には故人の手に成つた書状や着用の衣帽や散歩に使つた杖、遺髪其他の遺物が、中には少々あやしげなもの迄も一切合財取り集めて陳列され、溢れて廊下に及んでゐるのさへないではなく、さながら故人を中心とした一小博物館の觀がある。一個人の場合ですらさうであるから、國家に君臨した一國元首の宮殿の如きは猶更である。例へばパリ郊外のエルサイユの宮殿やベルリンの宮城の如きは、何れも其國歴代の皇帝の肖像や遺愛の什器杯が所せき迄に陳列されてゐる。又會社、銀行、學校乃至個人の住宅を訪問して見ても、それらの肖像、銅像、胸像、寫真等の飾られぬところは先づないと謂つてよからう。轉じて歴史上の古蹟を見舞ふとすれば、そこにもそれ〴〵活躍した人物の銅像が過ぎし世の苦心を語り顔に立つてゐる。ウォータールー、ライプチヒ等の古戰場には昔の戦蹟を一目に見通す設備があつたり、素晴らしく大きな記念堂が建つたりしてをつて、當時を追憶するに充分である。世界大戰の新戰場は道に未だそれらの觀るべき設備はないが、其或るものは故さらに敵軍の砲火に依つて破壊された見てもむごたらしい慘狀が其儘保存されて將來の國民教育に資せられんとしてゐる。歴史の破壊改造に力めつゝありといはれて居るソヴェト聯邦に於てすらも、過去の文化に貢獻した多くの人々の邸宅や別荘を特別保護記念物として保存上保護を加へてゐるといふではないか。

三 東西の對照

明治時代から我國に於ても漸次此風が移り來つて故人の銅像もぼつ／＼建てられた。彼三笠の保存の如きも、トラファルガーの海戦に於てネルソンの乗艦であつたギクトリア號のそれに倣つたものに外ならぬ。併し概して言へば、我國では是迄の記念像は軍人、政治家が偏重されてゐる傾がないではない。地名の如きも東京の乃木坂とか満州の大山、兒玉の町名杯皆さうである。これをバリのギクトル・ユーゴーだの、ロンドンのミルトン・ストリートだの、ベルリンのカント・ストラッセ杯に思ひ合すれば如何であらう。住宅に至つても亦東京の乃木邸、神戸の川崎氏邸内の岩倉公のそれ杯皆同然である。中には伊勢松坂の本居宣長翁の鈴屋の如き異彩を放つてゐるものもないではないが、餘りに寥々で物足らぬ。

それについて私は自身が大學に關係して居る丈に面白い對照を一つ擧げて見よう。歐米の大學を通じてさうであるが、別して其古い歴史を有つた英國のオックスフォードやケンブリッジの各カレッジでは、それぞれ其校門を出でた知名の政治家、哲學者、文學者、科學者等の肖像を隨處に安置し、一は以て自校の誇とし、一は以て後進の獎勵として居る。例へばケンブリッジのトリニティー・カレッジの如きは出身者たるロールド、ペーコンだのロールド、バイロンだの、サー、アイザック・ニュートンだの、テニンソンの如き様々の姿態をした偉容を銅像にしてチャペルに安置し、見るものをして其壯觀に驚かせて居る。我東京帝國大學の如き、創立以來の六十年は彼れの數百年の長い歴史に比すればもとより物の數にならぬが、明治以來の文化に相當貢獻した各方面の名士の輩出して居るにも拘らず、嘗て教授であつた人々の外には全然さる催もなければ、

考慮されたこともなく、僅に震災前の圖書館入口のドアの上に、戦死者の寫眞額が掲げられて居たに止まる。彼ソエート聯邦ですら其所謂特別保護記念物の住宅には、トルストイ始め詩人作家等の文化に寄與した人々のそれがあるのは注意すべきことであらう。

四 國民性の反映

斯る異同を對照して行つた揚句、私はそれが東西國民性の懸隔に其源泉を求むるのが至當であらうといふことに想到する。端的に言へば、歐米のそれは一般に物質的であり、具體的であるが、東洋は抽象的であり、道徳的である。東洋殊に我國に於ては神社も一つの記念物であるといへようけれども、祭神の人格が餘りに神靈化して崇拜されることから、其肖像の代りに鏡とか幣帛とかゞ神體として祀られて居り、そこに詣づるものも、彼西行の「何事のおはしますかは知らねども唯有難さに涙こぼるゝ」の歌に於ける神祕的境地に憧憬を有たぬものはない。従つて他人の手でする場合は兎も角、本人自身其記念物を残して置くといふが如き思想も、歐米に比すれば頗る薄弱であつて、寧ろ後々の思出や惱みの種ともなる程のものは何一つ残さぬのが賢明と考へられて居た。

かたみこそ今はあだなれこれなくば

忘るゝ時もあらずしものを

との歌程最も雄辯に此心境を物語つて居るものはなからう。死後に追憶さるべき記念物を残すことを否定して居る此思想は、成るべく後人の記憶から遠ざかつて忘却さるゝを本望とする意味ともなるのであつて、彼

歐米のあらゆる記念碑が *Lest We Forget!* のモットーの下に建てられてゐると何たる好對照ぞ。

併し我國に於ける斯様な思想は寧ろ支那や印度の思想の感化に依るものが多い。固有の思想としては天皇、皇后、皇子等の御名を始め故人の名を永久に傳ふる爲めに土地杯に附けることを重んじたものであつて、それが所謂御子代、御名代といつたものである。然るに支那には高貴の人々の名を諱む避諱の制があつて、それが後に我國にも傳來されてからは、それらの御名を地名や人名に附けるは畏多い、不敬であると思はるゝやうになつて來た。大化改新の詔の中に、「王の名を以て輕しく川野に掛けて名を呼ぶ百姓誠に畏むべし」と見えて居るのが即ちそれである。又同時の詔に、今王の名や祖皇の御名を附けた品部（人民）を廢すれば、それらの御名が湮滅に歸して世に忘られると思ふであらうが、王者の號は日月に隨つて遠く流れ、祖子の名は天地と共に長なへに往くものであるといつて其不心得を戒められてゐるのも、亦同意に出でゝゐる。

さり乍ら死者を想うて其記憶の連續を圖る思想はそれらの外來思想の爲め一朝一夕に根こそぎ抜き去らるべきものではなかつたばかりか、寧ろこれに結附けて其飽滿を求めようとして居る。佛教が傳來してから始まつた年忌、月忌、忌日の制の如きは其一つである。就中毎月の忌日は勿論、七年忌以下十三年、十七年、二十一年、二十三年、二十五年、二十七年、三十三年、三十七年、五十年、六十年の年忌は何れも皆我國の創始に成るものであつて、固有の祖先崇敬の觀念に基づいてゐる。これを評して或儒者が、先祖は毎月は死なず、死んだ日は一日丈であるのに、餘計の事をするものだといつたのが却てをかしい。

歐米諸國に於ては尙も時代に際出した人物であれば、これを出した國民の誇として心から尊敬を拂ひ、

これを記念し追憶するにあらゆる手段を講ずるのであつて、其男女と職業とに依つて差別を置かぬ。彼等の一生には、時として國民に迷惑をかけたこともあらう、晩年の振はなかつたものもあらうが、大局から見れば偉人傑士であれば、毫も毛嫌せぬのである。ナポレオンが今尙ほ佛蘭西人の誇としてイングリッドに生きて居るのもそれであらう。カルトニーはもとよりの事、グレンチノの死迄が惜まれて本國首相の花輪を受けたのも其發露として見るべきであらう。或意味に於ての英雄崇拜は、今尙ほ歐米の天地に漲つて居るといつてよい。世界大戦後に於て殊にさうである。ムッソリーニやリゾラ、ケルマの羽振のよいのも偶然でない。亞米利加に於てすら、戦後ワシントンやリンカーンの傳記の賣行がよいといふではないか。

五 人物崇拜の種々相

東洋の他の諸國は姑く措き、日本に於ては何故に斯く人物尊重について歐米に數籌を輸するであらうか。今試みに其原因の主なるものについて考察するならば、

（第一）日本に於ける人物崇拜及びこれに近いものを求めると神社があるが、そこに祀られた祭神の大部分は神話傳説の神々であるから姑く問題外に置いて、史的人物の祀られてゐるものを見ると、菅公を始め、あるにはあるけれども、何れも餘りに超人格化されて居り、中には生前の冤罪其他數奇な運命から死後祟をなすとか、祟られさうだとかいふ恐怖の觀念から、所謂怨靈思想に基づいて祀られ、必ずしも其生前の功業讃仰の動機に出でゝゐないものが多い。又大臣大連の閥族政治を仆して大化改革の根柢を築いた鎌足の多武峯の如きは、藤原氏の祖神でもあり、藤原氏と皇室との特殊の關係から國家の崇祀を受けたものであるが、一

般國民崇敬熱は今一つ高くない。さうかと思うと、源平の兵亂を收めて武家政治を創始し百五十年泰平の礎石を置いた頼朝の爲めには、今尚ほ鶴岡の境内に白旗宮の小祠がある丈で、知る人も少く、是迄も源氏一族の尊崇は寧ろ神靈化された八幡神に集中されて、此小祠とは全然没交渉であつた。それに武家の間には昔から源平遞興の宿命觀があつて、政權の爭奪が絶えず行はれて居たから、恰も支那の歷朝の如く、前代の主従は次代からは顧みられない。秀吉の豊公大明神が徳川時代に祀を絶つを餘儀なくされたところに此悲哀がまざつとあらはれてゐる。神社ではないが、等持院の尊氏の木像が馘首されたのは、武家政治に對する反感の犠牲となつたものである。

我特殊の國體は歴史上在朝の政治家に双向ふ程のものを皆朝敵と認めて叛臣傳に押込めて居る。一たび此極印を捺されたが最後榮えたくめしはない。而かも彼等は天皇に奉對して毛頭他意があるのではなく、只其左右の勢力に反對してこれを仆さんと試みたに過ぎぬ。頼朝の如きは一生の中に三度朝敵として討伐令が下つたといふ苦き經驗の持主であつた。一度は平氏の奏請に依り、二度目は義仲、三度目は行家義經の要求に、兵力のなき朝廷が餘儀なくされたもので、事情は充分諒とするに足りるが、彼れとしては不安に脅えた揚句が、彼守護地頭設置の破天荒の要求となつて現はれた。これ永久に其不安から免れようとの最後の反撥として見るべきである。幸ひに是等の政敵の没落後は國家の元勳として權大納言、右近衛大將、征夷大將軍に任ぜられたもの、若し彼れの死期が早かつたならば、再び浮ぶ瀬はなく永久に朝敵として國民の擯斥を免れなかつたであらう。今では忠臣の典型として國民から瞻仰されてゐる大楠公の如きも、死後は朝敵として罪

なき子孫も三界に身を置くところがなく、楠木の姓を憚つて他姓を冒し、足利時代の末期に、其子孫と稱する一人が幕府の權臣に倚つて朝敵御免の繪旨を奏請し、勅許が下つてから漸く天下晴れて復姓することが出来たのは嘘のやうな眞事である。近世になつてから、是等の國民思想に多少の變兆を來たし、別けても明治時代に至つては、西郷南洲翁の如く、一旦朝敵となつて討伐されたものが、赦されて子孫に榮爵を授けられ、國民の間に憎惡の念の消散したばかりか、却て明治の元勳として敬慕の情を寄せられて居るものもないではないが、「陛下の反對黨」と言ふ言葉にノンセンスとなり切る迄には、まだ相當に隔りがあらう。

言ふ迄もなく明治維新の最も有力なる動機が尊皇論であつた丈に、尊皇第一の觀念が隨所に動いて居たのは當然であつた。天恩が枯骨に及んで贈位の恩典に浴する機會が殆ど勤王の事跡あるものに局限されて居たことも永い間打續いた。山陽の日本外史杯に暗示を得た人々の心は期せずして武門武士に對する嫌惡となつたが、別して畏くも天皇の御播遷をさへ斷行した北條氏に對する極度の憎惡は、六百餘年の昔に身を挺して國難に當り、元高麗二國聯合の侵入軍を美事に撃退して國土の侵奪から免れさせた國防軍の總帥北條時宗に對する贈位の御沙汰を阻んで非常に遷延させたものである。斯る事情の下に國民の英雄崇拜の感情が何程か其發露を遮られてゐたかは意想以上であらねばならぬ。

更に我國民の注意が是迄政治や軍事に重きを置かれてそれ以外の文化に貢獻した人物の餘り惠まれなかつたことや、古來の階級的觀念やさうした制度から永く虐げられて居た方面の文化に寄與した人物の不遇の運命に置かれてあつたこと杯も、亦同一の結果を招來した原動力の一つとなつたに相違ない。

六 人物禮讃と崇拜

凡そ事の形而上に屬するものであらうと、形而下に係るものであらうと、事物の成敗は繫つて人力にあるといつてよい。金力に重きを置くものは一にも金、二にも金と金力を謳歌するけれども、それは誤であつて、金を動かす人がなければ何事も出来るものでない。歐米の人物尊重の觀念は一にも人、二にも人との人間禮讃から出發してゐる。其記念像となり、地名となり、邸宅保存となつたのは飽迄も人間に即した敬意の表現に外ならぬ。國民間に此人物尊重の誠意があればこそそれが絶えず人心を刺戟して、跡から／＼と社會の各方面に人物輩出の機運を助長もし、促進もすることが出来るのである。

然るに我國の如きこれを超人格の神として祀らうとすると、何といつても根が實在の人間であつて見れば、野心もあり失敗もあつて、完全無缺、玲瓏玉の如き人物は滅多にあるものでない。若し一生の中隠れた私行迄洗ひさらひあばき立てた日には多少の陰影のないものがあらうか。縦ひ時代道德の標準では問題にならなかつたことでも、今日では指彈さるべきものがないと誰が保證し得ようぞ。先日もさる別格官幣社に祀られて居る軍人政治家が一生の中に家臣の妻を奪つた醜事實を指摘して神格に缺けてゐることを非難された事實があつたが、さうした事柄を一々洗ひ立てたら果てしはあるまい。歐米でも其國民的感謝を拂はれて居る人は何れも主として公生涯の功績に依つてゐる。青年時代の素行から國民の不信を買つて國難を救ふべき折角の獻策も顧みられぬのを見て、我壯年期の遊蕩生活が佛蘭西を禍したと長大息し乍ら悶死を遂げたといはるゝ人、其人もないではないが、極端なる破産駭行爲でない限り、偉人の死後にそれらの私行と問題とするが如きことは殆どない。

これに反して我國民の間には一般にさうした後暗い他人の祕事を無暗とあばきたがり聞きたがりもすれば、これを聞くと共にさしも偉大なる一生の功業苦心に對する敬意も頓に冷却するを常とする。明治の元勳で創業と守成とに互つて赫々たる勳功を奏した伊藤公に對する國民感情を見よ。其生前にすら、縦し一時の激情に驅られた爲めであつたとはいへ、無慘にも其銅像が打倒されて筆にするにも忍びぬ程の侮辱が加へられたではないか。死後の今日に於ても、國民は果してよくこれに酬いてゐるであらうか。武勳はもとより文勳に於ても古名將の何人にも優るとも劣ることなき山縣公に對する國葬費討議の議會にすら聞くに忍びぬ罵倒を加へた選良もあつたではないか。一時憲政の神抔と禮讃された一二の政治家は果して今尙ほ其信望を維いてゐるであらうか。

何れにしても是等の人物を舊い型に箝めて神様に祀りあげるは考物であらうから、それとは別途に歐米に倣つて人間としての故人に滿腔の國民的感謝を捧ぐる美風を將來益々盛んにしたいものである。而して斯くすることがやがて第二第三の偉大なる人物を生み出す捷徑であると信ずる。

七 先覺者岩倉具視公

それにつけても私は此方面に最も早く目ざめた第一人者として岩倉具視公を推したい。私の今住んでゐる京都には五畿内及び近江の古蹟名勝を保存することを目的とした京都保勝會なるものがあつて少なからぬ基金を擁し乍ら、今でこそ極めて消極的に京都の古社寺の保存修理に盡くして居る丈であるが、嘗つては盛ん

に活躍して幾多の業績を擧げて居る。其創立は明治十四年であるから、全國に於ける同種の事業の濫觴といへるであらう。而してそれは岩倉公の首唱に依つたものであつて、會の成立後も公は大に助力を惜まれなかつたのである。公は明治十五年に十箇條の上奏建議をされて居るが、其第十項に「功臣ノ記念像ヲ設クル事」との一項があつて、それには斯う書かれてゐる。

支那ノ古昔ニ功臣閣ヲ設ケテ其勳功ヲ後世ニ表スルコト有リ我カ朝ノ紫宸殿賢聖障子ノ如キモ亦徳ヲ崇ミ善ヲ樂ムノ意ヲ示シ給フニ在リ夫ノ勾踐ノ鑄像宣帝ノ麒麟閣光武ノ雲臺太宗ノ凌烟閣等其意皆賢哲ヲ尙ヒ忠義ヲ後世ニ勵マスニ非ラサルハナシ又歐洲ニハ銅像建設ノ例アリ宜ク此等ノ例ヲ採リ之ニ倣フヘシ然レトモ特ニ臺ヲ築キ閣ヲ造クルヲ用キス神祇官ヲ再興セハ其殿廡廻廊等ヲ以テ之ニ充ツヘシ其方法ノ如キハ精密ノ考案ヲ要スヘシ

文中神祇官とあるは、此建議の第一項に「神祇官再興ノ事」と題して意見を述べられたものを指すのであつて、公は昔の神祇官の再興を望まれたものゝ、今の時は古への時と異なるから神祇官の制度は亦世態人情に従つて定むるがよいといはれてゐる。

公は又京都の皇宮を始め其史蹟の保護保存について、建議もし盡瘁もされた。即位の大禮が京都に於て行はせらるゝことゝなつた抑の動機は、明治十三年に、明治天皇が北陸巡幸の御途すがら、京都に御駐蹕になつて、御東幸後の廢廟の状を見そなはし、御軫念の餘りに御發念遊ばされたものであつたが、それには公が「皇費の力も多かりたやうである。公は是時の建議に於ても、即位禮の外、大嘗祭、立后の三大禮は京都に於て行はせらるべきことを力説されてゐる。其理由は京都が千有餘年の久しき帝都の地であつて、神武天皇の奠都後今に帝都の遺模の見るべき唯一のものであるから、前皇に對して孝敬を盡くさせらるゝ爲めにも此御盛事があつて然るべきであるといふにあつた。公の建議を御嘉納になつた明治天皇の叡慮も亦恐らくこゝにあらせられたであらうと拜せられる丈に、決して一時の便宜や經費の爲めに變改さるべきではあるまい。然るに明治天皇の御欽定にならせられた登極令が只一回の御實施を見た丈で、外間では條文の刪除と迄行かすとも他に便法もあつたらうと思はるゝに拘らず、物議を排して一部の修正を加へられたことについては、識者の鑿鑿を招いたと共に、一事が萬事、將來更に重要な改訂が加へられぬにも限らぬとの不安を與へた。我等は誠心誠意其事なきを祈つて已まぬ。

公は更に平安京の創始者にまします桓武天皇の爲めに神殿を作るべきことを建議されたが、後に平安神宮となり、又平安奠都の建議者たる和氣清麿の爲めにも神社を建つべきことを建議されたのが、後に護王神社となり、賀茂祭、石清水祭の祭儀復舊を説かれたものも亦兩大祭の再興となつて實現された。弘く同志の寄附を募つて嵐山に櫻楓の新苗補植を提唱されたのは亦今日の名勝保存の先驅をなしたものと云へよう。

公が斯く功臣の記念像を始めとして史蹟名勝の保存事業に逸早く着目されたのは、如何なる動機に出でたものであらうか。それについて私のかねて思ひついてゐるのは、それが公の洋行から得られた印象が基礎となつてゐるではあるまいかといふ一事である。公は明治四年から六年にかけて我特命全權大使として歐米諸國を歴訪され、其間歐米到る處、面のあたり其史蹟名勝保存の方法を目撃され、別して偉人名士の記念に

力めてゐる光景に感激さるゝにつけても我缺陷を痛感されたのが、歸朝後に斯る首唱ともなり、建議ともなり、實行ともなつて現はれたのであらう。現に功臣の記念像の建議中には「歐洲ニハ銅像建設ノ例アリ、宜ク此等ノ例ヲ採リ之ニ倣フヘシ」と明言されてゐるではないか。而して公は是等の東西彼我の功臣の記念に對して、それが「賢哲ヲ尙ヒ忠義ヲ後世ニ勵マス」の意に出たものであるといつて、嘗て回顧的のものであるばかりでなく、同時に又將來に埃つものである、故人の功績に酬うるのみでなく、依つて以て今後これに倣ふものゝ刺激となさんとするものであることを認められてゐるのは、正さしく歐米の記念の眞骨頂に徹底されて居ることを立證するものである。公は幕末朝野の急進派から誤解を受けてあらゆる迫害の下に殆ど一身を置くに所なく、洛北岩倉村の見るもいふせき茅屋に身を寄せ乍ら、密に憂國の士を延いて國事を談じ、これと策動してやがて回天の偉業を達成された。私は今同志と共に大方の贊助を求めて此明治維新の策源地ともいふべきささやかで而かも偉大な記念家屋の保存を計畫せんとするに當り、切に此方面に於ける公の卓見に負ふところ多きを痛感して已まない。

我國に於ても近來歐米に倣つて全國的に史蹟、名勝、天然物、記念物の保存に注意するに至つたといへ、それには前に指摘したやうな不徹底の嫌のある上に、第二の國民を育成する爲めにも、最も有意義であり且つ最も緊要であるところの、社會各方面に業績を残して文化の向上發展に寄與した人物の記念については、猶ほ甚だ盡くさざるものが多い。換言すれば、人物尊重に於て、我國は歐米に學ぶべき餘地が猶ほ多分に取
憾がある。私は敢て今更英雄崇拜を鼓吹せんとするものではないが、只國家社會の將來の爲めに、國民一般
従來の記念に關する思想を一新して、人物尊重に向つて大に目醒めんことを切望して已まないのである。(昭
和三、三)

第二章 各 説

第一 聖徳太子の御精神

一 御事業の多方面

聖徳太子は人も知つてゐる如く、我國に於ける佛教最初の保護者にましく、たばかりでなく、日本佛教の法主とも申上ぐべき御方であるから、昔より法大王のりのおほきみとも、法主王のりのぬしのみことも呼ばれたまふ。法とは佛のみつりの法、即ち佛法の事を申したと言ふ迄もない。されば宗派の如何を問はず、太子を尊び崇め奉らぬはなく、實に日本佛教の始祖と申上げてよいのである。

さり乍ら、太子御一生の御事業は四十九年の御事とは覚えぬ程、廣く且つ大きい。太子は一面に於て宗教改革を行はれ、又社會改良を圖られたが、他面には政治上の改革をも行はれてゐる。即ち宗教家であらせられたと同時に、社會改良家でもあらせられ、又政治家であらせられた。併し又見様に依つては軍人でもあらせられ、法律家でもあらせられ、外交家でもあらせられた。更に佛教學者でもあらせられたと同時に、儒學者でもあらせられた。

斯様に多方面を有たせられてゐるところの太子を、單に佛教界の偉人とはばかり思つては、未だ太子の御眞面目を窺へたものといへない。而かも是等の御事業を通して、太子の御精神の存するところを窺ひ奉ればおのづから一脈のこれを貫いてゐるものがあるやうに思はれる。故に私はこれから其御事蹟を辿り乍ら、太子の御精神を窺ふことゝしたい。

二 佛教興隆

先づ太子の御性格御修養を考へるに、太子は同時に十人の訴訟を聞食されて、豊聰耳とよとみみの御名を得られた程の御聰明の御方であらせられた。内典を高麗の僧惠慈に就き、外典を博士覺智に就いて學ばれたが、悉く御上達になり、又書は王右軍を習はれて、これも其骨法を得られたといはれる。儒教は夙に百濟より傳はつて、稚郎子皇太子の如き皇族もこれを學ばれた位であるから、當時既に相當に識者の間に行はれてゐたのである。されば後に欽明天皇の時に、百濟の聖明王が佛教を傳へた時の上表を見ると、其中に「是法於諸法中、最爲殊勝、難解難入、周公孔子尙不能知」云々といつて、周孔の道といはれたところの儒教に對抗の氣味がないでもなかつた。敏達天皇の如きも、日本書紀には「不信佛法、而愛文史」と書かれてゐるが、此文史とは漢學即ち儒教の事である。然るに太子が此兩者の何れにも偏せられないで、共に其蘊奥を御窮めになつたのは太子の御偉いところである。世間では是迄太子は佛教主義にばかり御凝りになつた御方のやうに考へられてゐるけれども、太子の御自身に御制定になつた憲法十七條を讀んで見れば、佛書はもとより支那の經書や、歴史諸子法家等の諸書から其文章を取入れられたものが多く、其量に於ても、儒教は決して佛教のそれに譲らないのである。即ち太子は是等の支那の新知識であつて、當時の我國の時弊を改革するに役立つものは、悉く皆御採用にならうと思召したものに外ならぬ。

さり乍ら太子が最も佛教に御傾倒遊ばされて、此上もなき難有御法であると思食され、如何にもよくそれが我國に行はるゝやうにと御熱中遊ばされたのは事實に相違なく、蘇我馬子と常に事を共にしたまうたのは、相共に佛法興隆の目的を達成なさんと思召したからである。馬子は實に父稻目以來多くの犠牲を拂ひ乍ら、佛教の我國傳來に盡瘁し來つた家柄であつて、馬子自身も其篤信者として、自宅に佛殿を設け、僧尼を尊敬したから、佛教は是時始めて我國に盛んになつたと國史（日本書紀敏達天皇紀）に見える。太子は馬子の女を娶られ、山背大兄皇子等の王子王女が生れたまうて、馬子は御舅に當つてゐたけれども、それらの私情からではなく、信仰の同一と流布の目的の達成との爲めに御提携遊ばされたものであらう。何とならばそれ以外での提携は馬子に取つて必ずしも有利でなかつたからである。

欽明天皇の時に、佛教が始めて百濟から公式に我國に傳來された頃の我國は、恰も氏族制度の行はれてゐた時代であつて、而かも其爛熟期に達してゐた爲めに、閥族専制の弊が甚だしく、政治上に於ても大臣大連が政權を壟斷して傍若無人の振舞をなしつゝあつた時代である。故に佛教といふ外國の宗教が始めて傳來するゝと、忽ちこれを受入るべきや否やといふことが政治問題となつて政争の具に供され、圖らずも政治上の一大波瀾を捲起して、遂に外國の神（蕃神）を祀るは國神の怒りを招かんとの保守的敬神論者たる物部大連や中臣連の勝利となり、佛像經論等は佛教を信ずる蘇我大連稻目に下して禮拜させられた。其頃から二大閥族たる蘇我大臣家と物部大連家との間には反目暗闘が打續いたが、其次の敏達天皇は佛教を信ぜられなかつたから問題は起らず、其次の用明天皇の時になつて、天皇は三寶に歸依しようと思召され、諸臣に其可否を

議せしめられたから、再び欽明天皇の時の如く、贊否の議論が沸騰して激烈なる政治問題化され、遂に各兵を集めて相戦ふに至つた。佛教に取つては實に興廢存亡の危機である。此戦に味方の旗色が悪く、軍隊が戦はずして引返さうとしたのを見そなはれた太子は、奮然としてみづから軍神として知らるゝ四天王の像を軍隊の前に御立てになつて、若し此戦に勝つことが出來たならば、四天王の爲めに一寺を建立して供養しようとしられた。然るにそれから味方は其勢を持直して大勝を得、守屋も殺されて、こゝに多年の一大懸案が解決され、佛教は我國に興隆することゝなつた。此蟲も殺したまはぬやうに思はれた太子が、法敵に向はせられては獅子奮迅の大勇を示され、味方の士氣を鼓舞なされて大勝利を博し得られたのは、さながら千軍萬馬を叱咤さるゝ常勝將軍の概がある。大阪の四天王寺は是時の御立願に依つて御建立なされたものである。猶ほ太子は攝政時代に推古天皇に奏請されて、大楯及び鞞を作られ、旗幟に描がせられたこともある。

これから後、佛教は朝廷の特別御保護の下に駸々として昌へた。推古天皇の二年に天皇は太子及び馬子に詔して、更に佛教を興隆させられた。太子がみづから御制定になつた憲法第十七條の第二條にも、「篤敬三寶」との一條を設けられてゐる。これは後世識者の間に議論のあることであるが、太子が決死的御覺悟を以て、馬子と共に佛教興隆の御本意を達せられた曉に於ては、寧ろ當然の結果と申さなければなるまい。此點に於て太子は當時の我國に於ける宗教改革家と申上げて宜しいのである。爾來臣民も亦佛教に歸依して競うて寺を建てたこと神社に譲らなかつた。

此間太子は益々徹底的に佛教を御討究なされた。勝鬘經、維摩經、法華經の註釋を御自身で著はされた三

經の疏と申す御自筆のものは、もと太子の御建立になつた法隆寺にあつたものが、今は御物となつて居る。其如何に佛乘に通ぜられたかは、太子の師の惠慈がこれを拜見して非凡であるといひ、本國に持歸つて流布したことも知れよう。推古天皇は太子に御所望になつて、勝鬘經と法華經とを進講させられたが、其儀僧の如しと法王帝説に書かれてゐる。天皇には殊の外御満足になつて、布施として廣大の土地を給はつたが、太子はこれを法隆寺の寺領となされた。太子は嘗に佛教を御研究になつたばかりでなく、佛教の教理を御體得になつて、是等の各種の御事業の上に御實現になつてゐる。太子御自身の御建立になつた寺院は四天王寺、法隆寺等の七箇寺に達してゐるが、是等の寺院に於て太子は種々の社會事業を遊ばされた。

三 貧民救濟

太子の御事業の中で、佛教の本色とも看做すべきは即ち其社會事業であらう。太子の御建立になつた四天王寺には敬田院、悲田院、療病院が設けられて貧民を御救濟なされた。これが實に我國に於ける施藥救療事業の嚆矢である。

太子の御事蹟の中で有名なのは、太子が河内の片岡山の邊を御乗馬にて御通りになつた時、御目にとまつた哀れな飢人に對して御施しになつた御慈悲深い御態度である。當時太子はやんごとなき御身を以て態馬上より御降りになつて、むさくるしい飢人の身に御近づきになり、御身に御着けになつた紫の御袍を御脱ぎになつて、此飢人の身を御覆ひなされた上、御歌を御詠みになつて御同情の御涙を灑がれ、其死んだと聞食すや、御哀傷の餘り、御手厚く葬らせられたといふ事である。何んといふ勿體なくも御美しい御眞情の發露

であらう。寔に一幅の好畫圖其者である。

是等の御事蹟を通して窺へば、太子は別して貧民窮者、即ち今の所謂無産階級に對して慈悲深き御眼を注がれてゐたことが解る。此時代は氏族專制の結果、貧富の差が甚だしくなつて來て、或るものは一人で數萬頃の田を有つものがあるかと思れば、或るものは容針の少地でもないといはれた程であるから、貧民のみじめさは想像以上にあつたらうと思はれる。太子が竹の園生のやんごとなき御身として無産者に斯くも深厚なる御同情を垂れさせたまうたのは、佛教の慈悲の教に基かれたものではあらうが、斯る時世を見ぞなはずにつけても、富の分配の不平均に依る慘禍を御緩和遊ばされんと思召したからであらうと考へられる。

太子は又大和の都（豐浦宮）と難波との間に大道路を開通させられ、耕作に必要な池をも御作らせになつてゐるが、是等は交通とか殖産の目的に出でられたものではあつたらうけれども、此大工事の爲めに多數の土工に従事する役夫として貧民に職業を授けられる積極的救濟の思召もあつたに相違なからう。

四 政治法律の根本精神

次に政治家、法律家としての太子も、我歴史上劃期的の大業を御殘しになつてゐる。太子は推古天皇の皇太子として攝政を兼ねさせられた。天皇は女帝にましくたから、悉く萬機を御委任になつたので、太子は國史にも、萬機を總攝し天皇の事を行ふと書かれてゐる。されば推古天皇の御世の御政治は、太子の御存生の間はすべて太子の御政治と申し上げて宜しいのである。

攝政時代の御政治で最も重大なるもの、一つとしては、新たに位階の制定された事を擧げなければならぬ。

當時の氏族政治は即ち門閥政治であつたから、少數の閥族が政權を擅にしてゐた。彼等は皆生れながらにして賢愚を問はず顯要な地位を占め得たから、種々の情弊も其間から生れた。然るに此位階の制度は今日とは違つて、大徳、小徳、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智の十二階から成立つて居る。これは五行に准じたものといはれて居るが、(法王帝説) 其名稱が仁義禮智信に徳を加へたところを見て、寧ろ儒教の説に基いて居ることが知れよう。

此位階の制は門閥に依らないで、各人の功勞に依つて授けられたのであるから、身分は卑くとも、拔群の功勞があれば、隨分高級の位を授けられた實例がある。故に門閥政治は未だ全廢された譯ではないけれども、氏族萬能の時代を取つては、氏族以外別に進むべき路を開かれた丈でも、氏族制度に對する一大改革の意味を有して居ると看做さなければならぬ。實際これは確かに此種の改革の先驅をなして居るものであつて、氏族制度に致命傷を與へられた大化改新にも、初めは十三階の冠位の制が定められ、次に十九階となつた。天武天皇の時には氏族制度の姓を八種に制定され、必ずしも其出身に依らずして功勞を旨とする改革を行はれてゐる。

次が憲法十七條の御制定である。此憲法は道德の規範や官吏の服務規律に關する規定に富んで居るから法律ではないとの見方もないではないが、法律も古代のものには東西諸國どこにもさうしたものが多いのであつて、強ち此憲法ばかりに限つたことではない。且つ此憲法は當時既に我國の法典ともいふべき律令格式の内の令と看做されて居つた事實があるから、我國に於ける古代成文法の最初のものとして申すを至當と信ずる。

十七條の内で「篤敬三寶」とある第二條については既に説明したが、其他に君臣の關係として、臣は君の命令に服従すべきであるといはれ、(三) 又互に信義を守るべきであるといはれ、(九) 上下の間では互に禮儀を守りて (四) 相和睦すべきであるといはれてゐる (一) のは、何れも此時代としては注意すべき條項であらう。

次に官吏に關する規定は數に於て最も多いが、先づ適材を得るを第一とし、(七) 惡を懲らし善を勧め、(六) 賞罰を明らかならしめ、(十一) 何れも各自の職責をよく辨へて、(十三) 他人を嫉むことなく、(十四) 私を棄て、公に向ふと同時に、私を以て公を妨げてはならぬ、(十五) 早出晚退で公務を勵み、(八) 賄賂を取つたりして裁判を後らしてはならぬ、(五) 又國司、國造は收斂してはならぬ、(十二) 人民を使役するには農閑時にするやうに心掛くべきである、(十六) 又君主は小事は兎も角、大事は必ず衆に謀り、獨斷してはならぬ、(十七) 人が己に違ふといつて怒つてはならぬ、我も人も皆凡夫の事であるから、我れ獨りよしと思つた事でも、衆に従つて行ふがよい、(十) といはれてゐる。

是等の規定は一見極めて平凡に見えるけれども、當時の事情を考へると、頗る重要な意義を有つてゐることが判る。例へば官吏の遅刻早退を戒めた條文の如きも、當然過ぎる程當然と見えようが、當時官吏が閥族の家に出入して出勤を怠るもの、あつた事を思へば、忌憚なき反閥族的な規定であつて、彼等からは決して快く思はれなかつたであらう。君臣間は禮儀を守り、君父の命令には服従すべしといふのは閥族の横暴から互に黨を立て、相争ひ、君臣長幼の序を失ひ、甚だしきは皇位を窺竄し君主に危害を加ふるもの、あつた

當時に適切な規定であつたらう。殊に國司國造の人民に對して私に租税を取立てることを禁じ、人民を使役するに一定の時期を限るとした條文の如きは、無制限に部下の人民から收税し、又夫役に徴發した氏族制度に對する呪の狼煙を擧げられたものと謂ふべく、而かも其理由として、「國に二君なく、民に兩主なし、率土の兆民王を以て主となす」王の任じた官吏は皆王臣で私に人民より收税する權利のなきことを擧げたのは根柢から氏族制度を覆へすもので、氏族に屬する部民の如きは、最早存在を許されなくなるであらう。又君民上下の間禮儀や信義を守るべしといふのも、決して臣民丈の偏務的でなく、君民間相對的であつたことを注意すべきである。訴訟の場合にも、裁判官が資産のあるものを勝たせて貧民を敗訴とすることが考慮されてゐるのは、無産者に對する同情の表現である。君主の獨裁を戒めて衆議を聽くべしといへるが如きは、寧ろ近代的な色彩を帯びてゐる。

太子の御精神の此憲法位はつきりと窺はれるものはない。それには儒教の王道主義や道德倫理の説に據られたものもあれば、又佛教の慈悲忍辱和合の教に據られたものもある。而かも最も注意すべきは是等の精神が太子の薨後二十四年ばかりの大化の改革を支配したことである。太子は氏族制度の結果として小君主の割據した時代に「國に二君なく、民に兩主なし」と仰せられて、天皇中心主義を高調されたが、大化の改革に皇太子として實際の計畫者であらせられた中大兄皇太子も、「天に双日なく國に二王なし、是故に天下を兼并せて萬民を使ふべきは唯天皇のみ」と仰せられてゐる。君主の獨斷を戒められたことについては、大化の詔にも「夫れ天地の間に君として萬民を宰むることは獨制すべからず、必ず臣の翼を待つ」と仰せられてゐる。民を使ふに時を以てすることは、大化の詔にも、農月に於て民を使ふべからずといはれてゐる。私に人民に收斂するを禁じたことについては、大化の詔にも「菑池水陸の利は百姓と俱にせよ、民を貧苦に致させてはならぬ」と戒められてゐる。其他不正の裁判については、大化の詔にも、人の賄賂を取り、民を貧苦に致させてはならぬとの規定があり、官吏の勤務時間については、大化の詔にも「日の始めに出勤すべく、遅刻したものは入侍を得ず」との規定がある。禮を守ることにしても、大化三年に禮法が規定された。佛教の崇敬についても、大化の詔に佛教を正教として崇め、寺を造る帑力のなきものは天皇が補助して作らせよと仰せられてゐる。斯くて大化の改革が私有の土地を國有とし、私有の人民を公民としたのは、全く太子の政治上の大精神を具體化されたものと謂ふことが出来る。只太子は支那の王道主義に立脚されてゐたのに、大化の改革は皇祖皇宗の傳統的遺訓、即ち換言すれば我建國の精神に即せられてゐる相違はあるが、其結果に至つては全然同一であつた。

孝徳天皇は改革御斷行の直前に、先づ人民を悦服させる政治について百官の意見を徵せられたが、これに對して蘇我石川麻呂大臣が先づ神祇を祭つて然る後に政事を議せらるゝが宜しいと申上げて、御嘉納になつてゐる。推古天皇の時にも、天皇は皇祖皇宗の世には神祇を敬ひたまうた爲めに陰陽相和し造化もよく調うたのであるから、朕の世に當つて神祇の祭禮を怠つてはならぬと仰せられて、聖徳太子は馬子と共に神社を祭られたことがある。當時物部氏の敬神は排佛を意味してをつたけれども、蘇我氏の崇佛は排神を意味してをらなかつたから、崇佛が敬神と共に行はれることに不思議はなかつた。況んや敬神は我國民性の根柢に培

はれて、政治上には祭政一致ともなつて現はれてゐたのであるから、これはもとより問題であるまい。

五 外交の大方針

太子は又優れた外交家でもあらせられた。當時朝鮮に於ては新羅と任那との間に戦争が起つた。任那は半島に於て我國の利益を代表してゐる日本府のあるところであつたが、太子は攝政として任那を救ふの大方針を御決定にならせられ、將軍に兵を率ゐて新羅を伐たせられた結果、新羅に朝貢を誓はせられた。後、新羅が復任那を攻めた時には、來目皇子を撃新羅將軍となされ、皇子が筑紫で薨ぜられた後には、更に當麻皇子を征新羅將軍として新羅に派遣された。然るに皇子も故あつて御出征を果たされなかつたが、これを以て太子が如何に我半島の勢力維持の國策に御熱心であつたかを卜すべきである。

太子の攝政時代に於て始めて隋と國交を開始されたが、當時の國書に「日出處天子致書日沒處天子、無恙」云々と書かれたことは、日本側の記録には見えぬけれども、これを受取つた支那の歴史の隋書倭國傳に見えて居るから確實の事である。隋の煬帝はこれを見て甚だしく其傳統的な誇を傷つけられたものとして不快を覺えたか、爾後蠻夷の書で無禮なものは以聞せぬやう鴻臚卿に命令したとある。併し妹子の歸朝するに臨んでは、其報聘使をこれと同行させた。其國書には「皇帝問倭皇」といつて、我遣使を朝貢と看做してゐるに拘らず、我天皇の御事を皇命と申上げ、「皇命居海表、撫寧民庶、境內安樂、風俗融和」云々といつて、書辭頗る丁寧を極めてゐる。報聘使の歸る時に、我れからは復小野妹子を遣つて報聘されたが、其時の我國書には「東天皇敬白西皇帝」とあつて飽迄も對等で一貫してゐる。隋書に據ると、我最初の遣使は隋

の太子が佛法を興されると聞いて敬意を表し、兼ねて數十人の僧侶を留學させて佛法を學ばせる目的であつたといふ。如何にも太子のなされさうな事である。思ふに、太子は此外交に於て隋を辱める思召杯毛頭あつた譯ではなく、唯佛敎の自他平等の御見地から、對等の禮が當然であるとして、何等畏憚したまふことなく介意せらるゝところがなかつたのであらう。即ち見様に依つては佛敎主義の外交といへぬこともない。而かも此くの如き對等觀は一つは佛敎の國家觀にも基つき、又我建國以來の特殊な君民關係や、外國に侵されたことなき歴史にも根ざして居ることと言ふ迄もなからう。此國民的な誇を捨て、どうして外國に屈して屬國の禮を取ることが出來よう。支那に向つては對等の禮を修め、朝鮮に對しては屬國の禮を要求するといふのは我外交の慣例であつたが、これは既に太子の攝政時代に具體化されて、後世に動かすべからざる我國策として基礎附けられた。是時新羅が使を遣して朝貢させ、始めて表文を上つたのは、其上國とし、宗主國とする隋に向つて嚴として示された我外交上の驚異すべき態度の影響でなかつたと誰か言切ることが出來よう。其國威を海外に宣揚されて、當代といはず後世迄も永く外國に對する外交方針を指導されたことが、金甌無缺の國體を完成するにどれ丈多大の寄與をしたか測り知れないのである。

六 無抵抗主義

太子に對して、後世から暗い影をさされてゐることは、崇峻天皇が馬子に弑せられたまうたにも拘らず、太子がこれを前世の宿報であるとして、少しも馬子の不臣を責めらるゝことがなかつたとの一事である。天皇の御即位以來僅に數年で御事蹟が餘り傳はつて居らず、殊に馬子との御關係については、只天皇が猪を見

そなはして、此首を斬る如くいつかは御自身の御嫌な人の首を斬ることが出来るであらうと仰せられたのを馬子が聞込んで、自身も兵を以て警戒し乍ら、遂に部下をして弑逆を行はせたといはれてゐる。只これ丈である。太子がこれについて天皇を御諫めになり、又弑逆の行はれたことを聞食して宿報であると仰せられたといふことは、國史には其記事がなく、太子傳曆の如き、後世の編纂物で、種々誇張敷衍の記事で充たされてゐるものしか見當らぬのであるから、どれ丈信憑すべきであるか容易に判断し難い。併しさう申されたことがあるかないかは別として、太子が馬子に對して何等膺懲の手段に出でられなかつたことは事實である。弑逆が天地に容れぬ大罪であることは今更言ふ迄もないが、天皇の馬子を惡まれた理由は單なる御感情以外に深き根柢はなかつたやうである。後鳥羽上皇が北條義時を御討伐になつたのは其理由がないといつて、此御計畫の不成功に終つたのを當然の事と北畠親房は論じてゐる。此事件に當面された太子も、當時或はこれに似た御感想を抱かれたのではあるまいか。

それについて聯想さるゝことは、太子の王子山背大兄王の御事である。法王帝説に「此王賢尊の心あり、身命を棄て、人民を愛す、後人父聖王と相濫するは非なり」と見える。即ち父太子と間違へられる位獻身的な慈惠行爲に富まれる。これ言ふ迄もなく、太子の御感化に依ることである。太子の王女上宮大娘女の姫王は、蘇我蝦夷が上宮乳部の民を集めて使役するのを見られて、「天に二日なく國に二王なし、何ぞ意に任せて悉く封民を役するや」と仰せられたことから、蝦夷の怨を受けて遂に殺されたまうた。此句も太子の憲法に仰せられてゐるところと同一である。然るに其乳部の民さへ使ふまいとなされた山背大兄王は、蘇我入鹿に

忌まれて其襲撃を受け、あちこちと逃げ廻られてゐた時に、部下が一旦東國に通れて乳部の民を率ゐて入鹿を伐たれたならば必ず勝つてと申上げた。王も亦勝算のあることは疑はれなかつたけれども、御自身は十年間人民を使役せぬとの御誓を立てられてゐたところでもあり、御一身の爲めに犠牲者を出だして後世子孫に迄王のお蔭で父母を殺されたといはれたくない、戦に勝つたもの丈が丈夫ではあるまい、若し身を捨て、國を固くすることが出来たならば、それも亦丈夫であらうと仰せられて、遂に其子弟妃妾と共に自害して果てられた。

太子の憲法の御精神をおし詰むれば、閥族の崩壊は免れぬこととなる。されば閥族の一つたる蘇我氏に取つては、正に七首を向けられたと同じといつてもよいのであつて、事實に於ては正さに崇峻天皇以上であらせられる。王女が蝦夷に對して憲法中の一語を仰せられたことが、蝦夷の怨を買はれて、御身を殺される原因となつたとするならば、兎も角も太子が蘇我氏の毒手から免れたまうたのが寧ろ不思議な位である。若し馬子が太子の王子王女等に對して加へた如き迫害を太子に加へたとしたらばどうであつたらう。太子は嘗て物部守屋等に對せられた如き大勇猛心を起して、これと戦はれたであらうか。縦ひ戦はれたとしても、閥族の領袖としての馬子は、彼れが病むと聞いては、其平癒を祈つて出家するものが男女合せて千人に達したといはれ、推古天皇の如きも、大臣の言は夜に言はゞ夜を明かさず、日に言はゞ日を晩らさず、何の辭か用ゐざらんと仰せられた位其威力が旺盛であつたから、もとより膺懲の目的を達せられたらうとは思はれぬ。私は飽迄も佛教の忍辱の教に即せられて怒を絶つことを憲法の一條に載せられ、人は瞋るとも却つて我過失を

恐るゝことを説かれてゐる太子としては、日本佛教の大恩人たる馬子に對して山背大兄王以上の忍従即ち無抵抗主義を發揮なされたと思像すべき充分の理由があるやうに思ふ。

佛教の信仰に支配された當時の高貴の人々の間には、支那風の君側の姦を誅すとか天誅を加へるとかいふことは嘗て考へられなかつたことである。彼中大兄皇子が中臣鎌足と共に謀られて蘇我入鹿を宮中で刺殺された時に、これを目撃された古人大兄が驚愕の餘り私宮に歸られ、人に向つて韓人かんじんが鞍作臣あそしん(入鹿の事)を殺した、あゝ心苦しいとばかり床に就かれて外へ出でられなかつたとの事である。當時にあつては斯る過激な行爲は外人ならでは出来ぬ仕事であると思はれたからであらう。

七 支那文化の攝取

太子は既に説いた如く、外交上には飽迄も自主的方針を執られ、依つて以て我國家の體面を維持するに御力めになつたものゝ、先進文明國の長所を取つて我短所を補ふことには、頗る御熱心であらせられた。隋に佛教の留學生を御遣しになつた外にも、儒教や醫術其他百般の文物をも學ばせられたやうであつて、其留學生の中には、後に大化の改革に參畫して偉功があつた僧旻や中大兄皇子の師たる南淵請安等もあつた。彼等の中には又歸朝の後、朝廷に向つて、唐は法制の完備したよい國であるから、常に親密な交際をなすべきであると報告してゐたものもある。天智天皇の時以來、唐制に倣つて律令の編纂に着手されたのは、決して偶然でないのである。

當時は又朝鮮を通して支那の文物が輸入された。百濟の僧觀勒は曆本や天文地理兵學書を獻じたから書生

三四人をして觀勒に就いて學習させられたが、皆其業を卒へた。高麗からも曇徴が來て五經や彩色紙墨の製造法を傳へた。其他同時に種々の工藝美術、吳の舞樂等も學習させられたから、それらは追々果實を結んで、我學術や所謂推古式の繪畫彫刻建築等に寄與したことが多大であつたらう。太子の法隆寺も、もと學問の府として建てられたもので、學問所と申してをつた。

八 日本文化の大恩人

太子の薨じたまうた時の事を、國史に書いて「諸王諸臣及び天下の百姓悉長老は愛兒を失へるが如く鹽酢の味ひ、口にあれども嘗めず、少幼わかきものは慈父母を亡へるが如く、哭泣なきいどつる聲行路みちに滿てり、耕夫は耕を止め、春女つぎめは杵きおとせず、皆日月輝を失ひて、天地既に崩れぬべし、自今以後誰か恃んや」とある。實に社會の各方面が極度の哀傷の餘り文字通り茫然自失したと見え、釋尊寂滅の日も斯くやと思はるゝばかりである。其師の惠慈でさへ哀悼に堪へないで、程なく病を發して示寂した。畢竟太子の聖德に依るものであつて、誰れが追隨を許されよう。太子は實に我日本文化の大恩人であらせられ、其餘澤は千三百餘年の今日に迄も及んで居る。否、其赫々たる光明はとこしなへに此國土より失はれぬであらう。(昭和二、六)

第二 菅原道眞

一 緒言 歴史上の疑問人物の一人として知らるゝ菅原道眞が逝いてから、既に一千二十五年を閱した。

私は今聊かこれを記念せんが爲めに、人間としての赤裸々なる彼れを描き出して、波瀾に富んだ其一生を偲ばう。

二 生ひ立 つらく、其出自世系を按ずるに、道眞は大已貴命の讓國に偉功のあつた天穗日命の後裔として血統連綿たる土師氏より出で、曾祖父に當る古人ふるさとの時に始めて菅原の姓を賜つた。爾來清公、是善これよしから道眞に至る迄、歷朝の侍讀となり、文選や漢書の如き支那の歴史文章を進講し、父祖も道眞も文章博士に任せられた。

儒家の生ひ立丈あつて、道眞は幼年の頃から既に聰明であつたが、殊に漢詩に巧みで、父是善を驚かした有名な逸話さへ傳はつて居る。

三 文學家 道眞は清和天皇以來侍讀として、陽成、光孝、宇多、醍醐の五代に歴仕したのである。彼れが漢詩文に長じて居たことは、菅家文章や菅家後集（太宰府で編纂したもの）を見ても明らかであるが、前者に對して、醍醐天皇は殊の外御賞美あらせられ、平生御愛讀の白氏文集も、菅家集を得たまうてからは、復帙を開かぬと仰せられ、其書に御跋を賜はつて、「更に菅家の白様に勝るあり」とものしたまうた。人臣として無上の光榮である。加之渤海の使も、亦道眞の詩を見て、白樂天の體に近いと評したといはれる。菅家後集は道眞の薨去に臨んで封緘のまゝ紀長谷雄に送られたものであるが、長谷雄はこれを見て、天を仰いで歎息したさうである。道眞は後に大臣になつたが、國務多端の際にも詩文を廢せなかつたといはれるのは、何程か其閑日月が窺はれる。彼れは又和歌にも堪能であつて、新撰萬葉集を編纂した。又書にも長じてをうて弘法、道風と共に、三聖といはれた。

四 歴史家 道眞が、詩文和歌を能くした丈ならば、優れた一文學家に過ぎないが、彼れは同時に歴史家でもあつた。日本書紀以下國史の勅撰を重ねる事六、これを六國史といふのであるが、其最後の清和、陽成、光孝三代の御事蹟を収めた三代實錄は道眞も其編纂委員の一人であつた。それにも増して特色のあるは、類聚國史二百卷の編纂であらう。此書はそれ自身歴史ではなく、六國史の記事の中から、神祇、帝王以下、多くの分類をなして類聚したものであつて、彼れは其御信任の厚かつた宇多天皇の勅を奉じて編纂に當つたものである。其中には彼れの左遷された後、後人の補入した部分も多少ないではないが、大體は彼れの獨力編纂に成つたものらしく、其書が浩翰なる六國史の記事を検索し易く、一種索引の用をなすものであると共に、六國史の中に於て後に散佚したものをも収めて居る杯、國史學の研究に寄與する事大なるものがある。

五 教育家 道眞は又教育家でもあつた。菅家は代々名譽ある儒家であつたところから、これを慕つて師事するものが多かつたのを收容して、代々家學を開いてをり、道眞の代になつてから、彼れが主として其門人を指導してゐた。言はゞ私學の校長である。寛平六年に彼れが五十歳になつた時、門人が集まつて盛んに五十の賀宴を張つた事は、文壇の一佳話とされてゐる。

六 外交家 道眞は又外交家でもあつた。渤海の使裴文籍が來聘した時、彼れは式部少輔で文章博士を兼ねてをつたが、詔に依つて、假りに支那風に禮部侍郎と稱し、使節の旅館たる鴻臚館に就いて裴と詩を賦した。裴が菅禮部の詩は白樂天に似て居るといつたのは是時の事である。

併しそれよりも猶ほ重大性を有つ事は、彼れが遣唐大使となつた時の出来事である。彼れは寛平六年八月に遣唐大使に任ぜられ、紀長谷雄が遣唐副使に任ぜられたが、偶唐に在留中の僧中瑾から、同國疲弊の状態を詳報して來たのを見た彼れは、書を上つて、徧く公卿博士をして遣唐使派遣の可否を議定させられたいと奏聞した。彼れは唐の文物制度が隆盛の時ならば格別、斯様に内亂に逢うて疲弊した唐に、海上の危険を冒して遣唐使を派遣するも、唐より學ぶべきものとはなく、革命を見て歸る位では國家に益がないと見込んで、これが爲めか、我國の遣唐使派遣の事は全然中止となつたのである。而かも其影響は頗る重大であつた。我國民が次第に唐の文化の心酔から目醒めて國民自覺の勃興となり、獨自の文化の發生を見るに至つたのも、此遣唐使派遣の中止に基づくと見られてゐる程である。彼れの上奏はこれを文化史上から見て、其意義最も深く、殆ど劃期的なものともいへよう。

七 軍人 道眞は更に又軍人でもあつた。斯くいへば、文學家としか思はぬ人々に取つては異様に聞えましょうが、彼れが確に右近衛大將であつたことは、後の武將の棟梁、右大將家として知らるゝ頼朝と同様である。彼れは青年時代に、都良香を訪うた事がある。折しも良香は弓の稽古をして居る最中であつたが、儒生の道眞は、よも弓杯射た事はあるまいと、弓矢を彼れに授けて射させて見ると、これは又意外、一發で的中してたので皆が驚いたとの挿話が傳つてゐる。此一事、彼れが武術についても、素養のあつた事を如實に示してゐる。併し大將になるべき家柄でもない彼れは、上表して辭退したが勅許がなかつた。彼れを以てただの文人とのみ考へるのは當つてゐない。

八 政治家 道眞は又讃岐守として治績を擧げてゐるから、地方行政官としても成功したものとはいへよう。併しそれにも増して目ざましき彼れの活躍は、寧ろ中央に於ける政治家としてであつた。これは彼れが宇多天皇の御信任を得て累りに拔擢を蒙つたからの事であるが、それにしても、平生閑文字に親しんで居た世儒の家から出で、鎌足以來勳功赫赫たる藤原氏をも凌駕すべき大政治家を出した事について驚異の眼を腫る人も多からう。一應は尤もであるが、當時の事情から考へると、それも理の當然であつた事が頷かれよう。

〔ア〕 文章博士の性質 (第一) 文章博士の性質から考へて見ねばならぬ。一口に文章博士といへば文章を作る事に長じた人とのみ思はれようけれども、事實は必ずしもさうでなかつた。由來文章博士は何時から始まつたものか詳らかならぬが、養老五年には既に其名が見えて居り、天平二年に正七位の官であつたものを、弘仁十二年に陞せて從五位下の官としたところにも、これに重きを置く事となつたと見えるが、承和元年に紀傳博士を廢して文章博士一員を加へられるに至つて、更に文章博士の有つ重要な意義が發揮された。文章博士は紀傳道即ち歴史の學問をも兼ねてゐたのである。歴史文章といへば、當時にあつては、政治家としての必修科目と看做され、國家有用の學問であつたから、これを習得した菅家から辨官、參議に登用される、人材の輩出するに至つたのは當然の事である。此點から見て、道眞は政治家の素質を具し、又其素養に於ても缺くところのなかつた事を裏書するものと看做す事が出来よう。

〔イ〕 道眞の性格 (第二) は道眞の性格である。彼れは文學者らしき溫雅な性質とばかり考へられてゐるやうであるけれども、實はなか／＼腹の据つた果斷の人であつたらしい。宇多天皇が醍醐天皇の皇太子で

あらせられた時代に、皇位を譲らせられんとされたのを、初めは諫奏したが、後には翼賛し奉つた。其内に事が外部に洩れて、物議を生じ、御中止にならんとするのを見て、彼れは敢然起つて大事は速に御断行にならずば變を生ずる恐れがありますと奏上したから、天皇にも御嘉納になつて、直に御讓位を行はせられた。そこに彼れの性格の片鱗が窺はれよう。

道眞は又自信が深く、みだりに人に許さぬ人であつて、相當闘志にも富んで居たらしい。三善清行はもと彼れの父是善の門人であつたが、後に轉じて巨勢文雄に就いた。或日文雄が彼れの才を褒めて、他人に優れてゐると語つたと聞いて、道眞はこれを嘲笑したから、大江匡方は彼れに徳量が少いと評したと江談抄に見える。其清行が昌泰三年の明年（延喜元年）は辛酉で革命の年廻りになつて居るから、止足を知るがよいと道眞に辭職を諷したけれども、彼れはこれに耳を傾けなかつた。彼れは果して左遷の憂目に遭つたといはれる。彼れといひ、此といひ、其みづから任ずることの大であつた一證にはなると思ふ。

〔ウ〕 阿衡事件と道眞（第三） 併しこれといふも、道眞が宇多天皇及び醍醐天皇の御拔擢御優遇の寵恩に感謝して、大に恃むところがあり、一身一家の浮沈の如きはこれを顧るの迫がなかつた爲めであるとする事が出来る。こゝに兩帝の特別の御拔擢御優遇の如何なる事情に依つたかを窺はなければならぬ。抑藤原氏は國家の勤奮であつて、圖族榮達し、聖武天皇の時、始めて皇后を出し、良房の時太政大臣、攝政の新例が開かれ、基經の時更に關白の例が開かれた。斯くて攝關政治は藤原氏の外戚政治に抜くべからざる基礎附けとなつた。然るに宇多天皇の御即位の初に基經を中心として有名な阿衡事件が勃發した。事の起りは、基

經に擁立の功があつたから、天皇は彼れに優渥なる詔書を賜はつた中に、萬機巨細、百官己に總べ、皆太政大臣に關白せよと仰せられたが、これに對して、當時の禮として、基經は上表して一應これを辭退し奉つた。天皇は更に第二回の詔書を賜つたが、御文中に「宜く阿衡の任を以て卿が任とせよ」との文句があつたのを見て、藤原佐世といふ儒者が、基經に向つて、阿衡は職掌のなき位であるから、攝政はせぬものであると入智恵をした。斯くと聞いて基經は不平の餘り、政務を視なかつたから、天皇には甚だ御宸襟を惱ましたまうて、諸道の學者に阿衡の職掌の有無を調査させられた。彼等は皆基經に憚つて、申合せたやうに阿衡は職掌がなき旨奏聞した。基經は益政務を視なかつたから、澁滯に澁滯を重ねた。天皇は遂に御心ならずも詔書の改作を命じて基經に下された。其時天皇は御逆鱗の餘り、寛平御記に「濁世の事此くの如し、長大息すべし」と記させられてゐる。此一事を見ても、天皇が如何にもして藤原氏の專横を矯めんと思召されたことが拜察されるであらう。それについて輔弼の臣として御聖鑑に入つたものが、外ならぬ道眞其人であつた。天皇は此重大な聖慮に副ふものゝ、彼れの外にないと思召されたやうである。阿衡の問題の高潮した時に、彼れが讃岐から上京して基經に書を上つり、藤原氏と橘氏との親密なる關係を説いて、其感情の融和を圖つた爲めに、基經の意も和いで、彼阿衡の詔書を起草してから基經の忌諱に觸れ、重罰に處せられんとした橘廣相は遂に罰せられずに濟んだ。これ道眞が廣相に罪のなき事を信じたからの事であつて、廣相が深く彼れを徳としたばかりでなく、天皇も恐らく此頃から彼れに對する御信任が頓に深くならせられたものと察せられるのである。

〔工〕 異数の拔擢 道眞は早くも當時の官人の最も光榮とした藏人頭、左中辨即ち頭の辨に任ぜられた。藏人頭の如きは、儒士の任ずべきでないといつて、彼れは辭退したけれども許されぬばかりか、更に參議に任ぜられ、又春宮亮に任ぜられて、時の皇太子、即ち後の醍醐天皇の輔導の大任を託せられた。其後累進して權大納言となり、右近衛大將を兼ね、菅原氏の長者に任ぜられ、其女子は醍醐天皇の女御となつた。彼れの子女何れも榮達し、門人もそれ／＼朝廷の各要部を充たした。何といふ目ざましき榮進であらう。それで藤原氏に拮抗する丈の新陣容が出来上つた。

此異数な御信任に感激した道眞は夙夜恪勤獻替するところが多く、屢直諫を上つたが、天皇の御寵遇は却て加はるばかり、皇太子に御讓位の御内意も彼れにのみ御洩らしになつた程である。宇多法皇は醍醐天皇に對せられて、寛平遺詔と申上ぐる御訓誡の御書を賜はつたが、それには道眞が天皇を擁立したことを御述べになつて、藤原時平と國家の樞機に與らせられるやうにと仰せられてゐる。これより道眞には内覽の宣旨を下され、時平を左大臣に、道眞を右大臣に任ぜられた。其内に左右大臣が相並んで政務を執つては、政令が一途に出で難いからと仰せられて、天皇が法皇と共に道眞を召させられ、彼れ一人に委ねられんとの御沙汰を仰出された。それが若し實現したならば、彼れは第二の藤原氏となつたであらうが、追に彼れは固く御辭退申上げた。而かも二十三人の子女があつた位、精力絶倫な彼れは、政務を執つては裁決流るゝが如く、綱紀を肅正して一意報效を圖つた。

九 左遷 然るに延喜元年突如として道眞は太宰權帥に左遷されて都門を逐はれ、同時に一族門人悉く失

脚した。事は餘りに唐突的であり、且つ其罪名も、皇弟で女婿の齊世親王を擁して廢立を圖つた陰謀の發覺といふ重大なる事件に坐したものとはいはれ乍ら、左遷の宣旨、外記の文書、皆故意に燒却されて、一切の記録が後世に傳はらぬから、古來種々の臆説をなすものもあるが、要するに暗中摸索であつて、何等これを確かむべき索線がある譯ではない。

さり乍ら前後の複雑なる事情をたぐつて、彼れの學問、性格等から冷靜に判斷したならば、略左遷の因子を捉へる事が出来よう。

第一は政權を壟斷せんとする藤原氏の他族に對する憎惡であり、第二は儒家より拔擢されて大臣となつた殊遇に對する反感であり、第三は道眞に依つて官途を塞れたものゝ不平であり、第四は菅原氏に對する學閥の争であり、第五は自我に強き道眞の性格であり、第六は聖慮を奉體した對藤原氏態度であつたと見られる。それらのものが互に相纏綿して道眞排斥の機運を生み出し、助長もし、促進もしたであらう。其作爲的な冤罪であつた事は、即刻參内して彼れを救解せんと遊ばされた法皇を、藤原氏一黨が遮つて天皇に御逢はせ申さなかつた事や、神皇正統記に「此君（醍醐天皇）の御一失と申傳へ侍りし」といつてゐる事杯にも窺はれよう。彼れは生前の苦き體驗から、死後は冤罪に惱む人々の爲めに無實を晴らさんとの誓を立てたと信ぜられて、それらの人々の渴仰を受けた。身の明りを立てんとする人々はいつしか北野社に於て起請文を書く習ひとなり、鎌倉幕府の如きは法律に於て京都の諸社の神官、神人は必ず同社で書く事を命じてゐる。これ又彼れを冤罪とする感情の一つの現れに外ならぬ。

配所の道眞は殆ど拘束を受ける事なく、少年の男女子を同伴して團欒の樂を共にする事を許されてゐたが、彼れみづからは深く謹慎して外出を絶ち、恩賜の詩篇に限りなき多年の朝恩を追憶しては感泣に咽んだ事も幾度であつたらう。斯くてつゝ、まじやかに只管恩赦の日を待ち焦れつゝあつたけれども、其機會の到來を待たずして、果敢なくも、配所の露と消へて了つた。時人はもとより後人の道眞に對する絶えざる同情畏敬の結晶が、やがて多くの神々の中で、最も多くの人氣を集めた天滿自在天神として祀られ、死後に迄も永く比類なき餘榮を専らにする事が出来たのである。(昭和三、四)

第三 人間としての法然

一 法然の門流

宗教史上に於て苟くも宗祖と仰がるゝ程の人物は、其人格の崇高で一身を犠牲として法に捧げ、乃至衆生濟度に盡くした事蹟が、宗祖の時代及び後世に甚深なる感化を及ぼし、渴仰歸依する多數の信徒を生じて益宗風を宣揚するに至つたものであること言ふ迄もない。只此に注意すべきは、其直接間接の感化はこれを享受した人々に依つて必ずしも一様でないといふことである。

法然は古來多くの宗祖中最も門下の龍象に富んだ人であつた。而して彼等の中から、更に多くの流派を生じたことも亦他に比類のない程で、それらが何れも皆よく法然の遺志を受繼いだと信じて居たこと勿論であ

る。然るに法然の門下は法然の生前よりして其言動の國法に觸れて處罰を受けたものが多く、法然自身も其七箇條の起請の一條には、邪法を正法となして偽つて師範の説と號することを停止して、

各一人ノ説ト雖ドモ、積ルトコロハ予ガ一身ノ衆惡トナル、彌陀ノ教文ヲ汚シ師匠ノ惡名ヲ掲グルハ、不善ノ甚シキ、コレニ過ギタルハナキモノナリ、

といつて居る。法然の時代ですらさうであつた。後世に至つては何れが宗祖の本意であるかないか、これを判断するのは必ずしも容易の事であるまい。

二 宗祖傳記の研究的態度

すべての宗教は其開立の當初は、教義や儀式も猶ほ洗練を缺いて混沌たる域を脱せなかつたものであるが、後世になればなる程、それらが皆一定の型となつて少しでも其範疇を脱するものがあれば、異安心と看做され、壓迫を受けるを免れない。宗教々務の上から見て已むを得ないとしても、既に宗祖の感化がこれを享受した人々の機縁に依つておのづから異なることを許し得るならば、是等も餘りに深く咎むべきでなからうと思はれる。

次に我等歴史家の見地から冷靜に判断すれば、宗祖の人格は、一般に時代を経ると共に其信徒に依つて超人格の所有者と祭り上げらるゝを例とする。宗祖の時代に於ては其新宗派が一般に認めらるゝ迄になるのはなか／＼容易の事でなかつた。九十の長壽を保つた親鸞すら、一生不遇に終始した。近來學者に依つては、傳ふところの如き親鸞其人は歴史上に存在せなかつたといひ、或は陰に覺如や蓮如の構造に成つたのであ

らう杯と放言するものさへあつた。是等は何れも餘りに宗祖の地位環境に無理解な無用の穿鑿ではあるが、少くとも親鸞が當時中央有識の間に於て其存在を認められて居なかつたことは事實である。親鸞とは其性格が非常に相違して居つたと思はるゝ日蓮の如きも、其平生大聲疾呼、説教に文書に宣傳を怠らなかつたのみならず、往々自家廣告の手段と疑はるゝ詭激の行もないではなかつたけれども、それすら幕府其他外間の記録には其痕跡を残して居らぬ程であつて、當時の有識社會からは認められて居なかつたのである。日蓮が後にみづから其適中を誇つて居た立正安國論中の蒙古襲來の豫言の如きも、毫も當局の注意を惹かなかつたのはこれを證して餘りがあらう。

我等は其専門研究の立場から各宗々祖の傳記を調査すると、其大なり小なり奇蹟的事蹟と傳へらるゝことが、時代を経れば経る程、新たに加はつて來るのに遭逢する。若しも斯る傳説記録が初めから存在して居たならば、古く彼等の傳記に先づ吹聴せらるべき筈である。世話に「下衆の智慧はあとから」といふ事がある。是等の傳記家も此點に於ては下衆の一人たるを免れぬ。それ丈後になる程殖える佛舍利の奇蹟に對しては、歴史家は眉に唾して見ねばなるまい。我等が宗教家乃至宗教史家と其研究的態度を異にするは此點に外ならぬ。

三 一宗開立の苦心

我等は如何に一宗の祖師開祖として超人格化されたる人々に向つても、皆一樣に一個の人間として見たい。而して其人格事業が當時の文書や記録を通して最も正確に近いものを見出だすに努力し、これに反して後人

の手に成つた傳説記録に對しては、頗る慎重なる態度を以て、それらと矛盾せぬ範圍のものに限つて參考に供するに止め、然らざるものは後世宗内派内に於て如何に權威附けられたものであつても、一切これを排除し黙殺せんとするものである。若しも此態度を憚らずとして、何々天皇の御宸翰に迄あることを認めないのかと攻撃さるゝならば、それこそ研究の自由を拘束するものであつて近頃迷惑千萬である。

私は數年前、愚管抄が慈鎮の作であるといふことを考證して發表したことがある。然るに淨土宗の傳説に據ると、慈鎮も亦其實兄九條兼實と共に法然に歸依したことになつて居るに拘らず、愚管抄には専修念佛が愚癡無智の尼入道に喜ばれて隆盛になつたといつたり、法然の臨終に何か不思議があつたやうにいふものもあるが、何もなかつたと否認して、如何にもよそよそしい書振であるから、愚管抄を以て慈鎮の作とするとは今尙ほ同宗側で好まれぬ風がある。けれども私はそこが慈鎮の作たる所以である、既成宗教殊に顯密を譏る當時の淨土教に對して、天台の高僧たる慈鎮の同情を求むるは本來間違つて居るのだと説いて置いたが、其後宗門の歴史家から御念の入つた辨駁を發表され、書面でも難詰されたことがある。併し、私の見地はもとよりそれらに依つて微動だも感じた譯でない。私は歴史事實の真相は決して左様な捉はれた見方で看破し得らるべきものではなく、臨終の奇特杯のなかつた方が却て人間の眞骨頂を傳へて居ると思ふ。

さりとして私は他の多くの宗祖中法然に對しては最も多くの親みを持ち、又若し言ひ得べくば、其人格事業に對して或種の感激に満たされて居る一人である。これは私の從來既に發表した著書論文の中にも書いたところであるが、今試みに其二三の理由を擧げて見よう。

私の法然の心事に共鳴するとは先づ其立教開宗についての苦心である。此點は最近法然の唯一の保護者ともいふべき九條兼實の信仰の研究に依つて一層證明されるに至つた。元來念佛の信仰は佛教の傳來と共に我國に傳はつて來たものであつて、現に顯密に通じて行はれて居るのみならず、淨土宗所依の阿彌陀經も古くより尊重されて居た。只法然は是等の念佛信仰を時代人心の傾向を察して其救済に充つべく、末世の凡夫も彌陀の本願に乗じて餘行を棄て、決定往生することを得るといふ一向專修念佛の教を弘通し、淨土の一門を開立したところに其生命があると思ふ。然るに兼實の日記であるところの玉葉に據つて見ると、法然自身は兼實や其家族の邪氣病氣を攘ふ方便と看做された受戒の戒師として、他の顯密の諸師と共に其門に出入しつゝあつたもので、戒行に重きを置かぬ淨土信仰としては寧ろ奇異の現象である。これに據つて見れば、兼實自身は又必ずしも專修念佛の行者として餘行を排したのもと思はれない。これは法然の感化が未だ兼實に及ばなかつたものと解すべきであらうか。試みに略同時の他の宗祖の例を擧ぐるならば、榮西がある。彼れは初め宋から歸朝して、盛んに禪法を開示した爲めに端なくも南都北嶺の激烈なる反對を買つた。これに對して榮西は我禪門は特に今始めて出來たものではなく、天台の宗祖傳教も既にこれ傳へた、「禪宗若非、傳教亦非、傳教若非、台教不立」云々といつて、宗祖の素意に暗い台徒を笑つた。即ち禪宗は決して自身が開立したものでなく、古くから存在して居たので、それを正しい見地から説くものが自身であるといふ立場を釋明したのである。此點は日蓮の法花宗とても亦略同事であらねばならぬ。親鸞に至つても同様決して獨立の宗を開立するの態度でなかつた。これ偶宗祖其人の苦心を語るものである。斯くて禪宗は山徒の抗奏に

遭つて朝廷から停止の令が下り、榮西は京都を後にして鎌倉に赴き、將軍頼家や政子の歸依を受けた。然るに吾妻鏡を見ると、東下後の彼れの歸依は單なる祈禱僧としてあつて、決して禪宗の開祖としてあつた。而かも榮西は此外護に依つて京都に建仁寺を建立したが、それは延暦寺の末寺として、そこに遮那止觀等の諸院を置き、圓密禪の道場とするとの交換條件に既成佛敎の諒解を得た結果に外ならぬ。沙石集に、斯く國の風俗に背かず教門を控へ目にして戒律天台眞言と相兼ね、一向に唐様を行じないのは「時を待つにや」といつて居る。斯様に新宗派の開立の前には、舊宗派との衝突等種々の障礙が横つて居た丈、宗祖の苦心は一通でなく、往々所謂妥協的融和的態度に出づるの必要のあつたのは已むを得ざるところである。法然の七箇條の起請の如きも多少此意味がないでもなかつた。日蓮は此點に於て全然他の諸師と異つた猪突的態度を執つたが、これを他の諸師に比べて何れが成功したかはおのづから別問題であらう。

四 法然の本懐

法然は八十年に亘つた一生の間常に渾然たる態度、温乎たる風貌で、聊かも倦色なく人に接し法を説いた。其最も多くの門下を包擁し得たのは偶然でない。而かもこゝに私の特に指摘したいことは彼れがみづから名聞を希はなかつた一事である。一代の大工事たる東大寺大勸進を引受けよとの命の下つたのは、或意味に於て宣傳の好機であつたかと思はるゝにも拘らず、みづからは固く辭退して弟子の重源を推薦した。彼榮西が法勝寺の九重の塔の工事を監督した功勞を以て當時先例のなかつた生前の大師號を自薦した事實に徴しても、法然の出處は格別であつた。法然の生涯は波瀾に乏しいやうではあるが、それでも其晩年には安樂住蓮等の

事から専修念佛停止の令が出で、法然は其責を負うて土佐に流され、宗祖にふさはしい傳記を飾つて居る。而かも安樂住蓮は當時僧侶に取つて異例ともいふべき斬首の極刑に處せられて居る。中にも住蓮の如きは陸奥寺主實遍の子で、父祖の代から法華經の持經者であつて、天下名譽武勇惡黨や日本一武勇惡僧杯を出した丈の事はある。爾來淨土の一門は益隆盛を加へると正比例して、山徒の迫害は益加はつて、法然の墓は遂に彼等の手に依つて發かるゝに至つた。これ抑何を語るものであらう。法然が八十年の全生涯を法を捧げた強烈なる感化の餘光即ちそれであつた。

法然の鼓吹した念佛信仰は果して兼實其他の貴族に對して、思はれた程濃厚でなかつたらうか。法然當時の公卿三條長兼の日記三長記を見ると、朝廷は興福寺の上奏に依つて安樂等の逮捕命令を發せられたが、其口宣の文に、法敵たる法然の事を上人と載せ、又「起門弟之淺智、背源空之本懷」等の法然を尊敬しこれを辯護するが如き文意の存するのは上奏の精神に乖るものであるといつて、興福寺側では、これ職事たる長兼が法然を曲庇したものであると咎め、興福寺から提出した上奏文を其儘宣旨に載せられたいと奏聞したが、後鳥羽上皇は法然は念佛を勸むるの外に罪はないと仰せられて衆徒を諭され、諸卿も斯る宣旨を見て國民が念佛其者の停止であるかの如き誤解を抱くに至らんことを心から憂慮し、縦ひ一人たりともこれに依つて其信心を翻すものがあるれば罪業であるといつて、興福寺の奏請するが如き宣旨の發布を躊躇したのである。此特筆に値ひする事實に依つて、念佛の信仰が如何に朝野を風靡しつゝあつたかを窺はるゝと同時に、南都北嶺の極力排斥に力めたのも亦決して偶然でなかつたことに思ひ當ることが出來よう。

當時大宮人の政治の腐敗から京都すら動もすれば無警察の状態を呈し、貧富都鄙の疎隔が甚だしく、人心不安を極めて、一日たりとも生命財産の安全の期し難かつた時に際して、一向専修の信仰の普及が、將に溺れんとする凡夫の精神を救済し安心を與へる上に、如何ばかり偉大な感化を及ぼしたかは測り知られぬ程のものであつた。我等は法然が専修念佛の一義を立て乍ら而かも山門の勢力圏内に屬する京都の東山に其庵室を設け、顯密の諸師と交はつて貴紳の間に祈禱授戒の師となることを甘んじ、其門下が一念住生の義を立てて諸宗を謗り、肉食妻帯を勸めて、社會一部の非難を被るを見て、七箇條の起請の筆を執り、南都北嶺の抗議の犠牲となつて配所の月を眺めたことを回顧して、宗祖に通有な多大の苦心に同情を寄すると共に、斯る際にも毅然として世間の名聞から遠ざかりつゝ選擇集の著述に其胸中の蘊蓄を傾けて一宗開立の基礎を築いたところに、侵すべからざる宗祖の眞面目を見出し、人間としての法然の人格顯彰に向つて些の躊躇をなさざるものである。(大正一三、三)

第四 楠木正成

楠木正成一生の事蹟は國民周知の事實でありまして、誰れにも能く判つて居りますものゝ、それは大體の輪廓でありまして、少しく立入つた話になりますと、随分間違つた説が行はれて居ることもありますから、

私は歴史上最も正確なる記録に據りまして、正成の一生を一應述べて其偉大さを明らかに致して見ませう。

正成の一生はこれを四期に分けることが出来ます。先づ第一期は河内の土豪として未だ世に現はれなかつた時代であります。正成は自身橘朝臣正成と署名して居る如く橘氏の人でありまして、楠木といふ氏は鎌倉時代の初から記録に現はれて居ます。楠木氏の系圖は數種ありますけれども、何れも後世になつて作り出したもので時代が合ひかね、正成の如き大人物の父が如何なる人であつたか、よく判つて居りませぬのは残念至極であります。つまり無名の田舎侍に過ぎなかつた。けれども其一門は河内から和泉紀伊にはびこつて居りまして、兵力も相當にあつたものと見え、鎌倉幕府も北條高時の頃に、部下の人望を失つて地方にちよいちよい兵を擧げるものが出て参りましたが、其頃正成は高時からの命令に依つて紀伊國の兵亂を鎮定し其勳功の賞として土地を給されたことが見えます。正成が兵衛尉に任ぜられたのも幕府の推舉に依つたものでありませう。勿論正成も武士の身分として天下の武士と共に鎌倉幕府の統制を受けて居たのでありますから、幕府の命令とあれば遵奉しない譯には参りませぬ。併し斯様な命令を受けて、やがてそれを果たして居るところに、正成の時代になつて其地方に於ける勢力が中央に認めらるゝに至つたことが判るのであります。

當時の武士は一般に頼朝以來百五十年の久しき生命財産の安全を保障されて居つた恩義に馴れまして、幕府あるを知つて朝廷あるを忘れかけて居りましたが、後醍醐天皇には延喜天曆の昔に立歸つて、天皇が萬機を見そなはず御世になされ度思召され、それには北條氏が政權を奪つて我物顔にして居るのは僭上の沙汰であるから、後鳥羽天皇の如く御討伐あらせられんものと内々で御計畫を御進めになつたのであります。正成を御召になつたのも是時の事と思はれます。勿論秘密が漏れては大事が破れますから、極秘の裡に御沙汰があつたに相違ありません。或は是時討幕の密議に参じた日野俊基が山伏の姿に變装をして大和河内の様子を探つたことがあると申しますから、其時に正成を諭して味方に属けたのであらうといはれて居ります。事實さうであつたかも知れませんが、御上と致しましては、世に聞えた大名杯では目立つて秘密の洩れる恐れがありませんから、中央へは餘り聞えて居らぬけれども、地方ではなか／＼勢力のあつた正成の如きは最も適當な宮方の候補の一人と目ざされたのでありませう。

併し一度御召に應ずることになりますと、北條氏には背いた譯であるから何時外に洩れて嚴罰を受けまゐるものでもない、一身丈ならば未だしも、禍は一家一門にも及ぶといふ、實に一大危険を伴ふのであります。然るに正成は非常な覺悟を以て此御召に應じましたから、天皇も最初から深く御信任御依頼に相成り、正成もこれに感激して一層報効を圖つたものと思はれます。これから正成の一生中最も花々しい第二期に入るのであります。

後醍醐天皇は討幕の議が發覺して幕府の大軍が到らぬ前に密に京都を落ち給うて笠置に御籠城になりましたが、是時に正成は笠置へ馳せ参じて、始めて天顏を拜し、難有御説を承りました。正成が檢非違使、左衛門少尉に任ぜられたのは是時の事かと思はれます。やがて御暇を賜はつて本國河内に歸つて城を築きました。これは追ては天皇をそこに御迎へ申上げる用意からでありましたが、天皇の皇子の尊良親王や護良親王は一と足御先きに正成の許に参られ、天皇もやがて笠置城が落ちたから其御後を逐はれて赤坂城へ御潜幸に

ならうとする其御途中で、おして北條氏の軍隊の手で京都へ御戻りを願ひ、次いで隠岐へ御遷し申上げたのであります。

是迄餘り世間に知られなかつた正成の名は、赤坂城の名と共に一時に天下に高くなりました。併し何分俄普請の事でありましたから、程なく敵の大軍に攻落され、一年許の間は何處へか身を隠して居ましたが、やがて其名も高き金剛山千早城に楯籠り、吉野方面の大塔宮護良親王と策動して、附近の敵を打靡かせ、天王寺に迄進出して今にも京都を突かん氣勢を示しました。京都にては鼎の沸くが如く、幕府は俄に武士を以て御所を警衛させましたが、猶ほ大塔宮と楠木兵衛尉（正成の事）とを誅伐するからといつて、全國の兵を召集し、又重い賞を懸けて宮と正成との首を取つて来るやうにとの命令迄出して居る程で、一地方の武士に過ぎなかつた正成も、今は一躍して宮様と同等に取扱はれ、其名は全國に轟きました。當時金剛山千早城に於て奇策縦横、寡兵を以て能く大軍を悩ました話は、知らぬ人もなからうと存じますから略しませう。

正成が千早城の戦に種々の奇策を講じて、寡兵を以て敵の大軍を悩ましたことは、華々しく太平記に記されて居ますが、これには誇大の記事もあり、又中には虚構もあらうと思はれますけれども、武家側の梅松論にも、延元元年尊氏が再舉を圖つて九州から海路備後の輛を経て兵庫に向つた時に、足利の紋の幕を引いた船が、向ふより漕ぎ寄せて来るのを見て、楠木が謀で、味方と見せかけ向つて来るのであらうと、一時は狼狽しましたが、全く四國の細川氏等味方の軍船であることが知れて安心したとありますから、當時正成の奇謀が、敵方にも大に恐れられて居ましたことは事實であつたに相違ありません。

正成は戦術に明るいところから、所謂軍法家はこれを以て楠流なるものを捏ち上げ、正成自作と稱する軍法書迄が出来て居ります。妙心寺開山關山惠玄の傳にも、正成が惠玄の奈良に行く途中を家に迎へ、參禪して得るところがあつたと、兵法の書を引いて書かれて居りますが、妙心寺では其第二世圓鑑國師授翁が藤房の後身であると致して居りますけれども、歴史家は否認して居ります。兵法の正成の話も、亦此類でありませう。

官軍は天皇も隠岐に御出でになり、一度官方をしたものも、北條氏の威勢に縮み上つて、頓と振はなかつた中に、正成獨り孤城に楯籠つて天下の大軍を喰ひ止めたから、追の敵も一氣に攻落すことが出来かねて、長圍の計をなすの餘儀なきに至りました。これを見て各地の官軍がそろ／＼勢力を盛り返して火の手を揚げ、其内に天皇も密に隠岐を御出ましになつて、伯耆の船上山に御座所を設けられましたから、諸國の官軍益々勢ひを得て、間もなく六波羅を攻落し、京都を回復しますと、鎌倉の幕府も亦脆くも亡んで仕舞ひまして、天皇は京都に還幸になりました。

これを以て見ますれば、正成の千早の籠城は恰も日露戦役の旅順の如く、一種の牽掣的防禦でありまして、軍の勝敗に取つて頗る重大な地位にあるものと謂はなければなりません。一旦頓挫を來たしました官軍が、其兵力を回復して四方競ひ起つたのは、全く千早城で敵の大軍を引き附けて、他の方向へは手も足も出せないやうにして居たお蔭で、さもなければ彼等は悉く優勢な敵の爲めに粉碎されて仕舞つたでありませう。果して然らば、天皇の回復の御大業が成つたのも、幕府百五十年の命脈を絶つたのも、大塔宮の御威徳と共に、

正成の偉大なる勳功に依つたと申さなければなりません。彼天皇の京都への御還幸を湊川で御迎へ申上げて親しく御慰勞の大御言を承はつた時の正成の心中果して如何でありましたらうか。實に獨りでは背負ひ切れぬ程の赫々たる譽を身に負ひ乍ら平伏したる正成、車駕の中から漏れ聞ゆる慰勞の玉の御聲、眞にこれ床しくもうるはしき一幅の畫圖でありましたらう。正成としては前にも述べた如く、一大決心を以て王事に勤めたのでありますが、何分一時は殆ど獨りで官軍を背負つて立つたやうなもので、其責任が非常に重かつた丈に、神や佛にも願かけて勝利を祈りました。今は湊川神社に藏せられて國寶になつて居ります法華經の奥書は、正成の自筆で書かれたものでありますが、それには平和克復の後に此宿願を果たす爲めに、法華經一部を新たに寫して、社頭で轉讀したと書いてあります。其戰爭中、一身を以て國家の安危に任じて居つた日夜の苦心、心遣ひの、如何ばかりであつたかは此短文の中でも窺はれるのであります。

これから正成一生の第三期に入ります。これ程迄に拔群の勳功のあつた正成が、後醍醐天皇の御理想となされた天皇親政が達成されたところの建武中興の世となつてから、思つた程酬いられて居ないやうであるのは、如何した譯でありませう。位は從五位下から僅に一階を陞せられて從五位上になつたものゝ、猶ほ地下と申して卑しい身分であり、官は依然として左衛門少尉で、唯河内守を兼ねさせられた丈であります。併しこれは朝廷の御世になつたのでありますから、縦ひ天皇は「朕の新儀は未來の先例」と仰せられて種々破格の新例を御開きになつたことがありまして、根が因襲や傳統に重きを置かれた朝廷の事故致方がなかつたのでありませう。

併し中興政府の重なる役所であつたところの記録所や雜訴決斷所では、正成は公卿方と一緒に交つて要職に當つて居りましたから、兎角保守的の世人の間に目立つたものと見えまして、當時元來身分の卑かつた公卿や武士が、新政府に拔擢されて榮職に就き、頗る羽振のよかつた數人の人達を、口善惡ない京童共が三木一草と申して囃し立てたさうであります。所謂三木とは楠木のキ、結城のキ、伯耆のキを合せて申したもので、一草とは千種を指して申したもので何れも皆勤王の人達でありましたが、其中楠木は言ふ迄もなく正成であります。餘り拔擢とも思はれないのに、聊か輕蔑の意味をも含めた京童の無理解は眞に慙笑の外ありません。然るに此頃の正成は、身分の高下について、毛頭不平の色もなく、又世間の輕侮をも物ともせず、多く京都に居つて、行政司法軍事の忙はしい事務に寢食を忘れ、只管勵精して居たやうに思はれます。其頃正成の書きました書狀は、觀心寺等に數通傳はつて居まして、皆國寶となつて居ますが、書中に書かれて居ります事柄は、一つとして公事に關せないものはなく、一身一家の私事については一言も申して居りません。

其内に尊氏が反いて、大軍を以て京都へ攻上りましたから、中興の政治は爲めに頓挫を來たしましたが、正成は復舊の如く軍事に携はる身となりまして、其一生の最後の第四期に入るのであります。其時正成は一時天皇に供奉して叡山に登りましたが、幸ひに策戰宜しきを得まして、遂に尊氏の軍を西國に敗走させましたが、尊氏は程なく全國多數の武士の支持を受けて兵勢を盛り返し、大舉して海陸の兩方面から攻上りまして、丁度兵庫が敵味方の主力の會戰地となりましたが、正成は遂にこゝで戰死を遂げたのであります。先きに功成つて天皇を迎へましたところの湊川の地が今や最後の地とならうとは、何んと不思議の因縁ではあり

ませんか。而かも正成の討死と聞いては、敵も味方も惜まぬ人はなかつたと、足利方の梅松論に書かれて居ります。味方は兎も角、敵から迄も其死を惜まれたところに、正成の偉大なる人格の、敵味方を超越したもののあつたことが窺はれるであります。

正成が死を共に致しました弟正季に、最後の願を問ひました時、正季が七生迄、同じ人間に生まれて、朝敵を滅ぼさばやと存ずると答へますのを聞いて、正成は嬉しげな氣色で、我れも同様に思ふといつたとの事は有名な話であります。神戸即ち當時の兵庫の廣嚴寺といふ禪宗の寺院の傳説では、正成は其時同寺の開山明極和尚を訪うて、問答をして、それにヒントを得て覺悟を定め、而かも廣嚴寺の無爲庵で自殺したといはれて居りますけれども、常識から考へましても、兩軍に取つて天下分け目の戦争にさうした餘裕のあらう筈がありません。元來此寺は足利方の攝津國守護赤松範資が建立したものであつて、それも湊川の戦のあつた翌年の延元二年即ち北朝の建武四年に建立したのでありますから、湊川合戦の頃は未だ此寺は建つて居なかつた。明極は此寺の開山になつて居ますが、其前年の九月、正成の戦死後、四箇月許に示寂して居ますから、寺の建つた頃には此世に居りません。唯開基の檀那赤松範資が、明極の生前に參禪歸依したことがあり、且つ同寺の第二世とはなつて居るものゝ、事實上の開山でありました竺雲が、明極の法嗣でありましたところから、明極を以て名義上の開山と致した迄で、即ち勸請開山であつたことが明確にされて居ますから、此一場の話は信ずる譯に參りません。

抑我國體は君民間の特殊な關係に出發致して居るのでありますから、國民道德も亦忠義を以て其基調と致

して居ります。今正成の一生を考へて見ますれば、一たび大義名分に目醒めて勤王の大義に向つた以上は、父祖以來多年の幕府の恩義をふり棄て、一身一家の利益を犠牲に供することを厭はず、屢危地に臨み、死生の間に入し乍ら毅然として敵と對峙し、一旦敗れて身を隠しても、やがて復盛返して不屈不撓、飽迄も君國の爲めに奮闘して已まなかつた。斯く逆境に立ち乍ら、能く一族を纏め、部下の離散を免れたのは、全く彼れが赤心を以て人に接したからであります。

斯くて功成つても驕らず、賞少くとも恨まず、紛々たる世評を意に介せないで、一意報効の外餘念のなかつたのは、表面平凡に見えて、實は他人の追隨を許さぬ大きいところがあるのであります。湊川の戦死も、正成としては萬善を盡くした結果として、毫も悔いるところがなかつたであります。

嗚呼波瀾の多かつた正成の一生は、實に我國國民道德の理想的權化であります。正成の死は當に當時に惜まれたばかりでなく、永く後世に迄も惜まれて居ります。足利時代には其子孫が時々起つて將軍に危害を加へんとした爲めに、自然朝敵として壓迫を加へられましたから、楠木氏一族は氏をかへて世に憚つて居た位でありましたが、近世徳川時代に至つて、朱子學も盛んになり、國民は大義名分を明らかにすると共に、正成を崇拜するの情が盛んになりました。延いては正成の奉仕した後醍醐天皇の皇統を正統とすることに輿論が傾くこととなり、明治になつてから逸早く、正成の戦死の地に神社を設けられて神と祭らるゝに至つたことは徧く知らるゝ通りであります。純忠無二で、一片の私心もなかつた正成にして、始めて我護國の神として永久に祭らるべきであります。國民たるものは此國民道德の權化たる正成の心を以て心となして、我祖國

の爲めに盡くし、我國運の隆盛を期せねばなりません。(昭和二、五)

第五 木村重成

今回皇太子殿下の御成婚に際して、聖恩の枯骨に及んだものの中に、木村重成がある。彼れは弱年乍ら、豊臣氏の爲めに其節を變へなかつた無二の忠臣であつて、其事蹟は國民精神の作興に關する詔書に「忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ」と仰せられたる點にも合ひ、全國民殊に青年に取つての好教訓となるものがある。故に今其短い乍らに花々しかつた彼れの一生を回顧するは決して無用の事ではあるまい。

重成は秀頼の乳母の子で、秀頼と乳兄弟であつたといはれて居るが、母は身分の軽いものであつたから、其名は世間に聞えなかつたのである。或は紀伊那賀郡猪垣村の地侍の子であるともいひ、或は父は佐々木三郎左衛門といふものであつて、秀頼のお氣に入りであつたから、淀君が秀吉へ執成して大和吉野の城主木村隼人の子常陸介重茲の養子にし、木村の苗字及び名乗の一字をも與へて木村重成といはせたのであるともいふ。何れにせよ、身分は微賤から出でた人であつたらしい。(明良洪範續編) 其性質はやさしく、堪忍を第一として人の過失をも咎め立てしなかつたから、世間では長門守は手ぬるくて物の用に立つまじき男だと評判され、(古實話) 或日の如きは大阪城中で茶道の坊主から耻辱を與へられたことがあつたが、未だ年の行かぬ彼れは、怒つて果し合ひでもするかと思ひの外、笑つていふやう、武士の法としては、汝は討捨てに致すべ

きものではあるが、汝を殺せば我れも亦死なねばならぬ、然るに我れは君の一大事のあらん時に御用に立つと心掛けて居るものであるから、汝風情に換ふべき命を有たぬ、それ故、見捨て置くぞと言つたとのことである。當時は喧嘩兩成敗といつて、理非を問はず双方共に死刑に處せらるゝの法であつたから、縦ひ茶道が悪くとも、これを殺せば重成も死を免れることが出来なかつたので、主君に對する重大なる責任感が斯る無智の一茶道の耻辱を忍ばせたのである。これ詔書に「責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ」とも「親和ヲ致シ」とも仰せられて居る御趣意に相合ふものであり、又教育勅語の「恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及シ」「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」の御趣意にも適合して居るものと謂ふべきである。併し當時にあつては、斯る耻辱を受けながら相手に手出しの出来ぬのは卑怯であり臆病であると言はれても仕方がなく、只其眞に卑怯であつたかなかつたか、又臆病であつたかなかつたかといふことは、彼れの將來の行動に俟たなければならなかつた。

然るに慶長十九年の冬、重成が年二十歳の時に大阪冬陣が起つて、彼れは其十一月二十六日の初陣に功名を揚げ、始めて主君の御用に立つ爲めに堪忍するのであるとの彼れの日頃の高言に思當らせられたといはれる。而して此冬陣に於て、家康の本陣となつた住吉(後に茶臼山に移つた)も、將軍秀忠の本陣となつた平野(後に岡山に移した)も、共に大阪府東成郡にあり、最初の決戦の行はれた鳴野、今福が亦同じく此地であつた。(後大阪市に編入さる)

家康は十一月十七日に住吉に、秀忠は同日平野に陣取つたが、翌日茶臼山に落合うて攻撃の方略を議して居る。元來大阪は秀吉の生前に心を籠めて築城した丈あつて、これを攻取るは容易でない。故に老獪なる家

康は初めから和戦兩様の準備をして、密に和議を講じつゝあつたけれども、其目的を達するには一戦の下に勝利を博して敵を脅威せねばならぬと思つたかの如く、他面には攻撃の方略に苦心を重ね、それが遂に實現されて、鳴野、今福の戦とはなつたのである。故に此戦争は大坂冬陣に取つて重大なる地位を占むるものと言はなければならぬ。

鳴野の戦を説くには、同時に今福の攻略をも述べねばならぬ。何となれば東軍の攻撃方略に於て、鳴野戦は今福の攻略に對する敵軍牽掣の爲めであつたからである。新大和川が徳川時代の寶永元年に東成郡の南に附替へられるまでは、大和川は此邊を流れて居つたのであつて、鳴野は南に、今福は北に大和川の大河を隔て、居り、兩岸共に大きな堤防があつて、南は鳴野堤、北は今福堤とも、又今福の西隣の蒲生の地名を取つて蒲生堤ともいつて居つた。堤防の下は、一方は川であり、一方は夏中の洪水で海のやうになる田地であつて、後世新大和川の開鑿も、一つは此洪水の害を避けるが爲めであつた。されば堤防は殆ど唯一の道路となつて、戦路上の重要地點となつて居たのである。

大阪方では東軍の侵入に備へる爲めに、此二つの堤防を、鳴野と今福との兩方で堀切り、堅固な砦を設けて守備の精兵を置いた。就中今福は今福村より約三丁許り城の方に堤防を堀切つて柵を設け、矢野和泉守等がこれを固めて居り、又今福村の古屋敷にも數百人を置いて鐵砲を打ちかけたのであるが、家康、秀忠は軍議の結果、先づ今福に城攻の足溜あしなまりとして附城即ち陣場を設けようとした。それには是非共其擁護の爲めに今福の敵を驅逐せねばならず、今福の敵と戦ふには、味方が對岸の鳴野の敵から側面射撃を受くる恐れがある

から、同時に鳴野の敵に對しても、戦争を開始してこれを牽掣せねばならなかつた。今福には佐竹義宣が陣取り、鳴野には上杉景勝を始め堀尾忠晴、丹羽長重が陣取つたばかりのところへ、休息の暇も與へず東軍の大本營からの檢使が来て家康の攻撃命令を傳へた。上杉の家臣直江兼續の如きは、今着陣したばかりのところであるからといつて、軍隊の疲勞を回復する迄一日の猶豫を求めたけれども、檢使は景勝の父謙信は陣取の即日軍をしたといふではないかとたしなめたので、道の兼續も返す言葉がなく、澁々命令に服したと傳へられる。

今福では果して佐竹の陣場の普請を大阪方から妨げた。佐竹の家臣澁江内膳政光等が六七百騎で今福の柵に強襲を加へて敵を驅逐し、そこに手兵を置いて一旦引返して又陣場の普請に取り掛かると、其日の午後未の刻に城中から三千餘騎の軍隊が鐵砲を放ちながら打つて出た。それが木村重成、後藤基次等の率ゐたものであつた。城中では其前日、基次が東軍の中で、東北に當る敵が先備を後に直し、後備を先へ繰出して、軍隊の組替を行つて居るのを遠望して、明日敵は必ず此方面に攻撃を加へるであらうと推察し、本丸に赴いて、大野治長や、木村重成等に向つて其警戒を促したのである。斯くと聞いた重成は、基次に向つて、自身は御存知の如き若輩で、今日迄自身手を下して戦争をしたことがないから、明日若し彼方面に戦鬪があつたならば、貴殿の御引廻しを偏に頼み申すと言つた。基次はこれを諒として、御尤もの心掛けである、自然明日合戦があつたならば、慮外ながら老人の役に御指圖申合せませうとの挨拶をしたのである。果して其翌日即ち慶長十九年十一月二十六日には此方面の敵の備に異状を呈したから、基次は敵狀偵察の爲めに、大阪

城の東北の青屋口から蒲生堤迄出でると、敵から砲撃した弾丸が當つて負傷した。重成は味方を指揮し乍ら奮戦したから、其勢當り難く、これには佐竹方も辟易したところへ、基次が又側面より砲撃したから、敵の部將澁江内膳政光は討死し、副將梅津半右衛門憲忠も負傷して、佐竹勢頗る苦戦に陥り、大將義宣自身太刀を取り乍ら先頭に進んで味方の敗軍をせき止めようとした。大阪御陣山口休庵咄には、澁江内膳は、重成が槍を合せて其首を取つたのであると見えてゐるけれども、佐竹側の記録（譜牒餘録）には、澁江が砲撃を受けて負傷したのを、大勢押かゝつて首を取つたのであると見えて居る。而してそれは重成の組のものとも、基次の家臣とも傳へられて居る。此戦に殊功のあつた重成の部下にも大井何右衛門は戦死を遂げた。

鳴野は大阪方から井上五郎左衛門が其手兵を以てこれを固めて居たのであるが、敵味方矢丸を交へて合戦の最中、城中から援兵が出で、寄手が苦戦に陥つた。時恰も直江兼續が鳴野堤の蘆の中へ伏せ置いた歩卒が、時分はよしと側面射撃を加へた爲めに敵も辟易して進みかねた。一方上杉方より今福表に派遣した斥候が歸つて佐竹の本陣が危険に迫ると告げたから、景勝は其家臣杉原常陸介親憲に、川を渡つて今福を救はせた。杉原は川を偵察すると、深いところは目迄届くけれども、其中に浅いところを見附けて、對岸へ渡つて、馬を敵陣近く乗入れ、榊原康勝と共に射撃を加へたから追の敵も辟易した。程なく日が暮れて敵軍は城中に引返した爲めに、佐竹勢は危地を免れ、一旦失つた柵を取戻した。鳴野もこれに依つて敵軍牽掣の目的を達して、鳴野堤に柵をも手に入ることが出来た。これが當時の正確なる記録に據つた今福、鳴野合戦の真相である。

此一戦で、東軍は大阪方の柵を取つて其軍隊を城中に逐ひ入れたとはいひ乍ら、一時は可なりの苦戦に陥つて、名ある勇士を喪ひ、敵膽を寒からしむることが出来なかつた。而してそれは主として木村重成及び其部下の奮闘が與つて大に力があつた事である。されば後に秀頼は重成を以て日本無双の勇士であるといひ、其武勇を賞する爲めに、感狀に正宗の脇指を賜はらんとしたから、重成は一旦これをおし戴きながら、今福の戦功は自己一身の武勇ではなく、秀頼から預けられた軍隊及び自身の家臣が何れも身命を抛つて戦つた爲めに勝つことを得たのである、何ぞ自身丈の功名とすべきや、又感狀は他家に仕へる時に其經歷を飾る習とするところであるが、自身は二君に仕ふる心毛頭なく、萬が一武運拙く秀頼公世を早くしたまふ場合にも、冥途迄も御手先を承けるべき身であるから、頂戴は仕るまじ、御寶藏に御預け申上ぐるといつたとの逸話が傳はつて居る。

其後程なく十二月に大阪方との媾和が成立して、家康、秀忠と、秀頼と互に媾和條件を書いて、これに違背せざるを誓つた誓紙を取替はす段になつた。重成は大阪方を代表して、家康の茶臼山の本營に行つて家康に面會し、老獪なる家康が誓紙の血判を型ばかりにしてごまかさうとしたのを咎めて、しぶ／＼血を絞らせたとの傳説がある。けれどもこれは實録に據ると、全くの訛傳に過ぎぬ。茶臼山へ使に參つたのは、淀君の妹の京極高次の夫人常高院其他二人の婦人ばかりであつて、岡山の秀忠の陣に誓紙受取に行つたのが重成であつた。而かも此若年の重成が重大なる使命を帯びて、敵軍の本營たる將軍の陣に行かせられたのを見ても、其如何に大阪方に重きをなして居たかゞ解らう。

翌くれば元和元年の夏、東西の和が破れて、大阪は再び東軍の包圍攻撃を受くるに至つて、所謂大阪夏陣となつたが、是時重成は城を出で、河内の若江に進撃し、奮闘の末戦死を遂げ、忠義を全うして敵味方に惜まれた。それが年僅に二十一の青年であつたのである。

當時江戸に抑留されて居た福島正則は、大阪勢の思つたより手剛いとの報を得て、若い者共が、うまくやゝ居ると言つたさうであるが、實に當時の大阪には重成を始め少壯血氣の人士に富んで居た。それが老猾なる家康を向うに廻して、天下分け目の一戦に、一度は家康にみづから屈して和を求めさせたのである。彼等は純忠無垢の士で、一意主君に對する奉公の赤心に燃えて居た。家康は戦争には勝つて徳川氏三百年の基を開いたとはいへ、世間の同情は寧ろ大阪方に集つた。秀頼が此戦に死なずして、實は薩摩に逃げ延びたとの説も、一つは其同情の結晶と見るべきである。丁度それと同じく若き重成も當時讃岐國に逃れたとの説が行はれたさうである。これも彼れの若死が世人より深く惜まれた結果に外ならぬ。今猶ほ其初陣をした地方や戦死の地の人士に思はれて、宏壯なる墓表が立てられ、四季賽者の跡を絶たず、大阪の豊國神社の境内にも亦其豊碑を仰ぐにつけても、冥々の裡に地方の風教に寄與して居ることの多大なるを思ひ合はさずには居られない。(大正二三、七)

第六 近世の生んだ一大史家

一 義公の尊皇精神

近世文化の基調は、前代の指導階級であつた僧侶の餘りにも我固有文化に無關心であつた反動として、國民自覺の擡頭となつたところにある。尊内卑外は其一表現であつて、佛教は排斥され、僧侶に依つて説かれたものとは別な意味で、朱子學の眞面目が發揮され、神道、國史、國文、國語、和歌、有職故實等の研究が頓に勃興して來た。而かも近世の初期の指導階級のすべては殆ど儒者であつたから、佛教文化を蟬脱し乍ら猶ほ支那文化の影響を多分に感受するを免れなかつたのが、其特異な色彩といへるであらう。此時代の寵兒として二大史家が現はれた。其一人は水戸の義公であつて、他は新井白石である。

義公は文藝復興の時代に於て「學問は四民共にする事なれど、就中士たる者宗と勤むべき事ぞ」といつて學問を奨励したばかりでなく、(西山公隨筆)自身も精進して「和學漢學は勿論、諸宗の佛學神書醫書算數詩文聯句詩餘和文和歌武藝等何によらず御存知被遊候」といはれた程である。(桃源遺事)排佛は烈公程でなかつたが、「今時の僧は文旨にして佛の戒を知らず」といつて此種の僧侶を輕んじた事は掩はれぬ。而して彼れは副將軍といはれ、御三家の隨一であつた水戸家に生まれ乍ら、常に「我主君は天子也、今將軍は我宗室なり、あしく了簡仕取ちがへ申まじ」と側近者にもらしたゝたといはれ、毎年元旦には沐浴して庭に下り、西の方京都に向つて遙拜し、江戸邸に勅使御出の節は、例格を破つて、玄關の階下で送迎し、將軍を大君杯と書いて天子と紛るゝことを戒め、修史の傍ら編纂した禮儀類典、扶桑拾葉集等を進獻して御感に預かつた。大日本史の如きも、夙に勅撰に擬せんとしたのである。又嘗て後西上皇の御題(雪朝遠望)を賜はつては詩

を賦して乙夜の覽に供へたり、御硯の銘（鳳足）を作りまゐらせては御製の和歌及び序を賜はつた事がある。貞享元年後西上皇は平松時庸を遣されて香合を義公に賜はつたが、是時「水戸多年心入之程叡感不淺候、御遠慮も有之故表面よりは態勅書も無之、此度院使之次、新に勅製の香合壹合、其上に新枕之二字被染宸翰賜之者也」云々との仰を傳へさせられてゐる。（大日本史編纂記録）彼れの尊皇は朝廷に於ても大に御嘉納になつてゐた事が知れよう。

是時に當つて義公が神道集成、禮儀類典、釋萬葉集、大日本史の編纂に着手したのは時代の色彩の最も濃厚な現はれであるといへるが、就中紀傳諸志を備へた一大國史の編纂を企てたのは亦或意味に於て彼れの尊皇精神を具體化する爲めであつたといふことが出来る。

二 義公の修史意見

義公は古來我國に於て、支那の紀傳體の修史を實現せんとした第一人者である。彼れは其初一念を達成せんが爲めに史材を全國に募り、其間國境を超越したばかりでなく、學派の異同、年齢の老若等をも眼中に置かなかつた。殊に史料の蒐集に主方を注ぎ、苦心を重ねたのであつて、家藏の圖書を祕して示すまいとする縉紳家の爲めには、新たに本替（圖書の交換）の方法を案出して、豫期以上の成功を收め、又史臣を全國に派遣して、あらゆる史料を採訪させ、別して南朝の史料は、一紙半紙と雖も遺漏なきやうにと督勵して已まなかつたのである。斯る大事業では多大の經費を要したこと勿論であるが、一藩の財政状態や、完成迄に多數の年月を要する事をも顧慮したものが、出來得る限り無用の失費を節約し、史料は購入する代りに借賃を拂つてもこれを購寫し、それも全寫の代りに必要の部分丈の抄録に止め、又抄録の代りに校正に止めさせる

杯、微細に互つた用意は聊か彼れに取つて不似合と思はるゝ程であつて、彼れが鄙吝の名をさへ得たのも、さこそと頷かれるが、そこに人知れぬ隠れた苦心がほの見えるのである。彼れは又本史の編纂の傍ら、史臣を督して諸家の系圖や、花押の研究にも從事させてゐる。

それらの事は此曠古の大業に取つて喫緊な基礎工事ともいふべき豫備的行爲であるが、私の既に發表紹介したところであるから、こゝにはこれを省いて、専ら義公の修史上の意見を見る事としたい。これ史家として値打附けらるべき彼れの識見其者であるからである。

義公はみづから監修した歴史の史體についても、手を拱いて史臣に任せ切つてゐたものでは決してなく、みづからもよく考へて論を立てた。それが單なる事實の記述に止めないで、史筆の間に道徳的批判を交へたのは春秋や史記の影響に外ならぬ。修史上の彼れの意見は所謂大日本史の三大特筆に反映してゐるが、其一たる神功天皇紀を立つる代りに、后妃傳に下したのは、彼れ自身其持論を道裡に口授して書かせた神功皇后論一編を史臣に示し、彼等が相集まつて熟讀した結果、其卓絶の識見英偉の議論に服した爲めであつた。（元祿十二年十二月十五日中村願言安積澹泊より井上玄桐宛書狀案）其根據は皇后が攝政に止まつて、踐祚の事實がないと申す事の外に是迄餘り世人の注意に上りもせず、又筆にするを憚るべき理由もないではない。即ち皇后が遠征を事とされ、嫡庶の序次を亂し、武内を寵用なされた事に對する一種の反感である。（西山公隨筆）これは彼牝鶏の晨する戒から女帝に對して一般的に好意を有たなかつた漢學者に

共通な見地からであつて、林家の本朝通鑑の如きも同一の意見であつた事が、其凡例に據つて窺はるゝけれども、同書は矢張一紀を立てゝあるから、不徹底の譏を免るゝことが出来ぬ。

次は天皇大友即ち弘文天皇の爲めに一紀を立てた事であるが、此場合は天武天皇を篡奪と認めて日本書紀の曲筆を排したものである。これには後の史臣の間にも可なり激しい異論を免れなかつた。三宅觀瀾の門下で、元祿十二年に彰考館に入り、享保十二年に其總裁となつた打越樸齋の如きは、兩帝に對する國史の記事は曖昧であつて、理非何れとも定め難いといひ、享保十一年に總裁となつた中島通軒の如きも、天皇大友の紀を立つるのは日本書紀の誤解に基くから「つぶし可然」とさへ極言してゐる。すべて此問題に限らず、南北正閏の問題の如きも、史臣の間には異説が紛々として起つたが、義公は敢てこれを威壓することなく、充分に彼等の議論を盡くさせた末、此一事は自身に任せよ、天下後世自身を責むるものがあつても大義の爲めに筆は曲げられぬといつて漸く最後の決定を見た。(年山紀聞)故に此問題についても、人見傳には天武紀考證があり、吉弘元常には大友本紀論、安積澹泊には帝大友紀議があるが、打越は先人の定めて置いたものを今更改むるはよくないから其儘に差措いたらよからうといつて反對論を鎮めたとの事である。(大日本史編纂記録所收打越樸齋意見)

次に安徳天皇と後鳥羽天皇、南朝と北朝との皇位の問題を決するに當つて、神器の所在に重きを置いたのも、正閏、名分の論から來てゐる事勿論であつて、支那思想をも多分に盛られてゐる。北朝の五帝の如き義公の意に出でたか如何かは猶ほ研究の餘地があるとはいへ、もとは列傳の中に編せられてゐた。安積澹泊が始めて史館に入つた時にこれを見て、革命易姓の國で前代の歴史を編纂するならば格別、南朝といひ北朝といふも皆天祖の後で、今の天皇の御祖宗に當らせられるのであるから列傳に下すべきでないといつて、後に同僚と建議しこれを後小松天皇紀の首に置くこととしたのである。そこにも支那風な正閏輕重の色彩が餘りにも濃厚に現はれてゐる。其他道德的見地に重きを置き、破倫の行爲は抹削せぬ迄も記載を見合せるが如きも褒貶を意味する支那の史風に則つたものである。

されば史斷の結果に於ては當を得てゐるものであつても、其動機や過程に於ては必ずしも今日の史觀と一致せないものもなからう。

其他神代の古傳を本史に組入れないで別に一志を立てたのは、所謂怪力亂神を語らずとか、敬して遠ざくとかいつた支那思想の影響にも依つてゐる事を閑却することが出来ぬ。

三 白石と復號問題

次に新井白石も亦近世の生んだ史家として最も多くの特色を有つてゐる。其儒者であり乍ら我神代の古傳説に特殊の興味を有ち、國語國文有職故實諸家の系譜等についても造詣の淺からぬは時代共通の學風であつた。彼れは古來の歴史事相の推移を達觀して獨特の時代區分を試み、各時代々々の重なる出來事について、縦ひそれが政治的事相に偏した嫌ひがあるにもせよ、それ〴〵銳利なる觀察を下してゐる。殊に我神話を人事的に解釋する事については、それが學術的見地から見て正しい事か如何かは別問題として、白石の新らしい試みはこれを認めねばならぬ。彼れは政治家として各方面の施設や其刷新に關する意見を立つるに當つて、

必ずこれを其歴史に徴するを例としてゐるのであつて、歴史の應用方面に於ても、第一人者であつたといへる。而して彼れが一生の歴史的考察に關する研究事項は、其範圍内政より外交に互つて、頗る廣汎であつた事も、他に比儔を見出さない。加之其研究方法の如きも、概して頗る微に入り細を穿つたものであつて、不完全乍ら今日の科學的研究に先鞭を着けたものと見るべきである。

併し私がこゝで問題としようとするのは、白石の史的考察に於て窺はるべき尊皇の態度である。此點に於て其試金石となつたものは、正徳元年朝鮮通信使の渡來を機會に、彼れの意見に基づいて現はれた復號事件であつた。徳川幕府の初期に於て家康は秀吉の朝鮮出兵に依つて醸された朝鮮の反感を緩和して、兩國々交の回復を圖り、宗氏をして専ら斡旋の勞を執らせたが、幾多の曲折のあつた後、宗氏は漸く其目的を達して、慶長十二年に、朝鮮通信使の渡來が始めて實現さるゝこととなつた。當時彼れの國書に、我將軍の事を日本國王と書いてゐたのは、足利氏の時代からの慣例に依つたものであるが、我將軍の書翰も亦同じく日本國王と書いてゐた。それについては、道の足利時代でも、將軍がみづから日本國王と稱するは當を得ないとの議論があつて、改めて日本國源某と書く事になつた。徳川氏の將軍も、其朝鮮に送る書翰には、日本國征夷大將軍と書いてゐたのを、宗氏が朝鮮の意を迎へて國交の開始を望むに切なるの餘りに日本國王と書改めたものである。此事が後に發覺して責任者の處分を見たと共に、稱號問題が新たに審議されて、寛永十三年の通信使の時から、日本國王の代りに我提議に成つた日本國大君の稱號を用ゐることに定つた。然るに正徳元年朝鮮通信使の渡來に際して白石は大君の號は不當であつて、國王の號こそ正しいとの意見を強調したが、將

軍家宜はこれを採用して、正徳元年から自他共に日本國王と稱する事に改めた。これが所謂復號事件である。此白石の意見に對しては、當時内外共に反對意見が沸騰した。彼れの同門であつて、宗氏に仕へて朝鮮外交の事務に當りつゝあつた雨森芳洲の如きも激烈なる反對論を以て彼れに迫つた一人である。

日本國王の稱號が我國體に於て名分に於て臣子として憚るべき事は、古來國民感情の一致するところであつて、足利幕府以來の我外交慣例も亦これを立證してゐる。故に白石の意見は此國民感情と外交慣例とを無視した譏を免れないのである。頭腦明晰、論鋒銳利な彼れも、此問題に當つて反對論者の攻撃に對する辨駁の論旨が動もすれば前後矛盾を來し、曲解強辯に陥つてゐる事は、私が既に『新井白石と復號問題』に於て指摘したところである。

四 白石の尊皇態度

然らばこれを以て白石に尊皇心がなかつたものと看做すべきであらうか。

白石が我將軍を以て大君と稱するの失當を非難した理由の一つとして擧げたものに、大君の號の支那に於ける初見は周易にあるが、それには明らかに天子の意味に解され、説文にも三皇は大君なりと見えて居つて、我天皇に相當する、將軍みづから天皇と稱するは失態であるといふにあつた。白石が正徳元年七月十六日附で攝政近衛家熙に送つた書狀には（近衛公爵所藏、以下これに倣へ）「天朝の御事ハ、隋唐已來日出、日没、東西ノ天子と申し、其後武家勃興候しも、天皇と國王との名分たとへは天壤の位定り候ことくに候事、古今ノ史策の中筆ヲ不絶候、しかるに寛永イ比、腐儒輩國體ヲ不知候て妄説を呈し、國王と申す事ハ、我天子に

疑ひあり、大君の號にしくへからすと申事にて、彼國に申して三百年ノ成規ヲ改め」云々といつて國王を大君に改めた事を非難し、「雖然此事彼國より推して稱したるには無之、こなたより仰入れし事ニ候而、相因リ候事、既に三代八十年來の事ニ候處、唯今故なく改メさせ候事ハ、もし改メ候ハぬニおゐてハ此國彼國百萬ノ生靈ヲ塗炭ニマミルにて可有之歟、尤以大切之事ニ候故、某及はざる愚策を千里ノ外にめぐらし、公儀よりハ一事の仰出しもなく、たゞ某か一臂を揮ひ候までにて、外國を引動かし、やすらかに武家ノ舊號を用ひさせ候事ハ、武家すてに國王の號を復され候上ハ、我天皇の尊號自らもとのことクニわたらせ給ふ御事ニ候へは、日出處の日の光しはらく蝕し候ひしかど、今日ニ及ひ又明らかに光を増され候とも申すべく候歟」といつて、自家の功勞を自讃し、「しからは某此度の微功はひとり武家の御ためニもあらず、天朝の御ためニもあしかるへき御事とは申すましく候歟、いかゞ可有之歟、此事すこしも早ク達台聽候やうにと草々言上如件」とさへ言つてゐる。同月五日附で、白石が同じく家熙に送つた書にも、略これと同意が見える。「すへて此度の事、外國を相手にとり候て、日本の恥辱を一洗、萬代の長策を建申すへき事を、某一臂を揮ひ、衆議を排し申定メ候處ニ、事々彼國朝鮮の輩屈服の事、身の幸ならず、我國の大幸とは奉存候」云々、「まづ此一事あまりにうれしく奉存候間、ひそかに申上候、但しこれらの建議申損し候ハ、某老衰、下々の申すゆきかけの駄賃とやらむ申候へとも、いきて人ニ面をまもられ候ハんとも不存候ひしに誠に以て大幸之事ニも奉存候」とも言つてゐる。

是時白石の朝鮮外交事例の刷新に關する建議は國王の稱號ばかりでなく、頗る多方面に亘つてゐたのである。

るが、朝鮮通信使に對する我待遇の厚きに過ぎた事についても、前記七月十六日の書狀中に「しかるに又此御稱呼の改り候ひし時より國王を大君に改めた時をいふ其使ヲ接待ノ禮、事の外に過キ候て、六十餘州ノカヲ用ひ盡して送迎せられ、我天使ヲ待せられ候ニ百倍し、海陸ノ道驛ノ中、朝晝夕の盛饌皆々七五三と申す事にて候、これ故彼信使いよ／＼尊大になりよく／＼の事にてハ各館の中ニ入候時に階下迄輿に乗り、上使なととて大老なとをつかハされ候に終に相迎候禮なども無之候キ」云々と言つて、朝鮮通信使を遇する事が勅使よりも厚い失態を憤慨して居り、又朝鮮通信使に對して我服制の備はらぬ事を慨して意見を上つたが、五月十九日附で家熙に送つた書狀に朝鮮の冠服が文武の制を別ち、如何なる淺官も皆其服を備へてゐる事を説いて、「しかるに當時武家の儀あまりニ上下をわかつ候事ひとり武家の恥辱にあらず、本朝の瑕瑾と奉存候ニつき、なにとそ此たひハすこしなりとも盛儀を刷はれやうニと奉存候」云々と述べてゐる。(白石自身は武人として水干を着けて應接する事を願つて許された)又朝鮮通信使賜宴の日に奏すべき樂目を辻伯耆守豊前守より撰進した事を六月二十八日白石が家熙に送つた書狀に説いて「本朝ノ樂ハ安摩二舞ノ二曲ハかりニ相見候、其餘皆々唐曲高麗部ニテ御座候、彼國人ノ觀候ハんにハ、本朝ノ樂ハ無之、唐高麗二部ノミ有之様ニ存しな候ハん事ハ、國體におゐて不可然事歟ト奉存候」云々と言ひ、又「如此事を言上ノ事尤以憚候ヘトモすへて外土との出合には尤以て國體を重ク奉存候愚管ニ付、不及默止候」と結んでゐる。彼朝鮮通信使の渡來の前年に京都の附近諸所の皇室御領に建てられた禁裏御領仙洞御領の榜示杭の文字を皇室が大名と同様に見らるゝは好しくないと建議した結果、山科御料鳥羽御料等地名を冠する事に改められたのも同意に出でゝゐる。

白石は殆ど一人で日夜斯る外交事例の更正の議に盡瘁してゐたのであるから、其辛勞は涙ぐましい程であつた。八月二日附で家熙に送つた書状にも通信使の退京が十月中旬とならうと思はるゝ事を説いて「然れば今より三四ヶ月ノ間ハ某儀も晝夜に焦勞可仕事ト奉存、只今迄の事ニたに精力耗散仕候ニ、いか、可有之歟」とよほと退屈に奉存候」と我れ乍ら不安を感じてゐたらしい。而かも其功を以て將軍の盛徳に歸した事は十二月十八日家熙に送つた書中に「此外此度の新例ニつき議論たひたひの事にて、皆く、某相謀り候ことクニ事調り候事畢竟上の御盛徳により候歟」といつてゐるのでも知られる。

是等の白石自筆の書状に表現された事は又彼れの自叙傳なる折焚柴の記等の記事と一致する。若しそれが眞に白石の詐らざる告白であつたならば彼れの議論や其實行には縦ひ非難を免れないものがあつたとしても、彼れの心事は尊皇愛國の高潔なる理想に出でゝゐたものであつて、寧ろ推奨するに足りるものがあつたとせなければならぬ。換言すれば結果に於て悪くとも、動機は善かつたから善意の過失と看做さなければならぬ。それにしても白石程の學者が日本國王の稱號を用ゐる爲めに生ずべき重大なる結果に想到し得なかつたのは何故であつたか。

それについては、先づ第一に彼れが支那知識に基礎附けられた學問に禍された事を考慮すべきであらう。我武家を支那の霸王と同一視して日本國王と稱するが至當であるとしたところに根本の錯誤がある。第二には將軍の家臣であつた彼れの地位を考慮すべきであらう。彼れは讀史餘論に於て義滿の事業を論じた中に、「世慮スデニ變ジヌレバ其變ニヨリテ一代ノ禮ヲ制スベシ、是即變通ズルノ儀ナルベシ、モシ此人ヲシテ不

學無術ナラザラシメバ、此時漢家本朝古今事制ヲ講究シテ其名號ヲタテ、天子ニ下ル事一等ニシテ、王朝ノ公卿大夫子ノ外ハ、六十餘州ノ人民悉其臣下タルベキノ制アラバ、今代ニ至ル共、遵用ニ便アルベシ」と論じてゐるが、これ彼れの天皇對將軍觀であり、又朝幕觀念であつたらうと思はれる。彼れは又「本朝ノ皇室ノ式微シ候テ、遂ニ武人ノ大名トナリ候ハ、武家ヨリ論ジ候ハ、賀シ候事ニテ候」とさへも言つたことがある。(新安手簡)されば其尊皇愛國の觀念は尊將軍の觀念と牴觸せない範圍内に限定さるべき事勿論であつて、言はゞ第二次的のものであつたと見られても辯解の辭はあるまい。これについて興味を覺ゆる事は、東山天皇の皇子秀宮(直仁親王)に、從來皇子を僧侶にし奉る先例を破つて、親王宣下があつて、それが閑院宮家となられた事は、もとく東山天皇の叡慮に出でゝ居り、關白近衛基熙が其女婿たる將軍家宣に勸説した爲めでもあつたらうけれども、白石の同様の建議に依つた事も與つて力があつたのであつて、彼れ自身「其報恩ニ報イマキラセシ所の一事也」と自讃してゐる程である。事實閑院宮からは入つて大統を繼がせられた光格天皇が出でさせたまうた。然るに老中としての令名が高く所謂寛政の治の實現に偉功のあつた松平定信は、將軍の命を承けて、内裏造營の工を董した時に、工事請負の先例を破つて高札者に落し、古制に基いて輪奐の美を復し、光格天皇の叡慮を蒙つた程の尊皇家であつたが、天皇の御生父閑院宮典仁親王に太上天皇の尊號を上らせたまふべき叡慮があらせられ、それが御美はしき御父子の御情愛に出でた事であるにも拘らず彼れは敢然としてこれを拒み奉り、さては中山愛親等の諸卿を江戸に召して勅許を待たずに處罰するが如き不遜事を敢てしたのは、當時幕府にも、將軍の生父一橋治済を大御所として西丸に迎へようとの計畫があつた

のを阻止せんが爲め、皇室のこれに似通うた事件に向つても、強硬に拒み奉つたものであると見られてゐるのであつて、定信としては前後頗る矛盾した不可解の行動の如くに思はるゝが、實は彼れの立脚地が幕府にあつたからの事で、境遇の罪に外ならぬ。白石の如きも、彼れの時に若し同一の事情が幕府に存在したならば、亦閑院宮御取立に反對したかも知れぬが、其事のなかつたが爲めに、尊皇の態度を以て一貫する事が出来たのは、彼れに取つてはせめてもの僥倖であつた。縦ひ第二的であつたにもせよ、彼れの尊皇心の發露はこれを表彰しなければならぬ。

五 白石と大日本史

白石が身幕臣であり乍ら、斯様に名分觀を失はなかつた事は、和泉堺の唐金屋喜右衛門興隆が享保四年渡來の朝鮮使節に贈るべき詩を示した中に支那の事を華といふ文字を使用してゐるのを咎めて、支那人が自國で華と呼ぶは差支ないが、日本人迄が支那人の稱呼に倣つて華といふのは國體の存在を知らぬ卑劣な學生の申す事であるからよく御了見ありたいとの意味を述べてゐるのでも知れる。(大槻文彦氏藏六月十五日唐金屋喜右衛門興隆宛白石書狀) 同じ事は義公にもあつた。唐土を中華と稱するは、其國の人には相應であるが、日本よりいつてはならぬ、「日本の都をこそ中華と云ふべけれ、何ぞ外國を中華と名んや、其いはれ無」といつたのがそれである。(西山公隨筆) これは兩人が均しく我國史に親み其理解があつたからであらう。

義公が年七十で薨じた元祿十三年には、白石は四十四歳であつて、櫻田の邸に甲府綱豊(後に將軍となつて家宣と改む)に仕へた侍講として、世間的には餘り知られてゐなかつたから、義公と彼れとの間には交渉

がなかつたが、義公の死後、彰考館の總裁であつた安積澹泊とは常に書信を通じてゐた。新安手簡二巻は其産物である。是等の書信の中には、修史上の意見も少くない。大日本史の所謂三大特筆の一であるところの神功皇后を天皇紀に入れる代りに后妃傳に入れた事は、義公の神功皇后論に依つて決定した事前に説いた通りであるが、白石も此事については澹泊に質して、大日本史がこれを后妃傳に收めた事を知つたと見え、白石の澹泊に送つた書中に、「神功后の事、今度御寫被下是にて事は決し候様に幸甚の至に御座候」と白石もこれに全然同意を表してゐる、而かも水戸の議論の根據は、皇后の御行爲に慊焉たる爲めであつたから、白石も「春秋の法を見候にも、國惡の事は微婉の筆のごとくに相見へ候、其國に在ては、大夫の賢者をだにそしり候はぬと申候に、ましてそれより上の事○皇后の御事をいふに候へば物を容るべきやうは無之事、只々國史の儘に候て、事は濟候はん事勿論に候」といつてゐる。但訴を聴くにも片言ばかりでは事の理非決し難き事であるから、雙方の言をよく聴いた上で決を採るべき事を指摘して、忍熊皇子が、大友皇子杯の如く反逆の名を千載の後迄も免れたまふ事なきは、如何にしても残多くいたはしき事に思ふといつてゐる。澹泊は又白石が國史には三大疑がある、(一) 仲哀天皇崩後の事、(二) 仁徳天皇御即位の事、(三) 天智天皇崩後の事がそれぞれであるが、國史には諱んで筆を曲げてあつて直筆とは見えぬといつたのを尤であると共鳴し、「御尋之三條皆々故中納言殿常に心を御用ひ、日本史編集の主意全く是より起り候て毎度議論被申候事に御座候」といつて、自己が義公の旨を承けて編纂した仲哀天皇より壬申功臣迄八篇の寫を白石に示して他人に示さず、其中に若し失當の説もあらば内々に洩されたいと告げ、「天皇篡奪の事も明白には難申出候故、天武にて婉曲ニ申置、壬

申功臣大伴吹負に至て切直に論じ申候、依之壬申功臣の一篇をも相添懸御目申候、言外の意味何分にも御亮察被成可被下候」といひ、更に白石の疑議に對しては、「右の大疑は皆々國家の大關係、此度蒙御尋候事甚中肯綮、常々國史ニ御心を御用ひ被成候御見識の程乍憚感嘆敬服仕候事に御座候」といつてゐる。白石のこれに對する批評は明らかでないが、神功皇后の論について見ても、大體に於て衝突はなかつたものと思はれる。これに據つて見ても、白石は間接に大日本史の編纂に交渉がなかつたとはいへぬであらう。

六 變態的文化の産物

私は今此二大史家の思想や業績を考察するに當つて彼等を生んだ時代の淵源に溯り、更に降つて彼等の歿後の推移に想到せざるを得ないのである。

信長が義昭を擁して中央を手に入れた事は風雲の志を同じうした同時代の同僚の間に共通の傳統的理想を實現するに成功したものと見える。併し時勢はいつしか驚くべき進展を遂げて將軍否認に迄進めて行つた。それには其原因が種々あつたけれども、別けても應仁文明の戦亂以來、將軍の無能の現實暴露が將軍に對する威信を失墜させると同時に、幕府に依つて築かれた皇室と國民との間の障壁が撤去されて、國民は赫々たる天日を仰ぐことが出来た爲めに、是迄多年人爲的に壓迫されつた尊皇心の擡頭となつた。されば信長も義昭を擁立して入京するが早いのか、これと反目する間柄となつたが、其理由の第一に、「御參内之儀光源院殿○義輝御無沙汰に付て果而無御冥加次第事舊く、依之當御代之儀年々無懈怠様にと御入洛の刻より申上候處、早被思食忘、近年御退轉無勿體候事」を擧げて義昭が參内を怠ることを數へたのは注意すべきであらう。信

長は源平遷興てふ武士の間の傳統的信念を裏切つて、みづから足利氏に代つて將軍たらんともせず、權大納言から内大臣、右大臣にと累進して立派な公卿となりおほせた。其後繼者としての秀吉も亦其響に倣つて大納言から内大臣、關白となつた。これが時代の色である。一般の文化も亦此大勢に順應して儒學は君臣の名分を明らかにすべき朱子學が行はれ、神道、國史、國文、和歌の勃興皆王朝文化の特徴がこゝに甦生したのである。其間皇室は率先して學問御獎勵の模範を御示しになつてゐる。社會も亦武士中心の階級意識は薄らいで大名も町人も社寺も對外的活動心に燃えてゐた。そこに前代未聞の變兆が現はれてゐる。此重大な時期に當つて、徳川氏が出で、幕府を復活し、皇室を抑へ奉り、社會階級を還元するに力め、國を鎖して國民の對外活動を阻止したのは、いはゞ一種の時代錯誤であり、少くとも時代の大勢に逆行するものであつた。當然の結果、政治上、社會上、到る處に矛盾や無理が生ずる。公武の間に正面衝突を來たして、天皇の御遜位ともなれば、繪旨の破棄ともなつたのを始めとして社會各方面に變態的文化の發生となつたのである。見よ、用心深き幕府も、自家の運命を呪ふべき朱子學を獎勵する一事丈は時代の氣勢に順應せざるを得なかつたではないか。大日本史の如きは畢竟此變態的文化の一大産物と看做すことが出来る。飽迄も其仕ふるところに忠實な白石の意見や施設が、却て其同僚の非難を招いたのも、又此白石をして第二次的にもせよ、尊皇心を抱懷させたのも、亦皆斯様な變態的文化の一件奏に外ならぬ。

然るに近世も中期となつて、國學者が漢學者に代つて思ふ存分指導精神を發揮するやうになつた後の我文化は更に其方向を轉換して、支那文化の影響も漸次薄れ行くこととなり、これと共に國民自覺は一層純真と

なり熱烈となつて來た。折も折幕末に勃發した外交問題は更にこれに油を注ぎ火を點じたから、御政事向きの事は一切御委任と稱して、強硬に朝廷の容喙を拒絶し來つた幕府自身も、國論の手前みづから屈して勅裁を仰ぐに及んで自然と政治組織の解體を來たし、更に志士浪士乃至町人百姓の擡頭につれて、社會的階級制度の崩壞を見て、幕府の瓦解に終はつた。斯くて近世文化の基調と幕府の創立との間に生じた相容れない不自然なる缺陷はならされて、こゝに其落ち着くところに落ち着いたのである。大日本史が此大勢を馴致するに與つて力のあつた事はいふ迄もないが、白石の如きも、其一生の業績中、例へば讀史餘論が幕末維新の際に活躍した志士の經典たる山陽の日本外史に糧を與へた點杯から見れば、亦決してこれと没交渉であつたといふことは出來まい。(昭和三、一一二)

第七 新日本の大恩人ゼネラル、グラント

研究の動機

一昨々年の夏の事、友人石橋和訓畫伯が明治繪畫館の爲めに明治十二年濱^{はまのりきやう}離宮内中島^{なかじまのおちやう}御茶屋に於て明治天皇の米國前大統領ゼネラル、グラント氏と御對話の場面を描くについて、京都在住の伏原子爵が當時の供奉員中、唯一の生存者であるところから、態々東京より京都へ參つて子爵に逢ひ、當年の光景を詳しく質問して見たいから、私にも立會つて呉れとの依頼であつた。兼ねて此史實に興味を有する私は、喜んで其席

に加はつたが、意外にも、老子爵には全く其記憶のないばかりか、當時自身は前侍従の身として、さる晴れの御席に罷り出づべき資格がないと、頭から否認されるのであつた。併し當日同子爵が供奉の御先着であつたことは、侍従日録に載つてゐるから、斷じて打消す譯には參らぬ。熟く見ると、接伴掛の中には、同子爵の外にも前官の人が見えてをり、單に此一事では否定の理由となりさうにない。それらの記録の寫しを片手に、幾度か首傾けた同子爵も、今は自身の記憶を疑つて、斯く迄歴とした書類があるからには、確な事實と認めるの外あるまい、自身の似顔が若し此歴史的場面に描添へられて、永久に傳へらるゝことゝもならば、それこそ無上の光榮であると、若かつた頃の寫眞を取出して畫伯の求に應ぜらるゝことに話は纏まつて、餘談に移つた。

今更の如く五十年にも足らぬ以前の記憶の不確なことを、我々が最近世と稱して史料の比較的最も豊富であるべき筈の明治史の研究が、思ひの外に容易でないこと杯をしみつゝと體得した私は、爾來人にも語り、筆にも上せたが、昨年十月發行の雜誌「經濟往來」に私の寄せた「明治維新成功の要素」中にも聊か此事に言及して置いた。然るに端なくもそれが男爵井上清純氏の注意に上つたものと見え、同誌の編輯子に宛て、私の研究に同情を寄せられ、同男爵の先大人子爵吉田清成氏は當時の米國駐劄日本特命全權公使として歸朝中、専らグラント氏の應接に當られた爲め、同氏に關する種々の記録を藏せられてゐるから私の一覽に供してもよいとの懇切な申出があつたとの通知に接した。偶々私は東京商科大学にて講義の爲め東京に一箇月許り滞在する豫定であつたから、其機會に同男爵の好意を受けることゝなり、同家に藏せらるゝグラント氏關

係の内外の史料を涉獵すると共に、同氏についての二三の逸話をも聴取することが出来て多大の裨益を得た。同男爵は吉田清成子爵の第二子として、後に井上家を継がれたが、令兄清風氏は現に吉田子爵家の當主であり、是等の記録も、もとは同家に傳はつてゐたのを、最近に井上男爵が申受けられて自身に整理されたものである。これを見て打驚かるゝは、大小の史料が殊の外によく保存されてゐることで、夜會の案内書や宴會の「メモ」迄其儘残つてゐるのも珍らしい。

併し井上男爵自身もグラント氏とは深い縁故に繋がれてゐる。同男爵はワシントンで生れられたが、其名附親になつたものは、外ならぬグラント氏であつて、幼年時代の同氏はグラント／＼と呼ばれてゐたとの話である。これは其頃グラント氏から同氏に贈られたものであると示された銀製の洋食器は、グラント氏一代の登龍門たる南北合戦を象徴したものだといはれる子供の行進の模様が鮮かに彫附けられてゐるもので、それを置く臺には From General U. S. Grant to U. S. Grant Yoshida. 1880 と銘記されてゐる。(U. S. は Ulysses Simpson の頭文字の略字である) 別に Grant Yoshida. の銘のあるものや U S G Y の頭文字を組合せた銘の入つてゐるものもあつて、取り／＼に面白う。

西暦千八百八十年は即ち我明治十三年で、グラント氏日本來遊の翌年である。私は井上男爵の藏せらるゝ是等の史料を見てゐる中に、グラント氏が同男爵の名を附けた當時の自筆書状を見出だした。これは千八百八十年の十月二十四日の日附で、ニューヨークにある同氏からワシントンの吉田公使に宛てたものであるが、氏は自身の名を附けたのは、此兒が成人の後、其本國の友人なる亞米利加人(グラント氏自身の事)を思ひ出させる爲めであるといつて、此兒の健康なる發育と其多望なる將來とを祝福してゐる。これ等の贈物は正に此時のものであつたに相違ない。吉田子爵家にもグラント氏の石膏の像や額や日光見物中の旅館及び一行の寫眞や當時の大臣參議等の書状を藏せられてゐる。私は後にそれらをも閲覽して参考に資したものが少くなかつた。

私は更に臨時帝室編修局や内閣文庫にグラント氏來遊當時の史料を搜り、明治史の研究者たる尾佐竹猛氏の蒐集品をも見、自身も多少の關係圖書を購入した。私の殊に感謝に堪へないのは、「日韓併合之裏面」や「外交秘話」の著者たる小松緑氏の紹介に依つて、老外交家中田敬義氏より、翁が少壯時代にグラント氏の仲介に依つて北京で開始された日清談判の通譯であつた關係上、精通されてゐる琉球問題についての談判の經過を聴取し、且つ其最も正確なる記録を見るの機會を得たことである。更に又私の印象を深くしたものは、臨時帝室編修官上野竹次郎氏の好意に依つて、明治天皇のグラント氏と御對話の場所として今尚ほ昔ながらの名残を留めてゐる濱離宮内中島御茶屋を拜觀し御苑の秋色を愛で乍ら、有りし昔の貴くもなつかしき思出に耽つたことである。本年はグラント氏の來遊から約五十年に當つてゐる。私は今それらの數々の印象の消えやらぬ間に、此機會を利用して、グラント氏の來遊と、これに依つて齎された多大の貢獻とが、永く國民的感謝に値する事實を闡明して、此新興日本の一大恩人を追懷したいと思ふ。

來着以前の歡迎準備

グラント氏（身は軍人であり乍ら、軍人たることを嫌つてゐた斯人の意中を酌んで、文中には、將軍とか大將とかいふ代りに、グラント氏と呼ばせて貰はう）は世に知らるゝが如く、微賤なる百姓の子に生れたが、南北戦争が始まつてから、イリノイズ州の義勇軍を率ゐて北軍に投じ、連戦連勝した結果、忽ち國民の感謝を一身に集むることゝなつて、ワシントン以來始めての陸軍中將に任ぜられ、北軍の總指揮官となつて遂に南軍の總帥リー將軍を降し、米國最初のゼネラルに任ぜられ、更に推されて大統領となつた。彼れは軍人として赫々たる偉勳を奏したばかりでなく、大統領としても戦後の難局に當つて、政治、外交、財政等に着々偉績を挙げ、衆望の歸するところ、再選の榮を荷つた。千八百七十五年任期満つるに及んで、世界漫遊を企て、夫人及び末子コロネル、グラントを伴ひ、先づ英國を根據として歐洲諸國を巡歴し、エチプトやエルサルムに迄も遊び、更にマルセイユから乗船して、印度に上陸し、支那を経て日本に着いたのが、出發から二年許りの事であつた。道に南北戦争の總帥として英名を天下に馳せた上に、永く一國の元首でもあつた世界的偉人丈に、到る處朝野から受ける異數の歡迎に忙殺され、各國の帝王は申すに及ばず、知名の政治家、軍人等も競つて締交したから、彼れの通過した地方は恰も嵐の跡の如き觀があつた。

グラント氏は支那に於て、帝室からは異數の優遇を蒙り、恭親王や北洋大臣李鴻章等からも何れも心を籠めた歡迎を受けた。我皇室及び政府に於ても、夙に其來遊を期待して、歡迎の準備をさ／＼怠らなかつた。

明治十二年にはグラント氏よりも前に、獨逸皇孫アルベルト・ギルヘルム・ハインリッヒ親王及び香港總督ヘンネッシーの如き貴賓の來遊があり、後には伊太利皇族デユック・ド・ゼエンの來遊もある筈で、外國貴賓の來遊が前後相次いでゐたから、政府に於ては、同年の一月から、それらの接待方法が議せられ、旅館の修理にも着手された。これについての官府の伺指令は内閣文庫に藏せらるゝ太政類典第三編第二類第十六卷に載つてゐる。私は特に同書の閲覽を許されて、それらの公文書の寫に目を通してゐる中に、圖らずも私の劈頭第一に述べた伏原子爵が、前官の身を以て明治天皇の外國貴賓御接待に供奉した謎も略解くことが出來たかの如くに思はれた。

明治十二年一月二十日に、外務省から、本年三四月の際、獨逸及び伊太利の皇族が來航になり、又亞米利加前大統領グラント氏（原文にはグラントとある。當時我國の朝野を通じて多く濁つて呼んでゐたので、それが公文に迄見える）も來航の趣については、各省在職の向は何れも擔任の事務が繁劇であつて、右等の貴客に對して百事注意款晤を盡しかねるが、各國では、右等の節は、貴族から特別に接伴掛を命じて諸事取扱ふ例であるから、本邦に於ても、麝香の間諸華族の内、外交事務に熟練の輩を人選して接伴掛を仰付けられ、右貴客の逗留中、周旋響應を擔當相成るやうに致したいと上申し、翌日太政官の書記官が、右上申の趣御採用になりたいとの意見を附して裁可を仰いでゐる。其指令は見當らぬけれども、二月十七日には從二位伊達宗城等が接伴掛を仰付けられてゐるから、其通り御裁可になつたものと見てよからう。既に閑散な華族を接伴掛に任命されたのであるから、前官の侍從たる華族を御召出になつて侍從並なみに供奉に加へられ、在官

者の手薄を補はせられたことも當時にあつては、寧ろ有勝のことであつたと見てよからう。明治十二年四月六日附の外務大書記官宮本小一氏から吉田公使に宛てた書状は更にグラント氏の迎接について華族間に一種の競争が行はれた消息を傳へてゐる。「華族之向、各相競ふ之氣味有之、平生無事徒食之名を恐る爲、随分何れも氣配り被居候様子に相見候」とあるがそれである。宮本氏は更に彼等が實際は不用であつても、グラント氏に對して主人の多きは道すがら話も自然に多き譯で都合が宜しく、旅費も格別の高きを好まねば政府の痛みにもならず、彼等の身柄では、少分の旅費では足る譯がないから、「自ら補足するは當然之事と存候」とあるから、華族は進んで接待役を買つて出たものと見えるので、旁華族の閑散なるものは臨時召出だされて接待の御用を仰付かつた人もあつたらしい。

それはさて置き、これ等の數ある外國貴賓の中で皇室を始め我政府が特にグラント氏の優遇を圖つたには相當の理由がある。世界的の偉人に對して禮を盡くすはいふまでもないが、我國としては明治四年に岩倉大使一行が渡米した際、時の大統領グラント氏から受けた種々の厚遇に向つて大いに酬いんとしたものが即ちそれである。當時大使一行は衣冠や直垂に帶劍で、ホワイト・ハウスの正面の石段を木の沓をコツ／＼と音を立て乍ら平氣で登つて行つたといふ挿話がある。されば一月二十一日、外務省から同氏の接待方についての稟議に、亞米利加合衆國前大統領グラント氏は來る四五月の際來航の趣であるが、「右ハ有名ノ大統領ニ有之、且先年岩倉大使同國へ派出ノ節、グラント氏が職中ニテ大使ヲ懇待被致候廉ハ可報酬筋ニモ有之、御國へ到着ノ上ハ、是迄各國皇族ヲ御懇待被爲在候振合ニ照準シ、御手厚ニ御接遇相成可然ト存候」云々といつ

てゐるが、これに對して太政官では、即日「伺ノ通」との指令を與へたから、グラント氏は外國皇族に准じた待遇を受けることゝなつたのである。後日グラント氏が始めて參内謁見した時、(七月四日)明治天皇の勅語にも

曾テ大統領御勤メ中ハ我カ國人ニ對シ別段ノ御交誼ニ預カリ、殊ニ岩倉大使參向ノ節ハ、種々御款待ヲ蒙リタリ、右等貴君ノ日本交際ニ付特別ナル御厚志ハ永ク記憶イタシ居リ候、

と仰せられたのも、亦岩倉大使一行に對するグラント氏の厚誼に酬いられんとする叡慮の程拜察される。(岩倉公實記)加之グラント氏が支那にあつた時に恭親王及び李鴻章が當時日清兩國間に葛藤を惹き起して交渉斷絶の姿となつてゐた琉球問題を同氏に訴へて、暗に渡日後の調停を求め、同氏も非公式の斡旋を約したと聞えたから、我政府に於ては、大に同氏の諒解を求むべき必要があり、旁出來得る限りの優待の途を講じたものゝ如くでもある。

今一つ裏面の事情として、私が男爵九鬼隆一氏から承はつたところに據ると、當時グラント氏は何事か日本の天皇陛下に御忠言を申上ぐる意圖があるやに洩れ聞えたから、日本政府は安からぬ事に思ひ、偶、佛京巴里に官遊中の九鬼氏に電命して、マルセーユよりグラント氏一行の乗船に同乗させ、其談片なりとも聴かせて報告させることゝなつたから、九鬼氏は天津迄同行して極力グラント氏の意中を探り、一度本國に電報した上、北京迄同行の豫定を、政府の電命で同氏より先きに天津から歸朝し委細報告に及んだ。其後グラント氏が來朝しての忠言は、九鬼氏が船中で聴取つたところと全く同様であつたといふ。

同氏の旅館としては、是迄外國貴賓を泊められてゐた濱離宮の延遠館が粗悪の建築の上に、腐朽さへして來たから、芝三田綱町の川村海軍卿の所有家屋を買上げてこれに充つるの議があつて、一旦聽許されたが、後日更に延遠館と定まつた。延遠館の地は今濱離宮の正門を入つて正面の芝地の一劃がそれである。

四月(十四日)に至つて特命全權公使吉田清成氏がグラント氏滞在中の接伴掛を命ぜられたことは、同氏接伴事務の進捗を促進したばかりでなく、又其方針の統一を來たしたることかと思はれる。

吉田氏は鹿兒島藩の秀才である。慶應の始めに藩主が藩士の中から十八人の秀才を選抜して英國に遊學させた。同氏は其選に入つて駐英三年、更に米國に遊んで理財の道に心を潜め、明治四年に業を卒へて歸朝した。歐米新知識の第一人者であつた。(吉田公使傳) 其駐米公使となつたのは明治七年であつたが、それより以前にも、明治五年には理事官として米國へ派遣されてゐる。十一年九月に一時歸朝を許されたから、一等書記官吉田二郎氏を臨時代理公使として歸朝し、十二年二月には條約改正取調御用掛を仰付けられた。當時米國との間に我れに取つて有利な條約改正の行はれたのは公使の努力に依るものが多かつた。斯くも米國の事情に精通し、特にグラント氏の大統領在任中から懇親の間柄であつた公使が同氏の接伴掛となつたのは、眞に其人を得たものといふべきである。

吉田公使の接伴振

接伴掛としての吉田公使は事實上殆ど一人でグラント氏の接待事務を總轄し計畫し、各方面よりの照會に

答へ、且つ同氏を迎へる爲めに自身長崎に出張して東京への東道をなし、其旅館たる延遠館に詰め切り、日光や箱根へも同伴し、自宅にも招待し、横濱に見送る迄グラント氏の往くところ、形影同伴ふが如く、通譯の任にさへ當つた。

特にグラント氏が其夫人を帶同して來たことは、外國婦人の取扱ひ方に馴れぬ接伴掛の最も頭を悩ましたところである。延遠館を止めて川村氏の邸を購ひ改造を加へんとしたのもそれが爲めであつた。夫君と永らく外國にあつて西洋の交際術に馴れてゐる吉田夫人は此點に於て各方面から多く期待された。宮本外務大書記官の四月六日附吉田公使宛の書状にも、

旅宿之布設等頗不容易、且妻君同行ニ而、別而接待方に注意せざるへからすと存候、何卒御氣付之廉、別而婦人を取扱候振合を彼之掛へ能御示教被下候様仕度候、且當地へ參候ハ、定而令閨君(吉田夫人の事)にも御尋問(訪問の事) 且御接遇相成候事と存候、

云々といつてゐるのはこれを證して餘りがある。後日グラント氏の日光見物に際して岩倉右大臣から七月十四日附で吉田公使に、グラント氏接待の爲め隨行を命ぜられたことを内報した書状にも、「妻女も同行候ハ、グラント氏妻君の爲ニも可然存候」と書かれてゐる。それ丈吉田氏夫妻の斡旋の勞は多大であつた。グラント氏の我國で大歓迎を受けた報道は時を移さず本國に電報されたが、七月七日代理公使吉田二郎氏から公使宛の書状にも、「本月二日サンフランシスコ着の新開同港よりプレス社の電報に據れば、グラント氏東京着謁見も相濟み、我政府竝に人民歡待之厚き、我歴史上未曾有之事なりと至極の好新聞に御座候、定而右に關し

ては閣下の御配慮も不一方儀と遠察仕候」とあり、又米國のチャールズ・ローマンといふ人から、歸國中の公使宛、十月十六日附の書狀に、米國で吉田氏を知つてゐる程のものは、皆吉田氏夫妻が歸國してゐなかつたならば、ゼネラル、グラントはさばかりよき日の半ばをも有たなかつたであらうといふに一致してゐると書いてあるが、それは決してお世辭ばかりでなかつたらしい。公使が歸任に際して勳二等に叙せられ旭日重光章を授けられたのは、米國との條約改正の功と共に、前大統領たるグラント氏接伴の勞に酬いられたものであらう。

グラント氏の來着は初めは四五月頃との事であつたが、後には又夏頃と發表され、支那から先づ長崎へ着き、更に神戸、大阪、京都、堺縣の各地を經由して、横濱から東京に至り、都合に依つては函館へ迄も回航して本國に歸航すると聞えたから、政府では汽船一艘を長崎へ回航させて、同氏の乗艦リッチモンド號を案内して瀬戸内海を通航せんとの議があり、巡覽各地の地方官へは相當の接遇を致すやうにと達せられ、中央から指導の爲めに宮本大書記官以下屬官等が派遣されたが、大阪府の如きは、宮本大書記官の出張中打合せの箇條に基づいて、それ〴〵準備中、後に出張の屬官が其缺陷を指摘して督責を加へ、「大阪府に於て此節之義、如何相心得居候哉」と詰問したから、時の府知事渡邊昇が赫となり、長文の一書を接伴掛の伊達、吉田兩氏に送つて、「屬官等比々出張、彼是差圖多端に相渉り候様ニ而は不宜」云々とて、屬官へ説諭をして呉れと逆に突込んで來た。(六月十七日書狀) 其書中に「地方官之大困窮なるは各地喋々する處」といつてゐるのを見ると、屬官の横柄には何處でも餘程憐れまれたらしい。それもこれも、皆職務に熱心の餘りに出でたことであらう。

最初はグラント氏の我國滞在の日數約三十日の豫定で、其歡迎費一萬五千圓の豫算であつたものが、實際は六十日餘の長さに及んで、其倍額を要した上に、地方遊覽の際の旅館の設備費として支出された一萬五千圓も約五百餘圓の不足を生じたから、外務省は其追加支出を要求する伺書に、
諸事豫テノ見込ヨリハ實際頗ル御手厚ノ御仕向ニ相成、段々諸入費モ相嵩ミ、
云々といつてゐる。我政府のグラント氏優遇に力めたことは、これを以て其一端を窺ふことが出來よう。

長崎上陸後の歡迎

グラント氏の長崎上陸前(四月九日) 迎接の爲めに軍艦一隻を長崎港へ差遣されることゝなつて金剛艦が廻航され、尋で(五月二十二日) 來着の日は前橋上に國旗を掲揚して禮砲二十一發を發することに定められた。猶ほ伊達、吉田の兩接伴掛も迎接の爲めに同地へ出張を仰付けられたが、やがて建野宮内權大書記官も又同地へ派遣された。

長崎に着港したのは六月七日であつたが、言ふ迄もなく官民の歡迎は甚だ盛んであつて、伊達、吉田の兩接伴掛は勅使として、

我皇帝陛下使臣清成宗城ニ命シテ貴君ノ無恙御來着ヲ祝シ、且ツ近日東京ニ於テ御面會ノ樂ミヲ俟ツノ旨ヲ親シク貴君ヘ陳セシム、

新日本の大恩人ゼネラル、グラント

との勅語を傳へさせられた。我國としてはこれ以上優渥なる御接待があらうか。第一步を日本に印したグラント氏の印象はもとより悪からう筈はなかつた。併し日本と亞米利加とは其國體も國民性も變つてゐるから、歓迎方法もおのづから同一に行かぬ場合があらう。グラント氏の歓迎としては今一つの大切なものが取残されてをつた。それは他でもない、市民の歓迎である。官尊民卑の陋習を脱しなかつた當時の日本にあつては、斯る事杯思ひも寄らなかつたであらうが、道に吉田公使は共和國の前元首たると共に知名の一市民たるグラント氏を遇するの法を心得てゐた。長崎市民は國旗を掲げてグラント氏を迎へ、同氏の爲めに一大饗宴を催して敬慕の意を表し、同氏も喜んで公園に記念の榕樹を植ゑた。それが吉田氏の指導に依つたことは、後に（九月六日）長崎縣令高橋信吉氏から吉田氏宛てた書狀の中に、先般御來崎の節は彼是御高配に預かつてグラント氏饗應も首尾能く濟んで大慶の至りであるといひ、

その後伊國公子、香港知事等も來崎、夫々不都合無之饗應を了し申候、これ全く先般尊君之模型（お手本の意味）を踏み候儀ニ而、暗ニ御庇恩ニ預り、今更不堪感謝候、

と謝意を表してゐるのでも知れよう。それについて面白い話がある。高橋縣令はグラント氏の出立間に電報で吉田氏に向つてグラント氏の寫眞の寄贈を請求して來たが、それはグラント氏の後に長崎へ立寄つて同じく市民の歓迎を受けた伊國公子から領事を経て其寫眞を扁額に製したものを記念として市民へ贈與されたことが市民に衝動を興へ、市民は彼等が先きにグラント氏を饗遇したのは後に伊國公子を接待したのに優ること萬々であり、且つ彼等がグラント氏を欣慕するの情も公子に比すれば殊に深いにも拘はらず、伊國公子からは却て此贈物があつた位であるから、グラント氏に對しても其眞影を請求し、グラント氏が公園に手づから植ゑた榕樹と共に永く長崎市民の敬戴するものとせまいでおかうかと、同氏の寫眞を切望して止まないから、縣廳及び市民總代へ各一枚づゝ盡力に預かりたいといふのである。後にグラント氏の入京後吉田氏が又澁澤榮一、福地源一郎、益田孝氏と謀つて上野公園に於ける東京市民の大歓迎を催した時にも、グラント氏夫妻が記念の植樹を行つてゐるのは即ち所謂同一の模型に外ならぬ。

明治四年岩倉大使一行に参加された久米博士の米歐回覽實記に、大使がサンフランシスコに上陸して旅館に到着くと、市民が殺到して歡聲を揚げて安着を祝したから、大使は群衆に向つてスピーチを演じ、日本駐劄米國公使デロングがこれを通譯した後、更に自身のスピーチを演じ群衆の拍手喝采暫く靜まらなかつたところがあるが、米人は殊に此所謂「スピーチ」を好んでする風がある。グラント氏もお多分にもれず、長崎市民の饗宴に於て、上陸後最初のスピーチを演じたが、後年（明治二十二年）此一行に加はつたヤング氏より吉田清成氏宛の書狀にも、グラント氏の長崎での演説は東洋で試みたもの、中で最も重要な演説であつたといつてをり、其譯文は後日吉田氏から明治天皇の天覽に供せられた。（八月二十六日徳大寺宮内卿書狀）

入京後の歓迎

當時神戸に惡疫が流行してゐた爲めに、グラント氏一行は豫定を變更して長崎から横濱へ一路直航することとなり、六月二十三日長崎なる伊達、吉田兩接伴掛よりの電報）七月三日午前十時三十分横濱に着港、午

後一時十五分、別仕立の汽車で東京に向ひ、同二時二十分に定めの旅館延遠館に入つた。横濱では舊知の岩倉右大臣、伊藤内務卿を始め寺島外務卿其他の出迎があり、官民の盛んな歓迎裡に入京したのである。

翌四日グラント氏は午後二時、宮中に於て始めて明治天皇、昭憲皇太后に謁見した。其日が偶米國の國祭日に相當したことも、一行に好感を與へたらしい。こゝで日本人の眼に映じたグラント氏の第一印象として、時の侍従長山口正定氏の日記中の一節を引用することゝしたい。

七月四日、晴、例刻參朝、午後二時、米國前大統領グラント氏、夫人、子息及び同國艦長數名謁見ス、予ハ御尾ヨリグラントノ風采ヲ望ムニ、體格甚タ高カラス、辨舌甚タ爽ナラス、顔色眼光肯テ通常ノ洋人ト大イニ異ナルヲ見ズ、然レトモ自然ニ非常ノ人望ヲ繫クタケノコトアリテカ不覺人ヲシテ敬服セシムルノ溫容ヲ備ヘタリ、

因に米歐回覽實記の筆者も大統領時代の氏をホワイト・ハウスで見た一人であるが、同氏については「氏ハ平生沈黙ニテ舉措從容、大樹將軍ノ風アル人」といつてゐる。岩倉大使一行の米國を訪問したころは恰もグラント氏が大統領再選の榮を荷はんとする選舉の眞最中であつたから、同書にはグラント氏に對する選舉民の壓倒的な人氣を一二の逸話を織込んで面白く描出されてゐる。

七月七日にはグラント氏の爲めに、日比谷操練場に於て野津陸軍中將（鎮雄）を諸兵指揮長官として陸軍飾隊式（觀兵式の事）が行はれ、明治天皇はグラント氏と御同車にて御親閲になり、終つて芝離宮に行幸あらせられて、一行に午餐を饗せられた。次で皇族は妃殿下御同伴にて、大臣參議以下も夫妻同道で、グラント

ト氏の旅館の訪問引きも切らず、七月下旬一行が日光に遊び、八月中旬箱根に遊んだのは何れも皇室の御接待であつた。其間八月十日には濱離宮内中島御茶屋に於て明治天皇の御懇話があり、同二十日には戸山學校へ行幸になつて、グラント氏と共に體操や競馬を御覽になつた。當日は最初馬見所で明治天皇とグラント氏と御同座の豫定であつたのを、西郷陸軍卿が先年パリにをつた頃、ナポレオン皇帝の競馬を見た時の事を例に取つて、天皇の御席を別に離して設けることに改めて了つた。斯くと知つた外務省は不都合であると陸軍省を責め、結局着御の上で、グラント氏を御席に御召になることゝして折合つたのは、政府の共和國の前元首に對する用意の程が窺はれて面白い。

他方には有栖川宮を始め奉り、三條、岩倉、寺島、伊達、蜂須賀、森、吉田諸家も前後一行を招いて饗宴を張つた。別して岩倉家に於ては大使として滯米中の好意に酬いる爲めに同邸に招待するの必要があつたから、豫め補助金を賜はつて邸内の修繕を行つて置いたが、岩倉右大臣がグラント氏を旅館に訪問した時、貴國に固有の音樂があるかとの同氏の間對して能樂といふ高尚優美な技藝があると答へた爲め、同氏に所望されて本邸に招待し能樂師に望月、土蜘蛛の二曲を奏せしめて觀覽に供した。それが動機となつて、氏は華族の同志と謀り、歐洲各國の帝王、貴族がオペラを保護する例に倣つて能樂を獎勵することゝし、次で明治天皇の臨幸を仰ぎ、又英照皇太后、昭憲皇太后の行啓をも願つて數番の能を奏し御覽を願つてゐる。（岩倉公實記）其他蜂須賀家では又兩國の煙火を觀覽させる爲めにグラント氏一行を招いて夜會を催した。其他東京唯一の大劇場たる新富座の觀劇や狩獵杯、何程か旅の徒然を慰め得たであらう。又官吏や個人で旅館を訪う

て此偉人の警咳に接したいと申出たものも多かつた。グラント氏も亦屢其旅館に皇族、參議其他を招いて夜會を催してゐる。此間横濱の臼井寫真師は津田仙氏の紹介で吉田氏に申入れ、延邊館でグラント氏を撮影した。彼れは此光榮に酬いる爲めに、後日吉田氏の家族の寫真をも撮つて贈つてゐる。

而かもグラント氏を一人と入喜ばせたのは東京市民の歡迎であつたらう。市民は同氏の爲めに接待委員を設けて、澁澤榮一、福地源一郎、益田孝の三氏が總代に選ばれ、歡迎方法を講じたが、グラント氏入京の日は福地氏が代表して挨拶を述べ、七月八日には虎門内工部大學校に於てグラント氏一行の爲めに夜會を催し、翌九日には横濱市民も横濱町會所の夜會に一行を招待した。

東京市民は猶ほ吹上御苑を拜借して大歡迎會を催す計畫があつたが、馴れぬことゝて委員間に議論紛々として決しかねた。(八月八日澁澤、福地、益田三氏より吉田公使宛書狀) さなきだにお祭騒ぎの好きな東京市民は何條黙して止むべき、上野公園での大歡迎會にグラント氏の快諾を得たが、傳染病の爲めに岩倉右大臣の反對もあつて取止めとなり、明治天皇から巨額の防疫費の御下賜があつたが、市民の失望はいふばかりなく、委員總代の苦心も一と通りでなかつた。其内に傳染病も稍下火となつたから、八月二十五日午後、種々工夫を凝らして愈、決行することとなり、當日は明治天皇の行幸を奏請した。市民は毎戸紅燈を掲げ、國旗を立て、綠葉門を三箇所に設け、全市を擧つて沸くが如き歡聲を掲げて東台へと押寄せた。明治天皇は東京府知事や市民總代の祝詞を受けたまうた後、グラント氏夫妻を御引見になつて、設けの演技場に御誘引遊ばされたが、そこでは擊劍、槍術、練術、流鬪馬、馬布呂引、犬追物の妙技がつきつゝに演ぜられ、晝夜共煙

火の音耳を聳するばかり、紅燈を樹間に吊り渡した數、東台のみでも七萬餘といはれ、其美觀壯觀は前代未聞で、これに要した總經費は三萬圓を下らず、參觀の外人の耳目をも驚かした。畏れながら「聖上ニモ隨分御慰ニ被爲成候御様子ニ奉伺候、貴客ニモ喜悅之由御見認被成候趣安心致候」とは徳大寺宮内卿の翌二十一日附吉田公使宛書狀の一節である。

上野の市民大會に於てグラント氏夫妻は市民總代から歡迎の挨拶を受けた後、其請に任せて東照宮の境内にグラント氏は檜を、夫人は玉蘭を左右に相並んで植ゑた。夫妻の名を取つたグラント檜、グラント玉蘭の銘を刻んだ石が其側に立てられ、各鐵柵で取圍まれてゐる。私は一日尾佐竹氏の東道で小松宮の御銅像の背後一段高きところに相並んで、さながらグラント氏が東京市民の爲めに祝福した其後の半世紀の發展を象徴するかの如く亭々として繁り合つてゐるのを仰いで當年の思出に耽つた。

記念樹の手植は追に當時の日本では珍らしかつたと見えて、同二十八日、三條太政大臣から、主上には未だ此事を詳しく聞召されてをらぬ由であるから、足下より宮内卿に具申あるやうにと、吉田公使迄申入れてゐる。

グラント氏の來遊と聞えてから、内外の新聞の報道も漸く繁くなり、ガゼットの如きは、其光輝ある功績を書立てたが、それを抄譯した小傳や、繪本類の片々たる際物的出版が後を次で出で、中にも岸田吟香翁校閱の銘を打つた山田享次氏の米國前大統領グラント公傳、松本新聞號外の竹内泰信氏の米國前大統領グラント氏小傳(何れも六月の出版) 假名書魯文和解、鮮齋永濯及び梅堂國政畫の格蘭氏傳倭文章(七月以後出版)

等が行はれて世人の欣慕の情を唆つた。上野で公開された大歓迎後には、其盛況を錦繪にしたものが亦盛んに世に持て囃された。

獨り東京や横濱の市民ばかりでなく、地方の官民に於ても歓迎の誠意を現はさんとするものが多く、グラント氏が宮ノ下滞在中、静岡縣民は一日三島で歓迎したいと申出で、グラント氏の快諾を得た。埼玉縣令白根多助氏は同氏の日光遊覽の歸途、幸手驛に迎へて饗宴を催し、酒間治民の要道を質したのに對して、グラント氏は諄々と其所見を述べた。白根縣令は其筆記を綴つて觀光餘事と題し、一小冊子に印刷して頒つたはよいが、吉田公使にこれを翻譯して、グラント氏の東洋遊覽日誌に登錄されたいと望んでゐるのは、なくもがなと思はれる。(八月八日附同氏書狀)それは兎に角、グラント氏の上陸以來、同氏は朝野といはず、官民といはず、正に舉國一致の大歓迎を享樂し得たものといへる。

グラント氏は其東洋漫遊中、親しく西洋人の不當なる干渉を見てこれを慨し、宴席に臨んで謝辭を述ぶる毎に、日本の獨立を望むの一事に言及せざるはなく、同時に來朝した香港知事ヘンネツシー等の有力なる英米紳士と胥謀つて、フレンヅ、オブ、ゼ、イースト會を設立し、東洋に於ける歐米の政策を一變して、公正質實を旨とし、東西洋諸國の親密なる交際を期した。(明治開化史)

連日連夜の歓迎に應接の追なかつたグラント氏は追に我國情の調査視察をも怠らなかつた。大審院を見、府縣監獄費等の會計表を取寄せ、東京大學醫學部(七月八日)法理學部(八月十日)を參觀し、開拓使出張所では北海道の物産を一覽し、それらの物産を材料とした午餐を供せられ、(七月十四日)又開拓使の試験場をも巡覽した。(八月八日)滞在日數の少かつた割合に、同氏が日本を正解し得たのは、斯る用意の周到であつたからであらう。

八月三十日にはグラント氏歸國の爲め御暇乞の參内謁見が行はれた。平生不用意の答辭を述ぶるに馴れてゐた同氏も、是日ばかりは明治天皇の御別れを惜ませたまふ勅語に對する答辭の草稿を用意した。同氏は先づ滞在二箇半月の間に明治天皇を始め奉り官民より受けた親切と厚情とに對して深厚の謝意を表し、日本が國産に富んでをり、勤勉鋭敏且つ儉約な國民に加へて政府の善導があるから、外國の干渉のない限り、國力の進歩せぬ譯がない、余は日本が其自力を以て西洋より全く獨立した文明國とならんことを祈つて止まない、余今日本を發つならば、再來の程覺東ないが、今回の愉快な記憶は永遠に余の腦裡に残りて消えぬであらうといつて、陛下の御代の萬歲を祈ると結んだ。グラント氏は横濱解纜前リッチモンド艦への臨幸を望んで伊藤内務卿の内意を質した事實があるが、それは實現されなかつた。(八月三日附、伊藤内務卿の吉田公使宛書狀)明治天皇、昭憲皇太后にはグラント氏に對して書棚一、銅花瓶一對、夫人に椅子一組、錦六卷等の多數の高價な御贈品があつたが、餘りにかさ張つて旅館に入り切れぬ程であつた。是等の御贈品の選定には伊藤、井上兩參議の意見が斟酌されたものであるが、當時これについて新聞に書立てたことがあつて、祕密にされた形跡がある。グラント氏の孫の住むニューヨークの邸宅に今尙ほ菊の御紋章ある詩繪の椅子、菊桐に井桁をあしらつた窓掛(錦六卷はこれか)其他の御贈品を以て飾られた室がある。

グラント氏も我接待官には記念として、自身の寫眞を贈呈し、歸國後も、それ〴〵物を贈つて謝意を表し

た。當時接待官の一人であつた故建野郷三氏の家に傳はつてゐる臺尻の銀臺に圓く General U. S. Grant
Mr. G. Tateno の文字を彫りつけた獵銃も其一つである。

濱離宮中島御茶屋に於ける御對話

明治十二年八月十日、濱離宮の御池に臨んだ中島の御茶屋の瀟洒な一室で明治天皇とグラント氏との御會
見こそ眞に歴史的光景であつた。侍従日録の是日の條には簡單乍ら次の如く書き留められてゐる。

八月十日 晴

午後一時御出門、濱離宮に行幸、二時十分着御、夫ヨリグラントヲ中島御茶屋に御招御談話、四時二十
分ニ至ル、太政大臣陪座、茶菓ヲ賜フ、五時三十分還御、御陪乗山口侍従長、供奉片岡、東園、御先着
伏原、御留守平尾、

此御會見は先きに芝離宮の午餐會の席上に於て明治天皇が吉田公使の通譯でグラント氏と種々打明けた御
物語あられた時、同氏が日光の遊覽より歸つた頃、親しく御談話を御交へになり度き旨仰出だされたのに基
づいて御催になつた御茶の會であるが、グラント氏の腹藏なき意見を聞召されんが爲めに、雙方の供奉員同
行者を別室に遠ざけたまうて、三條太政大臣唯一人陪席を許された外、グラント氏と御差向ひで吉田公使の
通譯に依り御若くて國難に當面したまひ、只管聖徳を磨き善政を布くに御精進遊ばされつゝあつた明治天皇
が、多年一國の元首として令名の高い世界的の一大偉人から異數の御優遇に感激して眞心籠めた忠言を眞夏
の二時間餘に亘つて聞食されたのである。其一言一句の大御心を動かし御肝に銘じたまうたのも決して偶然
ではなかつた。

グラント氏の意見は内政と外政とを兼ねてゐた。先づ同氏自身の立場を言明して、眞に日本の幸福を冀ふ
に切なるものは陛下の自國人民を外にして他に恐らく余の如きはあるまいといひ乍ら、諄々と其所見を吐露
してゐる。

一 内政問題

第一、内政問題として、議會の開設について、グラント氏は政黨は互に控制して政府をして失政なからし
むるの便益はあるが、又互に現政府の顛覆を謀るの弊害を免れぬ。貴國にも必ず政黨はあらう。新聞や人民
中の一團は民議院の設立を望むやに察せらるゝが、人民に依據する政府程強いものはないから、貴國に於
ても早晚設立せらるゝであらう。政府は今から宜しく時たらば開設すべきの意向を人民に示し、彼等をして
其責任を負擔すべき知識を養成させるがよい。さり乍ら一たび選舉權や參政權を人民に賦與した後は、これ
を回收すること不可能であるから、時期猶ほ至らざるに輕卒に議會を起して却つて擾亂を招くことがあつて
はならぬ。又初めから此議會に多くを期待することも出来ぬ。必ずや徐々に進歩を計り、漸を以て人民の知
識を進ませるがよい。私見では、先づ顧問議院^{アドヴァイザリ、アツセンブリー}を起して、立法の權を與ふる代りに、只討論の權を與
ふるのみとしたならば、自然に信任と知識とを得、又責任の性質を理解するに至るであらうと力説してゐる。

二 教育問題

次に教育については、日本の學制は頗る宜しきを得て、歐米の教育法に一步も譲らないが、教師の概して若年なるは、知識の猶ほ淺く經驗も亦廣からぬ爲め、専ら書籍について教授するに止まり、教育の法をして益精良に至らせることが出來ぬ。米國の如く老年の學士一二名を置いて教師を監督し、學務を統理し、各國の學校と學事上の通信をなし、意見を交換して、其中の良法を採用することゝするがよからう。將來は日本の諸事業には悉く日本人を使用するに至るであらうけれども、今は有益なる外國人の解備を急がぬがよからうと明言した。

三 東洋に於ける外國人の態度

次に外政上については、先づシンガポール以東新聞雜誌の議論に歐米人と亞細亞人とを同等視したものがなく、西洋諸國の官吏等の悉くが利己主義に執着し、日本及び支那の國權を顧みるもの殆ど稀なることを痛歎し、轉じて外債問題に入つた。

四 外債問題

先づ國家の最も厭ふべきは外國に債務を負ふより大なるはないと、埃及や西班牙、土耳其の窮狀に例を取り、日本の外債は幸に巨額でなく、償還期到るも償還の困難はあるまいが、一日も早く償却した方が利益である。外國の中には弱國に債務を負はせて不正に其權威を揮はんと謀るものがあるのは陛下の了知したまふところであらう。亞細亞で外國の支配を受けぬは、日本と清國との兩國のみであるが、此兩國間に、若し戦端を開きでもすれば、外國は其機に乗じて資金を貸附け、内政に干渉するの機を得んとするの志がないでは

ないと外債の弊を痛論した。

五 琉球問題

グラント氏の忠言は愈進んで日清兩國の懸案たる琉球問題に入つた。同氏は清國に滞留中恭親王及び李鴻章と屢會見したが、兩大臣は琉球事件の經緯を詳しく語つて、余に依頼するに、余より日本政府の廟堂の人人に説き公平穩當の解決に至らんことを以てした。余は東洋の平和を熱望するの立場から、及ぶ限りの斡旋をしようが、兎も角日本駐在の米國公使ビン・ハム氏に商議して見ようと告げて置いた。爾來本件について既に數回ビン氏とも語り、又日光滯在中に伊藤、西郷兩卿とも面談して事情を知悉したが、清國で聞いたところと、日本で聞くところとの間に逕庭がある。日本が既にみづから信じて其國權とするところの處分を行へる以上、何處までも其國權を全うせんとせらるゝは、左もあるべきことではあるが、それには清國の意志を察せなければなるまい。清國では日本の處置は自國と琉球との關係を無視したものであると看做し、先年臺灣事件で屈辱を蒙つたことが忘れぬ爲めに不平は一層甚だしく、日本は再び臺灣を占領して自國と太平洋との間を遮斷せんとするの意圖を抱いてゐると疑つてゐる。私見では兩國間に和親を保有するの今日に甚だ必要であることを考へる時、雙方互讓するところがなければならぬ。聞くところに據ると、清國では該島嶼間の境界を分割して太平洋に出づべき廣き通路を彼れに與へてもしたらば承諾するであらうとのことであるから、彼大臣等は忿怒の心を懷き乍ら猶ほ商議を容るゝの意志なきにあらざることが判る。次に琉球事件其他の事について清國と談判を遂げらるゝには、成るべく外國に干渉させてはならぬ、日清兩國はもとより同

一人種で特に舊好の國であるから其友情を思つて互に相譲り、何れにも面目を汚さないやうに示談を調へらるゝに於ては、兩國間の親和長久を計ることが出来る。若し余の滯在中に兩國の和議が成立したと聞いて歸國することが出来たならば、余の大慶は實に何物にも比すべきはないと繰返し、最も熱心に力説した。

六 稅權回復問題

グラント氏は更に條約の改正に依つて稅權の回復を圖るの急務を説いた。氏は日本人民が惻憫で勤勉勞苦に堪へ、工業も盛んであるに拘らず、課稅が稍重く、人民の貯蓄も一般に寡少なるが如きを見て深く遺憾としたが、現行の輸出入稅約の存在する間は、其急激なる進歩を望むこと不可能であるから、一日も早く現行條約を撤廢するに如くはない、而かも此談判が岩倉大使の出使以來未だ進捗してをらないのは、主として英國の態度の煮え切らぬ爲めである、英國は現に其植民地に完全なる稅權を賦與してをり乍ら、猶ほ獨立國たる日本には飽迄もこれを許すまいとしてゐるのであるから、日本は此事實を世界に公表して、現行條約が啻に精神的屈辱たるばかりでなく、物質的損失でもあることを訴へるが宜しいと迄極言し、而してこれが改正に當つては、少くとも輸入品の或種類に向つて、二割五分の稅額を賦課して國內の工業を保護し、富源を開發して、歲入の増加を圖らなければならぬと述べて、切に條約改正の急務を論じた。

以上の懇篤なる忠言に對して、明治天皇には深く氏の好意を謝したまひ、其所説については大に考慮するであらうと仰せられたが、三條太政大臣も亦厚く謝意を表した。

グラント氏の觀察は概して透徹で事の眞髓に觸れてゐたのは道に頭腦が明晰で經世の大才があると頷かれる。殊に同氏みづからは些の求むるところがなく、歐洲諸國の東洋に於ける政策を非難し、東洋にある西洋人の態度を撥斥し、日本を熱愛すると共に清國と提携して東洋の平和を圖り、其獨立を全うして歐洲に當らんことを切望したのは、日本の信賴すべき友人たると同時に又清國の友人でもあつた。此神の如き公平と慈父の如き慈愛とは、何人も認めない譯には行かぬ。故に其言は聞くものに感動を與へて、我れを忘れてこれに縫らせようとした。別けても目前の利害に捉はれて大局に盲目であつた日清兩國の當局から見れば、大所高所から洞察したグラント氏の意見には大に啓發されたに相違ない。されば日頃歐洲諸國の壓迫に苦しみ抜いてゐる兩國の當局が其溢るゝが如き同情を有つた天籟の聲に狂喜して、只管これに信賴したのは當然である。清國は兎に角、我日本の場合から見ても、グラント氏の忠言は實に感謝に値ひするものが少なくない。

グラント氏の忠言の影響

當時の日本は西南戦争が片附いてから間がなく、人心の動搖も容易に収まりかねた。縦ひ武力に訴へて政府に反抗することは止んでも、民選議院の開設を迫るの聲は、戦前よりは頓に高くなつて、政府の當局を手古摺らせ、其間一種の緩和策として開いた地方官會議に對しても、民権家は其人民の代表でないを排斥すれば、地方官はみづから人民の代議士氣取りで行政諸官省の權を抑へようとし、國論は鼎沸して收拾することが出来ぬ。殊に財政は西南戦争に多額の國帑を費した結果、戦後一層の困難を加へて、國民の負擔も益々重くなつて來たから、それに關聯して經濟上不利なる條約の改訂を行はんと、改正案を各國公使に付して交

涉を始めたけれども、遅々として進捗せない。内治外交共に斯る難局に當面しては、政府當局にあつてもおのづから進歩と保守と迄は行かずとも、急進派と漸進派とに分れて互に自説を主張し、動もすれば統制を缺き衝突を招かんとしたの事實であつて、畏くも大政總攬の局に當らせられた明治天皇の御軫念は一と通りでなかつたと拜せられる。是時に當つて天皇はグラント氏に對して、國事についての意見もあらば教示せられるやうにと仰せられ、同氏が西洋諸國人の陋劣を排して我國の國權を重んじ幸福を望むの意の切なる由を述べると、深く其誠意を謝したまひ、民選議院問題は人民の知識を進めるが先決問題であると申せば、大に敬服すべきの高見であると御嘉納になり、日清兩國間の親和長久を望むの意を述べれば、清國との交際の最も平和親睦ならんことは朕に於ても冀望するところであると仰せられてゐる。而かもそれは決して單なる一場の御挨拶に止まらなかつた。天皇が是等の進言について一々甚深なる印象を得たまひ、さながら師父の言の如く深く大御心の中へ御銘記になつて、其後も國家の大事に當ると、是等の忠言を御追憶遊ばされ、これを以て御裁斷の鐵案となされたと思ひ當る節が少くない。

加之我臺閣の諸公に於ても、其全部とはいはぬ迄も、主なる人々の間には亦此忠言が尊重されて、施政上の指針となつてゐたと信すべき理由がある。只教育の問題について、我教育家の餘りに若かつた事は事實に相違なかつたが、舊學を廢して西洋の新知識を取入れんとした當時の日本としては、年少者しか此新教育に當るべき人がなかつたのであるから、蓋し已むを得なかつたのであらう。グラント氏のいふやうな老練なる教育家で、彼等を指導するが如き人物は必要であつても、これを同胞に求むることは至難であつたから、歐

米人を雇入れて、其缺陷を補ふに努めた程である。従つて是等の外國教師を解雇するの時機に達してゐないとのグラント氏の説は至言であつた。

一 政治問題

先づ第一に同氏の政治上の意見として民間の政黨が政府に向つて徒らに反對の爲めに反對するは今も猶ほ昔の如くである。民選議院の要望に對して、政府として早晚これに同意すべく、國民の支持を受けた政府程基礎の鞏固なものはないが、一旦與へた以上はこれを奪ふことが出來ず、與ふべき時期を誤れば、却て擾亂の基となるから、宜しく適當の時期に議會を開設するの意向を人民に公示して、徐ろに彼等の政治的知識を涵養するがよいとの説程、穩健で而かも當時の日本に最も適切なる忠言はない。當時此時期の問題から、臺閣の諸公の間に一大論争を捲起したことがある。明治十三年から十四年にかけて憲法の實施期及び國會の開催時期が政府當面の問題となつた。明治天皇はこれについて大臣參議に御諮詢になつたが、伊藤參議はそれが國體變更の大問題であるから急驟に處置すべきでなく、先づ基礎を固くしてからに事をするがよいと尙早論を唱へ、十三年大隈參議は直に憲法を起草して、二年後の明治十六年に議會を開設するがよいとの急進論を唱へ、十四年には賛否の論が高潮に達して、今にも衝突を起しさうになつた。

奥羽巡幸から還御になつた明治天皇には、旅装を解きたまふ御違もあらせられず、直に内閣に出御になつて會議に臨ませられ、深更迄審議を聞召された結果、國會を十六年に開設するは宜しくない、十年後の二十三年に開設せよとの御裁斷を下され、直に勅諭となつて國民に公布されたのである。言ふ迄もなく、此十年

の期間に憲法の制定を終へ、國民にも相當の準備を整へさせて萬遺憾なきを期せられたものであつて、此點は恰も二年前のグラント氏の進言と正に符節を合するが如きものがある。明治天皇が御裁斷に當つて同氏の誠意を籠めた忠言を御回想にならなかつたと誰がいへよう。殊に岩倉右大臣といひ、伊藤參議といひ、同氏の舊知として、最も同氏に昵近した人々が此問題について申合せた如く漸進論者であつたことは、果して偶然と見るべきであらうか。而かも急進論が敗れて野に下つた大隈參議すらこれより心機一轉みづから政黨を組織し、又學校を設けて青年の政治教育を施さんとしたのは、亦グラント氏の意見と一致してゐるではないか。同氏の卓見明識は敵からも味方からも受入れらるべき洪大無邊のものであつたこと、これを以ても知ることが出来る。

二 條約改正問題

次には外交問題として我國が條約改正を急務とすべきことである。グラント氏は桑港に上陸後九月二十九日附で吉田公使に宛てた書信にも、條約改正の談判が首尾よく奏效せんことを切望し、若し我國の要望が各國に容れらるゝでなければ、寧ろ同意を與へないで、何事も姑く其儘にさし置き、後日の好機會を待つがよからうと書いてゐる、此後屢試みられた條約改正の談判に於ては、我外務當局が功を急いで不利益な條件を忍んで迄も其成立を望んだものもないではなかつたが、それらは決してグラント氏の本意とするところではなかつた。

三 財政問題

次には財政問題である。グラント氏の税權回復を急務としたのは、國民負擔の軽減を期すべき先決問題としたからであつて、米國みづから率先して我税權を回復するに同意したのは正に同氏の意見と合致してゐる。米國との改正條約の成立は實に同氏の來遊直前であつた。而かも國民の窮乏が甚だしかつた丈、其負擔を強ふるは困難であつたから、政府は先きに士族處分についての外債を英國で募集した。皮肉なことには口を極めて外債を非難したグラント氏の通譯に當つた吉田公使其人こそは、外債募集の使命を帯びて歐米に出張し、米國では不成功に終つたけれども、ロンドンに於て遂に其目的を達した發頭人であつたことである。此外債については國民の間にも多少疑懼の念を抱くものがなかつたではなく、明治六年に人民から一人當り金十六錢餘を募つて外債を銷却したいとの建言をした人もあつた程である。

西南戰爭の戦費支辨や地租軽減の爲めに一層増發された莫大の紙幣、公債の銷却問題は當時の政府の財政上最も重要な問題であつて、明治十一年に至り公債紙幣銷却方法即ち所謂減債方案が決定されてより、急激なる多額の紙幣銷却の行はれた結果、これより以前の紙幣の膨脹から來た貿易の逆勢、正貨の流出に伴つて金利は暴騰し、金融は逼迫して、今にも恐慌を來たさんずる勢ひを示したから、大隈大藏卿は參議となつて財務部を統轄し、佐野常民氏が代つて大藏卿となつたが、明治十三年五月、大隈參議は外債五千萬圓を募集して紙幣を銷却し、正貨通用制を立てんとする意見を提出し、佐野大藏卿も亦一千五百萬圓の外債を募つて貿易差額の補充及び輸出獎勵資金、紙幣の銷却費に充つるの計畫を立てたが、これについて、大臣參議の間に端なくも賛否兩派を生じ、辯難攻撃容易に決するところがなく、遂に明治天皇の御裁斷を仰いだ結果、實に

左の如き勅諭が下つたのである。

朕惟フニ明治初年以來國用多事ナルヲ以テ會計困難ヲ生シ、遂ニ十三年ノ今日ニ至リ、正貨ハ海外ニ流出シ、隨テ紙幣ノ信ヲ失フニ至ル、因テ大隈參議ヨリノ建策ヲ一覽シ、又内閣諸省ノ意見同一ナラサルヲ聽ク、朕素ヨリ會計ノ容易ナラサルヲ知ルト雖モ、外債ノ最今日ニ不可ナルヲ知ル、去年克蘭德ヨリ此外債ノ利害ニ於テ蓋言スル所アリ、其言猶耳ニ在リ、然ルニ今日會計ノ困難目前ニ迫リタル上ハ、前途ノ目的ヲ定ムル、勤儉ノ主意即チ此時ニ在リ、卿等宜ク朕カ意ヲ體シ、勤儉ヲ本トシテ經濟ノ方法ヲ定メ、内閣諸省ト熟議シテ之ヲ奏セヨ、

明治天皇が財政上の大難局に當面されての一大御英斷は、當時猶ほ御記憶に新たであらせられたグラント氏の蓋言に基づかせられたことを最も明白に仰出だされてゐる。是に於て政府にあつては、内外共に極端なる政費節減が斷行され、彼有名なる第四十八號布告（十一月五日）が發布されて、財源を増加して歳計の餘裕を作ることとなり、外債に依らずして此難局を切抜くべき大方針は着々として其實行を見、財政の基礎が始めて鞏固になつたのである。

明治天皇の御英斷に依つて財政計畫の大方針は確立されたものゝ、當時にあつては當局の諸卿の間にも猶ほ危懼の念が去らなかつたと見えて、明治十三年九月三十日井上外務卿は其吉田公使に宛てた書狀の中に、此節儉主義の下に財政の餘裕を作り貿易を助け紙幣を銷却するに決して今や將に着手せんとしてゐることを告げた後、

併ベーパー之デアシエーションハ如何程ニテ止リ候歟、方今之姿ニテハ神カラ身カラハ定メ難ク候、此將來最早非常之困難ヲ不起様、只神佛に祈之外手立ハ無之候、内閣議論中ニ者米納ニ歸セシメル論百出候テ、大隈伊藤迂生等ハ殊之外オツブホシシヨント相成、漸其論者相止ミ申候、兼て老台も吾國經濟上ニ者特別ニ御苦心も有之、實ニ前途如何様ニ相成候哉、則五里霧中之氣色登妄想を起サルヲ得サル形様ニ御座候

といつてゐる。文中の米納説は岩倉右大臣の如きも主張した一人で、當時閣議に提出した意見書の中に「田畑の地租その十分の二半は現穀を以て貢納せしむべき事」といふ一條がある。これを以て見ても臺閣の諸公が如何に財政の救済に思ひを惱ませ、其將來について不安の念に襲はれてゐたかを知ることが出来る。獨り堅く信じたまうて些の御疑念も抱かせられなかつたのは明治天皇であらせられた。其御信念の奥には、外ならぬグラント氏の忠言が輝いてゐた。而かもこれは只是時ばかりのことではなかつたと拜察すべき理由がある。明治二十七年、清國との開戦の避け難くなつた時、民間有志の間に義捐金募集の計畫があり、又外債を募るの議が盛んであつたが、時の日本銀行總裁川田小一郎氏は、開關以來の大戦に當つて、軍資金を義捐金に求むるも、外國の資本に仰ぐも共に不可であつて、是非共内國債に依らねばならぬと主張し、東京、大阪の主なる銀行家、實業家の反對を物ともせず、渡邊大藏大臣の裁決を経て内國債募集に決定し、應募者の分割拂込の方法を採つて成功した。其後同總裁は明治天皇の天機奉伺の爲め、廣島大本營に祇候すると、土方宮内大臣の執成で特に拜謁仰付けられ、教へられた儘御前に最敬禮をして引退らうとした時、天皇には伊藤

總理大臣より、川田が軍資金の事に付、非常に心配して都合よく參りを旨の奏上を聞召され、天機殊の外麗はしく、畏くも其勞を稿はせたまうた上に、先年來朝した多くの外人から種々の忠言を聞召されたが、グラント氏程懇切を極めたものはないと思召すと仰せられ、代議政體の採用についての同氏の意見の概略より、外債募集不可の説に移つて、同氏が外債の募集は外國の干渉を招き、國政上に支障を來たす恐れがある爲め、避くべきであると申したのを、今思當らせらるゝから、軍資金に充當する爲めにも外債を募る事丈は見合せよと仰せられた。自分の意見と符合した事を天顔に咫尺して承つた總裁は、夢心地で引退つたが、其後親近の誰彼に向つて、其時程嬉しい事はなかつたと、感激に充ちて語るを常とした。(渡邊千代三郎氏談話)然れば天皇はグラント氏の忠言を御銘記遊ばされたこと十五年の後に迄及んでゐたのである。否、恐らく御一生を通じて御忘れなさらなかつたのであらう。明治十四年三月三十一日岩倉右大臣のグラント氏に宛てた書状にも、「我皇帝ニハ毎時台下ノ御囑ヲ被爲遊候事ニ御座候」と見えてゐる。

グラント氏は恐らく世界中明治天皇程の御知己を得たことはあるまい。而して天皇には實に井上外務卿の所謂節儉主義の模範を御身を以て御示しになり乍ら、貴き御一代をば終はらせたまうたこと、餘りに周知の事實である。

四 琉球問題

次に琉球問題については、我れは飽迄も歴史上から我領有に屬すると認めてゐたが、琉球としては地勢上、支那と兩屬の形であつたから、我國に專屬することをば好まず、清國も自國の體面上、日本に屬せしむることには反對した。維新以來我國は内政問題として斷乎として琉球併合の方針を執り、明治五年に琉球王尙泰を琉球藩王として華族に列し、七年には琉球藩を内務省の管理に屬せしめて清國への進貢を禁じ、十二年に更に琉球藩を改めて沖繩縣とし、尙泰を東京へ移住させて了つた。我國と清國とは進貢禁止の時から既に争端が開け、清國は琉球を使嗾して諸外國公使に陳情させたが、各國公使はこれを國際問題とすることに同意を與へなかつた。明治十一年(九月三日)に清國欽差大臣何璋氏は寺島外務卿に面會して交渉を開始し、琉球の清朝に對する進貢其他すべて舊慣に因らせることを要求したが、其後僅に一二回の談判を重ねた頃、突如として外務卿に一書を提出した。其書中には、「日本堂々大國、諒不肯背鄰交欺弱國、爲此不信不義無情無理之事」云々「欺凌荒求、擅改舊章」云々「廢棄條約、壓制小邦」云々との思ひ切つた無禮の文句が連ねてあつたから、外務卿は清國政府に兩國の和好を保全するの意思がないものと認めて、此不禮の言を取消すに足るべき満足なる謝狀を提出せざる限り、琉球に關する談判には應じないといつて、兩國の交渉こゝに破裂した。これがグラント氏の渡清以前に於ける琉球事件の經過である。

遠の清國當局もこれには殆ど弱らされたものと見える。先きに臺灣問題で、清國が我征臺の師に對して抗議を提起し、兩國間の平和將さに破れんとした時、駐清英國公使トーマス・ウエード氏の居中調停で解決を見たことがあるからであらう、恭親王、李鴻章はグラント氏の聲望に依つて本問題の展開を圖らんとし、同氏の清國來遊中、屢會見して其主張を訴へ、同氏渡日後の調停を求めたのである。グラント氏はもとより一介の漫遊客に過ぎないから、調停の任ではないが、只其中心望んで已まざる兩國の平和の爲めに應分の幹

旋を辭せないことを約して來朝した。同氏は先づビンハム公使から大體の事情を聴取し、更に日光滯在中同行の伊藤、西郷兩參議からも委曲に互つて我主張を聴取した。伊藤參議は内務卿として本問題については職責が殊に重かつたから、西郷參議と共に特に日光に派遣され、同地に於て最もグラント氏の諒解を得るに努め、我主張を盡くした文章を同氏の一覽に供し、猶ほ其草稿を吉田清成氏に示して同氏にも助言を求めたことが伊藤參議の書状に見える。グラント氏が日光から歸つた後も、岩倉右大臣、大隈大藏、伊藤内務の二卿及び吉田公使は延遠館に同氏を訪うて長時間琉球問題について凝議した。其経緯はグラント氏と同行のヤング氏からの通信と覺しく、早くも米國の諸新聞に傳へられ、ニューヨーク・ヘラルドの如きは、八欄に互つて細字で報道する杯多大の反響があつた。

五 琉球事件談判の真相

世間では今尚ほ此琉球問題の結末についての真相が正解されて居らず、一般にグラント氏の調停に依つて、我れに有利な解決を見たと思はれてゐるらしい。最近出版の伊藤公全集の同公正傳にも、同公が日光でグラント將軍に接して問題の真相を説明し諒解を求めた爲めに、將軍は日本の言分を是認し、清國公使を説得して事件を圓滑に終結させたと書かれてゐるが、是等は何れも當つてゐない。

グラント氏は明治天皇に向つても、同氏が先きに清國で聞いたところと、日本に來て聞くところとは其間多大の逕庭があるやうであるが、是非曲直は自分に確知出來ぬから猥りに鄙見を吐露すべきでないといひ、只東洋の大局から雙方の互讓融和を勸めてゐるに過ぎない。假りに是非の意見があつたとしても、同氏は其

地位に顧みて、これを口外するを好まなかつたであらう。同氏が日清の何れにも變らざる同情を有つてゐたと見るべき一の面白い挿話は、同氏の歸國後、米國に於て非常に優秀な鐵砲が發明されたのを見て、同氏は二挺を製造させ、其一挺は明治天皇に、他の一挺は天津で親切のお世話になつた李鴻章に贈らうと吉田氏宛の書状に申して寄越してゐる。此一事は同氏の意向が日清の何れにも偏せなかつた一端を示すものと看做すことも出來よう。

而かも國際の禮儀を無視した無禮の公文が兩國間交渉斷絶の導火線となつたことについてグラント氏は清國の非を認め、日本から恭親王及び李鴻章に書を寄せて、清國政府の從來の辯論照會は一應これを取消し、改めて兩國間に特派委員を選んで辦法を商議し、此争ひを終局させることを勸告した。同氏が歸國後千八百八十年（明治十三年）一月十三日附で吉田公使に送つた書状に、恭親王及び李鴻章から回答を受取つた事を告げ、それには日清間の問題の解決を約束してはゐないが、而かも好戰的ではないといつてゐる。遑の清國政府も同氏の勸告に反省の色を見せ、總理衙門から改めて我國に向つて、中國はもとより貴國と和を失するの心はないから、員を派して會商したいと照會して來たが、肝腎な公文取消の事に及ばずして、何公使の意見を容れ琉球三分云々の主張をなすものと見えた。我れは其和好の意志あるを認めて談判を開始せんとするに先きだち、井上外務卿は四月二十九日吉田公使に訓電を發して、グラント氏に面會し、我國は同氏の所謂「サクリフェイス」の精神に基づいて八重山、宮古の二島を清國に割讓すると共に、清國に於ける最惠國の待遇に均霑するについての同意を求めんとするの意を告げて豫め同氏の意見を徵せんとした。吉田公使は六

月十七日みづからイリノイ州ガレナの同氏邸を訪うて面談したが、其結果、同氏は宮古、八重山兩島の事は日本にあつた頃に發論したものであるが、(これを清國では割島分隸の説といつた)琉球の北島、中島、南島三分云々の事は嘗て論及したこともないといひ、且つ我提案の如く二島を清國に割讓するならば、清國は無論其報酬として我提案に同意せぬ道理なく、兩國は最も第一の隣國の事でもあるから、泰西各國に讓るものは、悉く日本にも讓るが當然であると迄明言したとの報告に接したから、井上外務卿は、こゝに腹をさめて日清談判開始に着手したのである。

當時グラント氏は吉田公使と對話の際、清國は日本からしかけるゝでなければ、琉球事件は不問に措くの様子であると告げ、又清國では一大事件が起つた場合、其處置の善惡に拘らず、人民が其結果を非難するの恐れがあるから、琉球事件も強情なる或る仲裁者があるでなければ、到底彼れに於て終局の望みはあるまい、譬へば一壯士があつて、一猪を押へ、捕へ得ざるに先きだつて、精力を耗盡し、これを放たうとするも、危害を被るを恐れ、縛することも出来ず、誰か來たつて急を救はんことを望んでゐる姿であるといつて一笑を催したとある。如何にも穿つた比喻で、グラント氏に此諧諷があるかと驚かされる。

清國派員の事はグラント氏の意志に出でたものであつたが、清國政府は却てこれを好まなかつたから、これは宍戸清國駐劄日本公使に琉球事件及び日清現行條約増加條款の事を商議決定するの全權を與へた。琉球事件について、我れはもとより琉球を割讓するの意志はなかつたけれども、グラント氏の忠言に對して多少の讓歩をなすと共に、清國をして最惠國條款に同意せんとしたものである。愈雙方の開議に至つたのは明

治十三年八月(十三日)であつて、グラント氏の日本を去つてから約一年後の事であつた。此兩國間交渉破裂の局面を展開して欣然開議するに至らせたのは、實にグラント氏の居中斡旋の勞に依つたもので、其徳望が兩國の間の越え難き溝をならしてこゝまで歩み寄せたのである。グラント氏自身が千八百八十年(明治十三年)一月十三日附で吉田公使に寄せた書中に、兩國民自身の代表者を通じての問題の解決について自分が聊かたりとも會商開始の仲介者たる事が出来たならば、此上もなく満足すべき結果であつたらうといつてゐる。而して此點丈は些の申分なき大成功であつた。

八月十八日から始めて十月二十一日に至るまで八回の談判を重ねたが、米國前大統領の忠告に對して其面目を保たせ、且つは兩國の和好を保続したいばかりに、我れは明白に我有であつた千島と交換の名目で樺太を露國に與へた如く、唯一の辦法として支那の意向をも斟酌し、沖縄と臺灣との間の八重山、宮古の兩島を割讓することを申出でた。體面を重んじた清朝は琉球本島を日本に讓つた後もこゝに尙家の一族を置いて其宗社を存じ、朝貢を續けさせんとしたから、此點は同意を得ることが敢て難事ではなかつたらしい。時偶清國では伊犁事件から露國と難を構へたが、外間或は日本が露西亞と提携して清國に當らんとするとの説があり、清朝では日本と聯合して露西亞を拒ぐを可とする議論も行はれた。井上外務卿が宍戸全權に訓令を與へ、此機に乗じて清國に速決を迫つたことは、井上外務卿の九月三十日附で吉田公使に宛てた書狀に、

琉球事件も嘗テグラント君に御内談を御依頼之爲書通致シ置候意ニテ、宍戸公使に御委任ニ相成、七月初旬委任狀を差立、當節ハ談判最中ニ候而、爾後之模様尙夫々寫差出し候間、御承知之上者其大略丈セ

ネラールにも御序御報知置被下度候、最早餘程ウイキポイントモ顯然候故、別日魯合縱ヲ世間喋この機ニ乗シ、終局ニ到り候様、宍戸にも嚴敷迫り立申候、

とあるのでも知れる。或日談判中、宍戸全權が貴我兩國は何處迄も互に相提携して西洋各國と竝立を計りたく、兩國の間聊か異言あることは各國も承知の事であるから、各國の中には益々離間せしむべき方略を以て、我政府へ彼是申入るゝものがあつて煩はしきに堪へぬ、此談判が速に局を結ばば、是等も其跡を絶たうから、旁至急終局を望むという、清國委員の一人で口利の王文韶氏は我意を得たりとばかりに、案上の杯を擧げて一飲した後、

有人有我實に計るべからず、能くこそ御申聞被成候、右に而貴國之御好意能く相分り候、
といつた。此「有人有我」とは俄國の俄の字の隱語で、露國を指したものである。これが爲めか、清國も大に諒解して、我要求に同意し、明治十四年二月を兩島交受の期と定めて、其次月に於て増加條約の開始を施行するといふことに一致し、不日調印といふ段取に迄進んだところ、意外にも、清國の委員は全權を委任されたものではなく、彼等の外、其頃の南洋大臣（劉坤一）北洋大臣（李鴻章）等にも示して其覆奏を俟たねばならぬと言出して調印を肯ぜない。後日交渉の末我れは其誠意のないことを認めたら、十四年一月（二十日）宍戸全權一行は北京を發して歸途に就いて了つた。

當時清廷に提出された李鴻章の奏議には、
旋聞、日本公使宍戸職屢在惣理衙門、催結球案、明知中俄之約未定、意在乘此機會、圖佔便宜、

といつてをり、陳寶琛も亦「臣聞、日本使臣近因俄約未定、乘間請結球案、略我以南島、而不許存中山之祀、復欲改約二條」といつてをるが、外交上の懸引は何れの國でも免れぬところで、我國に於ても安政條約は英佛兩國の軍艦が清國を屈服させた餘威に乗じて我國に殺到し過大の要求を強ふるとの風聞をハリスが利用して、條約の調印を我れに迫ると共に、我同意を得さへすれば、みづから日本の爲めに諸外國に説いて米國條約に同等のもので承諾させようと勧めた爲めに成立したことは周知の事實である。清朝でも劉坤一は日本の提案に同意して二島を收むるを可としたが、彼れには廷議や國論をおし切つて條約の締結に決した我井伊大老程の勢力も果斷もなかつたから、清廷は遂に陳寶琛や李鴻章の提議した所謂延宕の法を採用して、同意とも拒絶とも附かぬ有耶無耶の煮え切らぬ態度を執るに決した次第である。

清國政府の態度に對しては、我れも策の施すべき術がなかつた。グラント氏自身は決して氏の所謂強情なる仲裁者ではなく、歸國の後は最早此事件について恭親王や李鴻章に書面を送ることさへ好まなかつた。然らば他の仲裁を待つたかといへば、元來我れは内政問題としてこれを處理したものであるから、一國の面目にかけても、これを好まない。されば翌十四年三月、岩倉右大臣が吉田公使に送つた書狀に、「日清間之事、今度如何之形行ニ可立至哉難測候得共、吾ハ仲裁杯決而不仰見込ニ候」とあるが、これこそ我當局の決然たる覺悟であつた。其後も、我政府はグラント氏の好意に對して氣の毒の意を表して其諒解を求め乍ら、何等他の便法に出でようともせなかつた。同年六月に駐清獨逸國公使フォン、ブランド氏が岩倉右大臣に向つて、清國は割地分映を願はぬやうであるから、琉球の一部を尙氏に歸し、其地に於て日清兩國と通商を行はせ

がよからうと思ふとの好意的忠告を試みたが、其文中、清露二國の問題は清國の意の如く解決したから同國の士氣壯んなること日一日よりも甚だしかるべく、且つ其海陸の軍備も大に整頓を加へて前日の比でない、是時に當つて清國の大官中に若し全く琉球を回復するの説をなすものでもあれば、其言は必ず採用さるゝであらう抔と、さながら清國の代辯でもあるかの如き眞綿で頸を締めるやうな文句もあつた。岩倉右大臣は八月十六日附でこれに答へてゐるが、それには我國の琉球を臣とするは由來已に久しく、内政の釐革より中古封建の制を廢して琉球を縣としたのであるから、今更變更すべきでない、一方に藩を廢し乍ら、他方に國を建つるを許すは前後矛盾、體面をなさぬものであるといつてこれに取合はず、只清國が昨年十月二十一日の議定に依つて速に條約を締結して大局を保つことを希望すると結んでゐる。

明治十四年八月三十日附で吉田公使から井上、伊藤兩參議に宛てた書狀には、公使が我政府の内命を受け、グラント氏をロングブランチのアスペリパークに訪問し、琉球問題に關する同氏の盡力を謝した後、日清兩國政府の談判の好結果を得なかつたことについて遺憾の意を表した。すると同氏は三箇月前に李鴻章から入手した書面の中に琉球問題に關して日清協同に至らなかつたのは己むを得ないが、清朝に於ては此問題は寧ろ此儘にして宮古、八重山（原文には久米とある）二島をも日本の有と看做し、該事件を以て再び日本政府を煩はすまいと見えてゐたことを告げ、本問題については再び清朝から開議して日本政府を煩はすことはあるまじくと確信すと述べたと報告してゐる、これ其結果に於ては先きにグラント氏が觀測した如く、清國としては其主張を拋棄したることゝなるから、お蔭で帝國はグラント氏の面目にかけて一旦割譲に決した二

島をも保全することが出来て勿怪の拾物をした譯である。而かも日清兩國が睨合の中に其手を引いたことは、グラント氏に於て遺憾の意を表しこそすれ、決して其本懐とするところではなく、事實に於ては同氏が折角の忠言も水泡に歸した譯であつて、圓滿の解決抔思ひも寄らぬ。さればこそ明治十四年三月三十一日附の岩倉右大臣のグラント氏宛書狀にも、

台下ニ在テハ蓋シ夙ニ吉田氏（駐米日本公使）ヨリ御聞及被成候テ、彼琉球事件ニ付、日清兩政府間ニ經過シタル始末ヲ詳細御承知ノ事ト致遙察候、我政府ニ於テハ台下ノ諭旨ニ遵ヒ、百方計ヲ致シテ兩邦ノ爲メニ謀リ、即チ本件ヲ平穩ニ調理シテ彼我雙方ノ利益安寧ヲ求メン事ヲ庶幾シ、因テ我儕ノ清國人民ヲ待ツヤ毎ニ友好親愛ノ情ヲ致サン事ヲ黽メ、蓋シ遺ス所モ之アラサルニ、惜哉、彼方ニ在テハ肯テ之ヲ認受セスシテ事咸ナ晝餅ニ屬スルニ至レリ、是レ固トニ我儕ノ與カル所ニ無之、奈何トモ詮方ナキ次第ニ有之候、

といつてゐるのである。此點大に史上の誤解を解かねばならぬ。

我れは其後も常にグラント氏と接觸を保つて其諒解を求むるに怠らなかつた。我委員の北京に於て總理衙門との間に交へた談判始末の如きも、吉田公使の許に廻送してグラント氏に説明させてをり、又明治十五年六月に、グラント氏の一行に加はつてゐたヤング氏が、支那駐在米國公使として赴任の途次東京に立寄つた際にも、井上外務大臣の官邸の晩餐會に招待して、西郷、吉田兩氏立會の上、岩倉右大臣から琉球問題の談判の破裂に至つた經過を告げて其諒解を求め、折もあらばグラント氏にもこれを通知されたいと望んでゐる。

其他グラント氏は、主として軍事上の見地から、海に晒された東京を不利とする意見であつた。同氏が箱根に遊んで三島に出でた時、そこから海の見えたるに眉を擡めて、將來の外寇は海上より襲撃するから、鐵路が海濱に通じてゐるのは危険であるといつた。中央線の鐵道の開通を見たのは、我陸軍が同氏の忠言に聽いた結果であるといはれる。(男爵九鬼隆一氏談話)

歸國後のグラント氏の好意

三箇月の滞在中に得た好印象はグラント氏をして歸國の後の演説にも日本及び日本人について最も多くの陳述をさせた。桑港到着後、吉田公使に寄せた書簡中にも、同氏は此事を告げて、今後米國の新聞紙には日本關係の記事が多くならうと書いてゐる。其後の通信にも常に明治天皇を始め奉り内閣の諸員、朝野の知人に感謝の辭を傳へんことを繰返し、接伴掛の人々にはそれ／＼記念の贈り物をしてゐる。又我國に關する問題については我立場を諒として常に好意を寄せてゐたから、前記岩倉右大臣の書狀にも、「台下ノ今日尙ホ汝々トシテ我帝國ノ爲メニ謀リ、苟モ其利害ニ關スル事件ニ於テ、便チ我儕ヲ補助セント欲スル尊意アル事ヲ致了知、斯友愛ナル高志ヲ辱ナフシ、我儕感佩不過之候、誠ニ台下其人ノ如キ有爲者ニシテ我儕ノ爲メ周旋盡力ヲ致ス事此ノ如キアリ、則チ寧ソ美果ヲ結ハサルノ理アラシヤ、是レ予ノ敢テ聊モ疑ハサル所ニ有之候」とある。其所謂美果の一つとして下關償金返還がある。此問題はグラント氏の日本滞在中にも岩倉右大臣に向つて當期の議會に充分盡力して必ず過大な償金の返還を議決させるやうに取計らはんと明言してゐたが、

果して大統領の議會に提出した教書中、下關償金返還の一項が見ゆるとの報告に接した岩倉右大臣は、吉田公使に宛てた十四年三月の書中に、グラント氏の高義を感謝して、後の報告を待つのを意を申送つた。其後我國は十六年四月(十九日)に至つて、米國から下關償金の返還を受くるに至つたのである。

グラント氏は又我國と墨其西哥との間に對等條約を締結することについても斡旋した。明治十五年同國公使から駐米公使に自國の國産を寄贈して來て切に通交を求めたから、高平公使から目下實地の利益があらうとは思へぬけれども、當初グラント氏の談話に起つた趣があるから、何分の指令を仰ぐと外務省に申出でゐる。斯くてグラント氏の肝煎から我國と墨其西哥との間に締結された條約は、外國との對等條約の皮切となつたのである。縦ひ實益は望まれなかつたとしても、内外に與へた精神上の收穫は決して侮るべきものではなかつた。

朝鮮の所屬についても、清國は其屬國としてゐたに對して、我れは明治九年の條約を楯に、獨立國と看做し、屬邦非屬邦の論が喧しかつたのであるが、これについてもグラント氏はもとより餘り深入りをせなかつたとはいへ、我れに對して同じく好意を寄せてゐたのである。

一市民としての大恩人

グラント氏の僅な滞在が斯く迄廣汎に深刻なる感化影響を齎したことは眞に驚異に値ひする事實である。これ全く同氏の超人的の人格、至公至平些の私心をも挾まざる誠意に依るものでなくて何んであらう。ゼネ

ラル、グラントは嘗に明治天皇の得難き善良なる助言者であつたばかりでなく、新日本の向ふべき針路を示し、みづからも何程か其舵を取ることを辭せなかつたところの一大恩人であつた。

近時明治文化の發源を記念するが爲めに、明治初年に各方面に向つて指導の任に當つた歐米人を記念するの擧がある。それらの人々の残した業績はもとより何れも感謝に値ひするものであるが、彼等は同時に其本國若しくは明治政府、學校其他に職を奉じて其責務を果たしたものである、獨りグラント氏は何等の公職をも帯びざる一市民であり、又一漫遊客であつて何等の報酬を求めず、只高尚なる人道の上に立つて其赤誠を披瀝し國益を圖つたものであるから、當然より多くの感謝を酬いらるべきである。私が此機會に於て聊か同氏を中心とした明治史研究の一端を發表して大方に問はんと欲するの微意亦これに外ならぬ。(昭和三、一)

追記

私が本編を大阪朝日新聞に發表するや、多くの讀者から感激に充ちた投書を受取つたとの事であるが、私自身にも未知の人々より種々の資料を送られ、又は注意を與へられたものが少くなかつた。それらの中には本編に増補したものもあるが、福岡市の増田禎助氏から、熱心に其先人仙波徳次郎氏の事蹟を書き送られたものに據ると、同氏は初め毛織物の輸入防止と土族授産との目的を兼ねて協成社を創立し、盛んに毛織物を製造してゐたが、後仙波織なる一種の織物を發明し、十年の末より専ら其製造を事とし、宮内省を始め諸官省の御用を達し、又盛んに海外にも輸出するに至つた。偶グラント氏の來朝に際して、宮内省より仙波織の絹製のもの五十疊敷分の註文を承はつて謹製した。平雲に唐獅子の模様を織出した厚さ一寸のもので、頗る見事の出來榮であつたから、三日間芝増上寺の本堂に飾りつけて一般の展觀に供した後、濱離宮内延邊館なるグラント氏の居間に敷かれた。これを見た同氏は稱讚の餘り、仙波織の教師を本國に招聘したいとの事に、徳次郎氏は其徒弟須藤定平、同わかの兩人を米國に遣し、三箇年間滞在して其技を授けた。國産の工業を以て外國に教師となつたのは彼等を嚆矢とするといふのである。併し協成社は明治十四年維持困難となつて解散し、家も類焼に遭うて、明治十年内國勸業博覽會に同氏出品の毛織物に對し、「方今ノ必需毛製精巧ニシテ羅紗ニ換フルヲ得ヘタ其用ノ廣キヲ嘉ス」とて、鳳紋賞牌を附與された時の證狀の外全く記録を留めぬとの事である。

第八 栗田寛先生

一 先生と私

本日栗田先生追遠會の主催として、先生の二十五年記念講演會を催さるゝに當り、先輩の方々の多く居らるゝにも拘らず、私が選ばれて一場の講演を致すことゝなつたのは、非常に恐縮する次第である。先生の門下としての私は先生が東京文科大學教授として赴任されてから後の極めて晩年の門人であつて、先生の赴任と入れ違ひに私は文科大學を出たのであるから、大學に於ては先生の講筵に侍したことは一度もなく、大學

を出てから數年間、先生の家塾輔仁學舎に寄寓して居た際にも、次に述べる様な特別な事情で先生の講義は拜聴せなかつた。斯様な私が諸先輩を措いて今こゝに立つのは僭越の譏を免れまいと非常に心苦しく感ずる。さり乍ら先年來追遠會の切なる勧誘もあり、私自身に取つては是程深厚なる眷顧を賜つた恩師はないのであるから謹んで御請を致した次第である。斯る公開の席上で私一身上の吹聴を致すも如何と存ずるが、本日は先生を思慕致さるゝ及門諸兄及び當地方（水戸）の方々が多く御出でであらうから、私一個の話とはいへ、又先生の學問人格を反映する二三の思出話を致すことを御容赦願ひたい。

私が初めて先生に御目に懸つたのは遅かつたが、著書を通して先生を知り、先生を敬慕致して居つたのは餘程以前からの事であつて、大學に入つてからは友人菊池謙二郎君から先生の噂を聞いて、一時は水戸へ走つて先生の塾に學ぼうかと取りのぼせたことさへもあつた。私は大學を出る間に父を喪つて、忽ち一家の戸主となり、當時高等學校其他にあつた舍弟等の教育資金等をも私が引受けねばならなくなつた。勿論東京に於て私立學校の二つ三つ懸け持ちすれば、それ位の事は出来ない譯ではなかつたが、同時に從來の研究を放抛することは私に取つて非常な苦痛であり恐怖であつた。私は一日先生を訪うて此苦衷を訴へると、先生は大に同情されて、即座にそれではこれから自分の塾に來い、塾では別に何もせんでもよい、只塾生共の指導でもして貰へば結構だとの御話である。私は當時先生に御目に懸つてから間もないことであつたから、先生は未だ十分に私を知つて頂いて居るとは思はなかつた。それに一遍で斯様な有難い御言葉に預り、剩へ種種のおもてなしに、私は感激の餘り覺えず過ごして宿に歸つたが、翌日宿の人が笑つて申すには、昨晩は餘

程の御機嫌で、自分は是程嬉しいことはない、もう死んでもよいと繰返して寢に就かれたが、一體何事が起つたのですかと聞かれて大いに赤面したことがある。それから早速先生の塾に移つて、或る學校へ僅の時間教へに行く外は、日夜潜心研究に従事し、成るに従つて一々先生の御批判を仰ぐことにして居つた。塾にあつては塾生の指導と申しても、素讀杯の方は別に其人があつたから、私のする仕事といつては殆ど何もなかつた。これでは先生に對して相濟まぬと思ひ、他山の石として多少先生の御參考ともならうかと現に栗田家の文庫に残つて居るかどうかは存せぬが、當時私の趣味を有つて讀み耽つて居たヒュームの英國史杯から吉利の皇室の歴史に關する部分を抄譯して差上げたことを記憶して居る。自分では興に乗じて徹夜して書上げたこともあつたが先生は後に大きに面白いと仰せられた。神祇志の上木された時に、これは別して先生の丹精に成つたことを承知して居たから、御諒解の下に先生の御名で其内容を紹介して發表したことがある。先生の物故された後其論文集栗里先生雜著の出版に當つて、此一編が誤つて其中に收められようとしたから其事を斷つて削つて置いた。又本朝通鑑に日本は吳泰伯の子孫だと書かれた、いやそれは事實でないとの問題で、先生が日下寛氏と數回に互つて火の出るやうな論戦をかはされたことがあるが、當時先生は其論文を發表さるゝ前に私に御見せになつたから、私は議論は別として、聊かでも感情に觸れるやうな廉は僭越乍らこれを改削して差上げた。先生が後に或る席で栗田は日下とは違つて感情に走るやうな下手はせぬといつて大層褒められたよと、會心の笑を洩らされたので、私も其時ばかりは先生の美を濟すことが出来たと思つて非常に嬉しかつた。先生の長逝された日は忘れもせぬ、私は牛込矢來町の御宅に前夜迄參つて居たのである

が、夜遅く歸つて寝たかと思うと、電報々々と叩き起された。當時郷里の義兄も大患に罹つて居たので、私
は其方からかと思つたが、萬事休す、先生の方であつた。そこで私は直ちに起つて本郷駒込の宅から牛込迄
駆けつけようとする、大變な雪で、足が捗取らず非常に難儀した。行き着いて令息勤氏から先生の終焉に
臨んで私共門人への懇ろな御傳言を承はり、殊に先生が私の差上げた郷里の出雲焼の水飲を手にした儘逝
かれたと聞いて一と入感涙に咽んだ。それから先生の學位（前から授與に定つて居た）位階杯の事で時の大
學總長菊池大麓氏を數回に及んで訪問したり、新聞に發表すべき先生の事蹟を徹夜で書き上げて、發表と同
時に多數の新聞記者の襲撃を受けたりして、前後數日間は日夜可なり忙しい思ひを致した爲めか、喪儀の節
に參會の星野博士から非常にやつれて見えるが、どうしたのかといはれたことを記憶して居る。それもこれ
も今から早や二十餘年の昔の思出である。

斯様な譯で、私の先生に就いたのは僅々六年ばかりの間ではあつたが、私の大學を出でた儘、餘り生活苦
をも感ぜず、先生の指導の下に一意研鑽に従ふことの出來た此期間は私に取つては實に貴い體驗であつて、
私の一生涯を通じての學問の基礎は此間に出來たと申すも誇張ではあるまい。是程の恩顧を蒙り乍ら、先生
の在世時代には何等の御役にも立たなかつたことを憾みと致して居る私が、今回先生を記念すべき此講演會
に臨んで、先生の我近世の史學に於ける偉大なる業績を述べて聊か奉謝の微意を表すべき機會を與へられた
ことについては、私は私情に於て此上も無く愉快とし、且つ光榮とするところである。

二 大義名分の暗黒時代

私の講演は「近世史學史に於ける我栗田先生」と題した。先生は實に我徳川時代の初から明治時代へかけ
ての近世の我史學史の上に確に一時期を劃されたものと謂ひ得る偉大なる業績を残されて居る。

抑南北朝から足利時代迄の間程、名分に暗かつた時代は前後になかつた。天皇が大權を武家から取り返さ
るゝ爲めに兵を擧げられたことを「天皇御謀叛」と書いた太平記が社會各階級を通じて一様に愛讀されたの
も此時代であれば、明の皇帝に對して臣と稱し、日本に年號があつたにも拘らず、明の年號を稱して平氣で
居り、其外出に當つて上皇御幸の儀に倣つた前將軍義満を出だしたのも亦此時代である。此時代の智識階級
たる僧侶の中には明に留學したものもあつたけれども、多くは専門の佛教以外は詩文を主としたものであつ
て、經書を読んでも、文字の穿鑿をする事で、其中に含まれた大義名分の何んたるやに思を致すものは殆ど
なかつたと申して宜しい。故に支那の歴史には相當智識を有つて居乍ら、日本の歴史には全く無理解でもあ
り、亦理解しようとも力めぬ。彼等は支那歴代の歴史を讀破し乍ら、國史については精々皇代記の智識を出
でぬと謂つてよかつた。日本の皇室が吳の泰伯の後だといふ事を書いたのも、後醍醐天皇の時の圓月といふ
名僧であつた。南朝正統説杯は當時の人の思ひも寄らぬ事であつたに相違ない。こゝに一つの實例を擧げて
見ようならば、此時代の末期の出來事であるが、河内の人で、楠公の子孫と稱する大饗正虎といふものから、
幕府を経て、朝廷に正成の朝敵赦免を願出でた。正成は南朝に取つては大忠臣であつて其戦死した時は敵も
味方も惜まぬものはなかつたといはれて居るけれども、北朝や其擁立者たる足利氏の幕府から見ると、朝敵
に相違なく、又其時代の皇室は北朝の皇統を承けて居られたから、其子孫は自然日蔭者見たやうに、世に憚

つて小さくなつて居なければならぬ。此正虎といふ男も、楠公の子孫と稱して居り乍ら、大饗といふ名字を名乗つて、楠木とは言はず、先祖の朝敵赦免を願つて勅許を得てから始めて公然楠と名乗つたのである。然るに其理由として正虎は先祖正成は朝敵であつたが自身は其先非を悔いて赦免を願ひ奉るといつて居る。これは今から思へば奇怪千萬な話であつて、祖先を辱しむること大なるものであるけれども、當時にあつては別に怪しまれもせなかつた。此一事を以て見ても、其時代の人の大義名分に没分曉であつた一斑を窺はれよう。

三 近世史學の新傾向

然るに此群雄割據の戰國時代の末から、皇室と國民との接近に依つて國民一般に尊皇心が湧き出で、それと共に王事に勤むるものが各地に輩出した。就中織田信長は尊皇の大旗を立て、統一の事業に手を着け、豊臣秀吉に至つて其遺業を完成したが、徳川家康は更に其後を承けて三百年平和の基礎を開くと共に、學問藝術等文化の黎明期に達した。私はこれを歐洲の文藝復興期に擬へる。然るに此時代の學問には共通の傾向がある。それは何んであるかといへば、(第一)皇室を中心として大義名分を明らかにするといふことから自然武家を賤めるといふこと、即ち尊皇賤覇であつた。尤も時代が矢張武家の時代であつたから、幕末程には露骨に表現されて居ないが、其思想は確に識者の間に芽生へて來た。次には(第二)支那の儒學に於ても自然大義名分に重きを置く朱子學が尊ばれて、遂に幕府の官學となり、朱子學にあらざるものは皆異學と排せられた。朱子學の學說を詮じ詰めると、幕府の存立が危くなるから、これは幕府に取つて、自滅の途を開いた

ものといへば居る。斯様に哲學的思索の貴ぶる、反對に、前代の詞章の學問が卑められたのは當然であつた。次には(第三)尊内排外であり、又(第四)敬神排佛であつたが、是等は別段説明を俟たずとも、自然の成行であることが判らう。最後に述べたいのは、(第五)國文と共に國史の尊重である。これも尊内と關聯して從來漢學や佛學の爲めに閑却されて居つた我國の歴史文學の尊重さるゝやうになつたのは、矢張當然の歸結で、別段怪しむに足らぬことであるが、私の演題の近世史學はこゝに開ける譯であるから、大略説明を試みようならば、六國史以來此頃迄、我國には殆ど立派な歴史といふものがなかつた。殊に前代には、世が戰國であつた丈に、軍記戰記はないではなかつたけれども、古今を通じた歴史といふものがなく、國民の國史の智識は極めて貧弱なものであつた。殊に日本の是迄の歴史(といふよりも史料)を書いたものは、古くは慈鎮和上の愚管抄が歴史上より一種の哲學説を立て、北畠親房卿の神皇正統記が南朝の正統を高調した位の外には、何等理想に依つて書かれたものもないから、讀者に向つても快感を與へず、與へるものは稗史小説に類するといふ有様であつた。然るに近世の初頭の文藝復興は、史學界にも甚深なる影響を與へて、國史尊重の氣風を生じた。其事實に現はれたものとしては、(第一)に國史の編纂といふことであつて、此時期から幕府及び幕府の系統では林家、諸藩では義公や前田松雲公等、其他民間の學者に於ても、これに手を着けたものが前後輩出した。次には(第二)史料の精選といふことであつた。是迄の歴史の様に、稗史小説と選ばざるが如きものはこれを排して出来る丈正確な史料を精選して歴史を編纂する基礎とする風となつた。それには史料中第一の地位を占める古文書記録の蒐集も行はるれば、それらの史料集の編纂も行はれた。軍

學者道德家として知られた山鹿素行の如きも、夙にこれに着目して、其編纂に係る武家事紀は、それらの古文書を収めた最初のものといはれる。次には(第三)史體を支那の編年體や紀傳體に取つて、系統の立つた立派な歴史を編纂するといふことであり、次には(第四)事實の記述に當つては褒貶黜陟の意を寓し、殊に大義名分を明らかにするといふことである。以上は何れも近世の我史學の進歩特徴と見るべきものであつて、それらの實行は確に我史學史の一時期を劃して居る。

四 大日本史と本朝通鑑

然るに是等の條件を具備し理想を實現するに至つては、事頗る重大であつて、個人の力を以てしては縦し其一つや二つの實現は望まざるにしも、到底全部の完成は思ひも寄らぬ事である。故に幕府とか大藩とかが巨額の資を投じ、人才を網羅してこれに従事させたものでなければ、大なる期待を繋けることが出来ない。此點に於て、私は大日本史こそ最もよく是等の資格を完備した唯一の標本として推稱すべきであると信ずる。大日本史は正保二年に、義公が十八歳の時、史記の伯夷傳を讀んで感奮の餘り、修史の大願を起し、明曆三年に始めて史局を江戸神田(今の駒込)の別荘に始められたものであるが、これを史學史上から大觀すれば、正に私の所謂文藝復興期の風潮に乗じて現はれた一現象と見るべきである。

然るに林家の本朝通鑑は大日本史より前に出来はしたが、略同時代に、同一の機運に現はれた二つの編纂事業であるから、種々の點に於て類似點があり、これを比較すると、無限の興味が湧く。

大日本史も、本朝通鑑も、共に其編纂の基礎となるべき材料の蒐集には苦心努力の跡歴々たるものがある。

通鑑には國史考と題するものがあつて、古文書記録等の編纂材料に供されたものが載つて居る。通鑑の中に外國(支那や朝鮮)の我國史に關する材料を博く採り、又僧侶の著書を材料とした點は其特徴とするところであつて、何れも是迄の歴史にはなく、當時にあつては新しい試みといへるにはいへるが、大日本史の博採旁搜には到底及ぶべくもなかつた。私は今度當地に參つて、嘗て大日本史の編纂の一人であつた菅政友翁の遺書を見た中に、延寶八年から正徳二年迄の間、同書の編纂に關する諸種の照會往復の書翰があつたが、其中水戸と江戸との往復の外京都を始め各地の探訪員との往復もあつて、何れも大日本史の編纂に關する内外努力の跡を徴すべき貴重な資料である。義公は其史料を探訪する爲めに、佐々宗淳其他の探訪員を京都奈良を始め、西は薩摩北は奥州へと殆ど全國に派遣されたが、今日とは違つて史料を藏するもの、中には一般にこれを祕する傾きがあつたから、其閱覽は決して容易の事ではなかつた。私の知つて居る限りでは勿論義公からの依頼状も主なるところへは參つたが、探訪員の方もそれからそれへと紹介を求めて所藏者を物色したことである。例へば出雲の舊家として知られて居る國造兩家の如きは、佐々氏の懇意な京都の吉田家の配下でもなければ、又京都の公卿との縁故もなく、ほと／＼手蔓がないのに困り果てたが、漸くの事、京都の稻荷の社僧に國造家と遠い親類で其頃も尙ほ懇意に出入して居るものがあると聞き、先年江戸で松本と申す稻荷の社家が、君公に謁見したことを思出して、其松本から社僧に頼んで貰つた揚句、社僧とも懇意になり、更に其社僧の手紙を持つて出雲に赴き、漸く國造家の書類を閱覽させて貰つたといふ程であつて、今日からは殆ど想像の出来ぬ位非常に手数のかゝつたものである。奈良の興福寺では大乘院一乘院といふ兩院家

があつて、何れも多数の有益な、殊に記録の乏しい足利時代に取つてよい史料を澤山藏して居つた。其中には今も尚ほ興福寺以外に存して居るものも多々あつて、我々の研究に多大の寄與をなすつゝあることであるが、其頃には水戸の探訪員に向つて、僅に其一部少数のものを示したのに過ぎなかつたけれども、悦んで其場で寫し取つて歸つたといふことを寺で申し傳へて居るが、此記録に據ると、最も史料の多い大乘院では五日ばかりで済ませて居る、又其大乘院から水戸家へ史料となるもの、書拔をして送つた控を見ると、成程今日残つて居るもの、中の僅の部分に過ぎない。尤も探訪員の話の聞き分けて修史の事業を諒解した人の中には、修史の御役に立つのは光榮であるから、少しも惜みはせぬといつて、快く見せて呉れたものもないではなかつたやうであるけれども、それとて今から見れば其難易多少、到底同日の談ではなかつたらう。斯様に不自由な時代に、よくも斯く迄博く正確な史料を集めることが出来たかと思つと、關係者の努力の大なることに向つて敬意を表せずには居られない。且つ大日本史には一々其記事に對する出典を註する等、其用意は周到嚴密である。當時義公の直話を書いたもの、中には、楠木正儀が參議に任じたことは觀心寺の文書に見えるから、傳に入るゝやうにといはれたこと杯が見えるから、義公自身に史臣が探訪して來た文書に目を通されたのであつた。

次に史體は、通鑑は編年體であり、大日本史は紀傳體である。通鑑は彼吳の秦伯の後一件で頗る非難を招いたけれども、通鑑が其書名に司馬溫公の資治通鑑といふ大義名分を明らかにする爲めに出來た有名な歴史の名を取つて居るのを見ても、又其凡例に勸懲の意を寓すと説いて居るのを見ても、矢張褒貶の意味を以て作られた事は明らかであつて、現に南北朝問題の如きに對しても、或時は南朝を主とし、或時は兩立を認める杯、頗る意を用ひて居る跡は見えるが、これを大日本史に比べると只充分徹底して居ない丈である。

義公が大義名分に重きを置かれたのは、彼本朝通鑑に日本の始祖を吳の秦伯の胤とするのを見て、本朝ではおのづから國史があつて詳かに帝皇の跡を記して居るから、此を捨て彼れを取つて神明の統を汚すべきでない、古來朝廷は支那と對等の禮を以て交通して居らるゝのに、若し吳の後といへば、神州の大寶は異域の附庸となるを免れまい、此無稽の説を稱へて天下に播すは、醜を萬代に遺すものであるから、林氏に命じて修正を加へさせるがよからうといはれた爲めに、梓行の命を停められたことでも知れよう。故に大日本史に至つては頗る其點を明晰にして、終始一貫の態度に出で居ることは、申す迄もないのである。而かも初めは一層嚴峻な態度であつたらしく、例へば北朝の五帝は列傳に降し、足利氏の與黨は皆賊と書いてあつたが、安積澹泊が史館に入つてから後、北朝も亦天祖の後胤であるのを列傳とはひどいと申して、同志を語らひ、修史義例を作つて、今の本に見えるが如く、後小松天皇紀の首に置かるゝことになつた。彼神功皇后を皇妃傳に入れ、弘文天皇を一紀に立て、南朝を正統とする所謂三大特筆や、長慶天皇の御在位を認むること杯は、實に宏大なる識見に基くのであつて、縱し多少の異論は免れないにしても、大體から見ても、永く史上の疑問を解決されたものと謂ひ得るのである。

大日本史が尊皇の意に成つて居ることは申す迄もないことである。後には此書を朝廷に獻納され、大日本史の名は肅公（綱條）の時に定められたけれども、義公は態と一定の名を附せないで、異日の勅定を期した。

ものである。大日本史の編纂については朝廷に於ても厚く御嘉賞を賜はつたのであつて、或る意味に於ては、勅撰の國史に准すべきものと謂ひ得るのである。大日本史に附すべき論贊は、後に議があつて止められたから、積極的に褒貶の意を現はして居る部分は少いが、それでも傳の名(叛臣とか逆臣とか)にそれが現はれて居たり、又歴代の將軍を特に將軍列傳に收められたところに、隱約の間賤霸の意を寓して居るのである。佛事については大日本史の志類中に佛事志があるが、もと佛教志とすべきであつたのを後に今の名に改められたのである。けれども何れかといへば大日本史は佛教の弊害の點を明らかにする丈で、美點は擧げて居らぬ。これ亦當時の排佛主義の一つの現はれであるといへる。而して義公が神道や國文の研究に興味を有たれたことは著明な事實であるが、其精神は亦矢張大日本史の内容に於て隨所に現はれて居る。

五 史臣の拔擢と志類編纂の困難

斯ういふ風に考へて見ると、大日本史は實によい近世初頭の我史學界の代表作といふことが出来る。只それが編年體よりは一層尨大で完成に困難を伴ふ紀傳體を選ばれた爲めに、義公の時代には紀傳すら完成せなかつた。如何に立派な歴史であつても、未完成では致方がない。義公も内心では生前に其完成を見たかつたらしく、史館の人達も其意を體して功程を急いだらしいが、他事と違ひ、正確を期すれば期する程速成は望まれぬ。私の敬服して居ることは、義公の致仕の後を受けた肅公が速に義公の志を成したいばかりに編修の士を督勵して毎日史館に出勤することを命じたことを後に義公が聞かれて、速に我素志を成し遂げさせんとする芳志の程は有り難い、けれども、それでは史館の士が、疲勞の餘り長い間には病氣に罹るやうなことが

あつて、却て編修の妨げとならうし、成功を急げば疎漏もあつて、後世の譏を免れぬだらう、故に縱し多少は後れても、細かに調査を遂げた方がよい、遅速の幸不幸は、我れこれを天命に委ねんのみとの意を肅公に傳へられたので、其後は月に十日の休暇を賜はることゝなつたといふ一事である。猶ほ史臣に對しては時々酒宴を賜はり、職務を勉勵したものは褒美を取らせて其勞を慰め、又醫員を置いて館員を診察させる杯敬服すべきことはそればかりではない。義公が最初修史の業を始めたいと、人見下幽に諮られた時に、卜幽等が今の學者は史才に乏しいから、成功覺束ないといつて諫めたけれども、義公はこれを聽かないで、此大業に着手された。それ丈人才の登用には頗る苦心して、當時學者の淵藪であつた京都を始め讃岐周防の如き他藩からも堪能の士を聘し、厚祿を以て召抱へた。安積澹泊が京都出身の中村願言を祀る文に、義公の紀傳を創る、關西の英髦悉く府下に集まるといつて居るのはそれである。而かも年齢出身の如何はこれを問はなかつた。佐々宗淳の如きは妙心寺の小僧上りで、みづから關西男子と稱して居た人である。中村願言の如きも齒僅に若冠にして召抱へられた。大井彦輔(廣)の如きは仁齋の門下で、異學の非難のあつたに拘らず、義公は編修の才だにあれば採るべきである、何の暇かあつて學術の同異を問はんやといつて、少しも頓着されなかつた。殊に驚くべきは其才の拔群なものは少壯の人士でも、總裁其他に重用されたことであらう。栗山潜鋒の總裁になつたのは二十八歳の時で、二十歳で抱へられた大井廣は三十二歳で總裁になつた。列傳を校訂して其體裁と内容の繁簡疎密とを一致させたのは實に安積澹泊と廣との力であつた。此思ひ切つた遣口は現代に於ても驚異に値ひすべきであらうと思はれる。義公のみでなく、史館の人達もよく其意を體して人材

の推薦に力めたものであつて、就中佐々宗淳の如きは最も推挽の功があつたといはれて居る。館員に籍を置かないものでも、例へば新井白石、塙保己一の如きは直接間接に大日本史編纂の議に與つた。伊勢の神職釜屋大夫が、中臣卜部姓氏考證を提出した爲めに鹽引二尺を賜はつた事、編纂事業に衆智を集める雅量を示したるはしい一挿話である。是等は各藩割據の時代に取つて珍らしい現象であつて、學問に國境なしとの西洋の諺が如實に實現されて居たかを見るは痛快である。

併し編纂はなか／＼抄取らぬ。其間には内外共に種々な故障が起つた。紀傳の出來ぬ中に續撰の議を出した總裁もある。紀傳は出來ても、最も難物は志類であつた。此志類は其編目の名も數も後年迄定まらず、編纂も後れ勝ちであつたから、享保十二年には、五年を限つて完成を期する命も出でたが、參考源平盛衰記を幕府に上つたり、禮儀類典の編纂の如き副事業に妨げられて、五年は過ぎた。享保十三年に物故した總裁神代壽の如きは、みづから其起たざるを知つて、同局生數人を病床に召し後事を遺言したが、それは志編の未完成を深く遺憾とするといふこと丈で、一言も私事に及ばなかつた。何んといふ悲劇であらう。これには歴代の史館の人達もほと／＼困じ果て、其極志類編纂を見合せたがよからうとの極端論をさへ唱へた人もあつたが、志類を闕く時は編年體であるべきで、義公が紀傳體を選んだ本旨が没却されるといつて反對され、寛政元年立原萬の總裁の時には、志編は成らずとも紀傳丈上木した方がよからうといつたに對してすら志類を廢する積りと誤解して小宮山編修から手強く反駁された。其後豊田天功が斷乎として群議を排し、みづから編修の地位に就いて極力完成に力めた。而かも此至難なる志類の編纂に一生を捧げ乍ら義公の志を二百數十年の後に達成して世界に比類のない程の長期の編纂事業の結末をつけた人は實に我栗田先生であつた。

六 先生の業績と人格

先生の一代の精力は實に此大日本史の完成に傾倒し盡くされた。先生が安政五年二十四歳で始めて史館の御用部屋小僧として出仕されてから、其間多少斷續して居るけれども、精神的には殆ど修史の業を以て終始一貫されたと申しても誣言ではない。先生は嘗て大教院や教部省、元老院、大學へ奉職されたことはあるが、辭退される丈は辭退され、それらの公務の傍ら此事業を續けられても宜しいとの諒解の下に、中には期限附で出仕されたことさへもある。それ程先生は徹頭徹尾大日本史の完成を本位とする意志の人であつた。而かも先生の爲めには是等の副業は寧ろ多くの編纂材料を供する便宜を與へたであらう。先生の著述は所謂等身といふべき程であつて、今日迄に世に發表されて居るものは其什の一二にも當るまい。而かもこれ皆志類編纂の副産物であつて、其範圍を越えたものは比較的少數である、大學の講義に於て先生が氏族志を以て講本に充てられて「序_レ自_レ開國_ニ至_レ明德_ニ作_レ氏族志_一」といつたやうな文句迄其儘講義をされたといふことが、其頃の學生の一つ話になつて居るが、併し餘人は知らず、先生の場合にあつては、もとより問題ではない。先生の心血は皆志類の一字一句に注がれて居るからである。すべて他人の手に依つて成された未定稿を承継いで完成することは難中の難事であるが、先生はよく義公以來、先輩諸士の意を體せられて此至難の事業に成功された。而かも新らしい學說研究に絶えず注意して研究を怠られなかつたのである。私の知つて居る限でも、其頃學界の視聽を聳てた吉田博士の日韓古史斷や、白鳥博士の日鮮の古史に關する各種の新研究に

は非常の興味を有たれて推賞の辭を洩らされて居た點もある。外國傳を諸蕃傳に改められたものはもとより先輩の同意見もあつたといへ、先生の斡旋に依つて定まつた。地理志が國郡志となつたのも先生の意見に依つたものである。志表の中には編纂上木が後れて先生の卒去後に成つたものもあるが、其形は先生の生時に出來上つて居た、近世の初頭に現はれた史學の新傾向は實に先生を埃つて始めて達成されたのである。大日本史の後に大日本史なし。先生の一生は此點に於て近世の史學史上に劃期的な一大史風の最後を飾るべき特殊の地位を占められて居るのである。

斯る席上では、餘り立入つた専門學上のお話は避けなければならぬが、歴史學者としての先生の學界に残された業績は、政治、外交、法制、經濟、文學等あらゆる方面に行き渡つて居つて、實に大きく、其成果は恐らく先生の豫期以上であつたであらう。先生はよく自身で錢の勘定が出來ぬと笑はれた。勿論それは謙遜の辭であるが、それでも經濟大辭書には、日本の生んだ經濟學者の中に先生を收めて其傳記を載せて居る。これは私の友人で日本經濟史の専門家であつた内田博士の執筆であるから間違はない筈である。先生は志類の中でも殊に神祇、氏族、國郡志に最も力を注がれた。故に我神祇史、氏族史、歴史地理については格別卓見が多く、考證該博議論透徹して居つて、今日尙ほ其赫々たる光輝を失はぬものが多い。

併し私は更に此先生の史家として大成された原因に遡つて考へると、決して偶然でない事を悟るのである。先生は實に立派な立志傳中の人であつた。當地の一商家の三男に生まれられた先生は、庭訓の嚴かであつた上に、頗る聰明であつて、幼より國史に興味を有たれたが、蒲柳の資ではあり、且つ購書の資も裕かでないつたところから全く涙ぐましい程の苦學を續けられて居る中に、先輩に認められて、夙に未來の總裁を以て許されて居た。私の殊に感ずることは彼志類の完成に努力された豊田天功が、先生の未だ史館に入られぬ前態、先生の宅を訪うて激勵されたことである。當時先生は同志の友を自宅に集めて日本紀を講ぜられた爲め世間から六丁目の弘道館といひ囃されたとの事であるが、それにしても堂々たる大家が、斯う申すも如何はしいが、高が十七歳の油屋の三男坊を態尋ねて獎勵の詞を與へた上に、始めて先生の史館に出仕された日にも將來史館の事を繼續すべき人に説聞することがあるといつて、こま／＼と其方針を指示されたといふ。斯様な先輩の態度は實に今から考へても意外ではないか。これ畢竟大日本史の編纂が永遠に互る不朽の大業であるから編修とか總裁とかの重き責任ある人丈に自身の協力者後繼者として人材を求むるに急であつて、身分身の何たるを問ふに遑なく、苟くも人材ありと聞いては、餓ゑたるものゝ食を求むるが如き思ひをなしたものであらう。此神の如き至純の精神、海の如き宏大な度量は思ひ出だすも覺えず頭が下る程であるが、これは取りも直さず、私の前に述べた義公の遺志を承繼されたものである。先生が天功先生に依つて受けられた「インスピレーション」は夙に先生の腦裡に、大日本史の爲めには其一生を捧げようとの固き決心を刻み込んだに相違ない。先生の歴史上の處女作であり、且又これを以て水戸は勿論、江戸の大家にも認められた國造本紀考は、實に天功先生の與へたヒントに依つて着手されたものである。天功先生の遺緒を受けられた先生に依つて大日本史の完成を告げたのは不思議のやうであつて決して不思議でない。實に義公の精神が歴代編修を経て先生に至る迄の間の人々の心に繼々に傳へられて生きて居たのである。而かも他面には先生

の不斷の努力があるのでなければ、其達成は到底望まれなかつたであらう。先生は常に自身に健康の勝れぬことを自覺されて、人の風月を楽しむ間に讀書を絶たれなかつた爲めに後日の大業を成されたとは、私共にもよく洩らされて居つた。先生の一生は實に努力の結晶其者である。私の親炙した先生は晩年であつて、其元氣も壯年時代程ではなかつたらしいが、それでも朝は早く、夜も晩く、食も二食で、無駄な時間を節約し乍ら、二階の書齋の人となり續けられて居つて、其精力の絶倫なるには驚歎させられたのである。私が郷里に歸つて居た頃、東京に強震があつたから、早速御見舞申上げると、折返しての御返事に、あの時は例の二階で書見中であつたが、強くゆれ出したので、これは大變と降りようとすると、書棚の本が脚下に落ちて來た、何心なく拾つてもとの書棚へ載せると又落ちる、さうかうする中に止んだから降りないで仕舞つたと申してよこされたので、私はいつも乍ら敬服して當時逢ふ人毎に話したことである。

先生は一面愛の權化とも申すべき方であつた。大にしては國家を愛せられたことは言ふ迄もないが、私の直接に知つて居る事では明治二十七八年戦役の時、先生は非常に興奮されて筆に口に人心を刺激され、自身も多額の獻金をされた。餘り此種の見物に出でられたことのない先生が、此頃横須賀鎮守府の見學に一日を費されたことは一つの美しい挿話であらう。先生は又舊主家を愛され義烈二公の國祭は先生が同志と共に幹旋された結果實現されたのである。舊師を愛されたことも亦同様であるが、特に天功先生は恩師として私淑された。後年私は天功先生の筆蹟を見るに及んで先生の書風にそっくりなのを見て遠がと思つたことである。先生は天功先生の墓碑其遺子の事杯をも世話された。私はよく先生から天功先生の逸話を聞かされて、氣魄

の旺盛なる老大家を見るが如くに思ひ浮べた。先生の友人を愛する、ことも亦厚かつたが、内藤耻叟先生の如き不遇の方には殊に深厚なる同情を惜まれなかつた。又村岡良弼氏の如き他國人でも、其學殖を認めて一部の反對を斥け、國郡志の編纂を助けさせられた。家庭の人としても、先生は實に圓滿であつて、食事の際杯、よく夫人と話されては笑ひ興ぜられた。殊に敬服に堪へないのは門下生を愛されたことで、學生の未熟な研究でも、一々詳細に目を通して批評を加へられ、よき思ひ附きでもあると褒めそやされた。私自身も當時の原稿を段々保存して居るが、中には一度先生の批正を得て清書させたものを、更に細評で赤くして返されたものもある。殊に大患に罹られた時、一日ふと眼をさまされて病床に侍して居られた令息勤氏に庄内五人組帳を取出させられ、折柄五人組制度の研究を續けて居つた私が參つたならば見せるやうにと仰せられた事を、先生の逝かれた後に、私は勤氏から承はつて感涙に咽んだ。

先生の物故されてからは世道も大いに變つたと共に學風も亦改まつて來た。我史學の如きも廣さに於ては或は加はつたであらうが、深味は一般に遜色があるやに思はれる。大日本史の後に大日本史なきが如く、先生の後にも亦先生はない。今日此記念すべき秋に當つて、私は一層二十五年前の先生の長逝を痛惜するの念を新たにす。此上は何んとかして近き將來に、先生の一代の心血を注がれた遺著の全部が世に公けにされて、先生の燃ゆるが如き研究心が後の若い學者の間に復活する日の近からんことを切に望んで已まないものである。(大正一四、三)

第四編 對外關係

第一章 日明關係

第一 日明貿易の發展

一 栢原氏の時代區分批判

足利時代に日明間の外交に託して行はれた貿易の發展を敍するに當つて、私はこれを三期に區分するを例として居る。第一期は義滿の時代であつて、應永八年に第一回の遣明船を出してから、同十一年に永樂要約が成立して其實施を見た期間である。第二期は義教義政の時代であつて、永享四年の外交復舊から、同六年に宣德要約が出来上つてそれに據ることとなり、寶徳三年の遣使に至る迄の期間である。第三期は同じく義政の時代ではあつたが、寛正六年から始めて天文十六年日明外交の終局を告げた迄の期間である。

從來足利幕府の對明貿易の時代別を試みた人に栢原昌三氏がある。氏は史學雜誌第二十五編及び同第二十六編に互つて「日明勘合貿易に於ける細川大内二氏の抗争」なる長編の研究を發表されたが、其中に永享六年から天文十六年迄を上期と下期との二大時期に別けて、永享六年から寶徳三年迄を上期とし、寛正六年が

天文十六年迄を下期とされて居る。而して其重なる根據は、上期が寺院の經營に屬して居るところの貿易の隆盛時代であつて、下期は細川大内二氏の擅領に屬した貿易衰退の時代であるといふ點にある。此時代に足利幕府外交貿易の開始期たる義滿の時代の没却されて居るのは、足利時代の貿易史の時代別としては確かに一缺陷と謂はなければならぬが、假りに永享以後の時代別としても、縦ひこれを二期に分けることに可能性があるにもせよ、其區分の根本理由については大に異議のあるを免れぬ。

氏の觀察では所謂上期の日明貿易は寺院の興隆の爲めに淨財を得るが其目的であつて、寺院の經營であるとの事であるが、それは果して根據のある見方であらうか。氏に従へば、永享四年に勘合貿易船の再興してから寶徳三年の航海に至る迄の勘合貿易船は、幕府の允許を以て、幕府と特殊の關係ある醍醐寺及び近畿の要港たる兵庫港の領主興福寺大乘院及び勘合貿易に歴史的勢力を有した天龍寺等の淨財を得るを名分として發遣されたものであつて、それと共に航海した幕府、細川、大内、山名、大友氏等の貿易船は、名分上、類船として本船たる寺院船に附屬したものであるが、寛正六年の渡航からは、専ら細川、大内二氏の抗争となつて、將軍は相國寺の寄進を宣言しても毫も其權威がなかつた。而かも其細川氏さへ時に廣隆寺寄進船といふ空名を唱へ大内氏も亦それに對して、東福寺寄進船との空名を標榜せなければならなかつたのである。

今此見方の當否を判定するには、永享寶徳間の日明貿易が氏の言ふが如く、幕府の歸依深き寺院經營の費を得る爲めであつたか如何かを考察せなければならぬ。永享四年の十三社寺の中には造營の資を得る目的であつたか書かれて居るものは一つも見當らぬ。只永享六年の社寺船を出したものの、中に三寶院丈は滿濟自身

當寺造營の爲めといつてゐるから、其點は間違なからうが、今一つの參加寺院としての大乗院には其事が見えて居らぬ。次に寶徳三年の遣明船は社寺の數が是迄になく多かつたけれども、其造營の爲めと明記されて居るものは、只一つ、九州探題の四號船が聖福寺造營の爲めとある丈であつて、他は何等これに言及されて居るものがない。然らば何を以て是等の社寺が悉く造營費を得るの目的であつたと言ひ得られよう。もとより社寺船を出す目的は収益を目的とすにあつたこと自明の理であつて、必要があらば其建築費にも充てられた事ではあらうが、參加社寺のすべてが悉く造營資金を得るの目的であつたと認むべき根據は頗る薄弱である。思ふに氏が此くの如き斷定を下されたのは、曆應四年に天龍寺造營の經費を得るの目的を以て、足利直義に依つて元へ渡航を命ぜられた天龍寺船が先入主となつたものであつて、永享以來の遣明船も亦其天龍寺船の延長であると看做されたからであらう。

それには實際永享以後に於ても、寺院の造營費を得る目的で船を出したものの、二三あつた事や、又寶徳三年の遣明船十艘の内で天龍寺が三艘迄も出して居る事も思合はされたであらう。さり乍ら曆應の天龍寺船は明にあつては、全く一般の私貿易として取扱はれたものであつて、我國でこそ幕府が特殊の保護を加へて居たけれども、それは國內問題に止まるから、將軍の名に於て行はれた應永八年以後の遣明船とは公私の別を始め、其本質上に多大の逕庭があつて、決して同一視すべきではなかつた。故に天龍寺船の名に捉はれ前後を混同して、應永以後の遣明船が曆應の天龍寺船の如く寺院の淨財を得るを名分としたと見るのは全く誤解である。氏は永享四年の遣明船の正使が天龍寺の僧道淵であつた事を以て天龍寺の歴史的勢力を回顧せざる

能はずといはれて居るが、然らば其次の永享六年の使が相國寺の中誓であつたことは何と解すべきであらうか。尤も其次の寶徳三年の遣明船には天龍寺の允澎が正使となり、同じく貞都聞が綱司となり、又増都聞が天龍寺船なる三號船の居座となつて居たけれども、それは前にも説いた如く、天龍寺が三艘迄も船を出して居た關係上、寧ろ當然の事とせなければなるまい。而かも更に其次の寛正六年の遣明船に至ると、幕府は信濃から態法全寺の清啓を請じて一時建仁寺の禪居庵に住せしめた後、改めて正使に任命し、南禪寺の桂庵を以て其副使としたのである。斯く五山の禪刹から正使副使を選任したのは、元以來相互に使用するものに禪宗の僧侶を以てする彼我外交の慣例に依つたのと、又京都の五山と幕府との間に密接の關係があつたからの事で、地方から拔擢した僧侶であつても、正式の任命は一旦五山の何れかに住持させるを要したのである。これを以て觀ても、決して一天龍寺に偏した譯でなかつたことが知れよう。而して其選任について、永享四年の遣明船の場合は眞言の三寶院滿濟に委ねられ、三寶院も其參加者の隨一であつたが、天龍寺の如きは參加の有無さへ判つて居らぬ。旁當時の正使が天龍寺の僧であつたとしてもそれは偶然の事で、深き意味はなかつたであらう。

次に寺院船（實は神社船といはねばならぬが）の數からいつても、永享四年は十三社寺の聯合出資で僅に船一艘を出したに過ぎぬ。これを大名船の一人にして一艘を出したり、又五人にして一艘を出したりしたものに比べるとお話にならぬ劣勢である。栢原氏は船隻の數に於て、大名船が寺院船の上にあつた事を認め乍ら、大名船は名分上、本船たる寺院船に附屬する類船であつたと主張されて居るが、それは何を根據としたものであらう。氏の名分論が既に成立たぬとすれば、此上論ずる迄もあるまいが、恐らく此觀察は寶徳三年の遣明船の一號から三號迄が皆社寺のものであつて、四號以下に大名船のある事實を見て説を立てられたのであらう。然らば永享四年の遣明船の場合に於て、公方船一艘の外に僅一艘の社寺の寄合船が本船であつて、他の大名船三艘は何れも皆類船であつたとすると、本船一艘の不足は如何にすべきであるか。現に大乘院の如きは明らかに四號船に加へられたとあるから、本船の外と看做さなければならぬ。これを要するに、永享から寶徳迄を一期とすることは可能としても、其理由に至つては別に求むるところがなければなるまい。

二 時代區分の根據

足利幕府の對明外交は單なる收益の爲めに始められた一種の貿易であつて、明は我海寇の取締を望む爲めに、經濟上多大の犠牲を拂つてこれに應じた。此事情は大體前後に依つて相違のあらう筈はないが、只第一期の應永年間と第二期の永享年間との間には（第一）前者が永樂要約に依り、後者が宣徳要約に依つた點に於て前後の時期を劃することが出来る。此前後の要約は十年に一頁の同一である事で、前者が我正使以下の乗員を二百人として居たのを、後者が増して三百人とし、船隻の數も前者が二艘を限つて居るのを後者が同じく三艘とした點は其重なる變革であつた。これは我要求に對して彼れの同意を表したものと認めらるゝが、（第二）我れは更に應永外交の失態を矯正するの方針を以て外交儀禮についても變更を試み、輕微乍ら明使の接待についての修正に成功した事實がある。（第三）前者は所謂日本國王の方物若しくは附搭品の中に縱

ひ事實上は商人若しくは大名の出資に係る貨物があつたとしても、それらは何れも表面義滿の遣明船の中に其貨物として積載されたものである。然るに後者に至つてはそれが更に具體化して將軍としては只一隻の公方船と稱するものを出すに止め、大名及び社寺が單獨に若しくは聯合して船一艘若しくは數艘を出したのである。獨り船舶ばかりではなく、貨物に迄も及んだことは云ふ迄もあるまい。尤もそれらの船舶も明にあつては皆日本國王の船となり、又其貨物は國王の方物もしくは附搭品として取扱はれたとはいひ乍ら、我れにあつては、確に前者と其取扱を異にするものがあつた。而して寶徳三年の遣明船に至つては、公方船は一艘になり、只社寺船と大名船とがある丈となつた。これとて明に行けば社寺船も大名船も皆均しく日本國王の船と看做されたのであるから、其點別に變つた事がないばかりか、從來とても、公方船と稱して居乍ら、將軍の自費や幕府の經費のみを以て船舶及び貨物を調達したものでは決してなく、大體名義上のものであつた事は、前後に依つて大差を見出さぬのである。それについて少しく説明を費さなければならぬ。

滿濟准后日記永享六年二月二十五日條に、

兵庫事、可被仰付赤松播磨守歟、但猶可相尋管領之由被仰出、其子細ハ唐船糧米并公方様渡御煩以下事

ハ、爲洛中土藏約可致其沙汰之儀無子細云々、但諸土藏者共同不置代官於兵庫者、只今沙汰之儀、定後

々無心元怖畏可相殘歟、然者尤不便ニ思食也、如何云々、

とあるのを、栢原氏は解して、唐船糧米とは是時兵庫港に碇泊した明使雷春等使節六艘の糧米であり、公方

様渡御煩以下事とは明使の歸國を送つて渡航させらるゝ答禮船即ち幕府貿易船の費を洛中の土倉に課せんと

するを言ふのであるといはれた。さう乍ら當時我遣明船の事を一般に唐船と稱して居つたのは、幾多の例證

を擧ぐる迄もないが、應永十年八月、我遣明船の兵庫に歸着した時、義滿の行いて見た時の事を吉田家日次

記（八月三日條）に、「唐船着岸之間、爲御覽云々、件唐船去年自日本被遣種々至寶於異朝、略中無程無爲之

歸朝希有事歟、」とあるは最も明白にこれを立證するものである。故に滿濟准后日記の場合の唐船も亦我遣明

船を指したものであつて、其糧米とは兵庫を出で、明へ渡航する間の糧食の事と解せねばなるまい。それよ

りも奇怪なのは公方様渡御煩以下事云々の文に對して明に對する我答禮船の經費と看做す栢原氏の解釋であ

る。所謂公方様は言ふ迄もなく將軍義教の事であつて、渡御の煩とは義教が何所かに行出する時の經費と解

するの外なからう。而して前掲滿濟准后日記の前後の文を參照すれば、それが兵庫を指して居ること更に疑

を容れぬ。遣明船を見物に兵庫に下向するのは義教ばかりでなく、義滿の如きも我遣明船が海上恙なく歸朝

して兵庫に着いた時は京都から態、兵庫に出向いて其船を見て居る。應永十年八月に我遣明船が明使の船と共

に兵庫に安着した時には、義滿が其頃よく旅行に同伴した彼れの女の喝食を伴つて兵庫に赴いた。それが先

例となつて、其後も同じ場合には態、兵庫に出懸けて居る。應永十四年（七月）の如きは彼れは裏松重光等

を帶同して行つた。これが彼れとしては最後の見物である。義教が義滿に倣つて明との外交を復舊した場合、

遣明船の歸朝を兵庫へ出で、迎へたのは亦一に義滿に倣つたものに外ならぬ。然らば滿濟准后日記の公方様

渡御煩以下事云々の文は栢原氏の解された如く、我遣明船の經費の事とは全然無關係であつて、全く將軍が

我遣明船の歸着を迎へる爲めに京都から態、兵庫に赴くところの往復の旅費を京都の土倉に於て負擔するこ

とを意味したものである。文中洛中土藏約とある約は普通の役であつて、土倉役又倉役ともいつた土倉の營業税である。土倉は當時貴賤を問はず、あらゆる社會階級の金融機關として重寶がられたものである丈に、最も多くの収益を擧げたもので、其營業者には富豪が多かつた。収入に渴した幕府の財政當局者は如何にしてこれを見通さう。幕府は彼等に對して多額の課税をなして財源に充てた。義滿の時に四季に課したものが、義教の時には増して一年十二回となつたといはるゝのは即ち此倉役の事である。

單なる民間の金融機關たる京都の土倉に向つて、斯る經費を課するの不合理なるは言ふ迄もない事である。故にこれは名は土倉役ではあるけれども、一般の營業税を以て目すべきではない。然らば御用金の如きものであつたらうか。實際此時代の幕府は臨時多額の經費を要した場合に、諸大名と共に土倉に向つて御用金を課して居る。而かも此時代の名物たる徳政一揆が土倉に對する貸借契約を破棄する爲めに、群衆の暴動に依つて屢多大の損害を土倉に加へ、土倉營業の不振を來たした結果は當然幕府の收入減となつたから、一揆蜂起の場合、幕府の當路者が土倉を保護して彼等の蒙るべき損害から免れさせようと努力したのは、全く自家の財源擁護の用意に出でたものと見るべきである。従つて土倉としても、常に幕府の御用を務めて、其歡心を結んで置くの利益を痛感しつゝあつた。土倉の組合は當時土倉一衆といはれ、彼等の巨頭たる正實、定光、善住、定泉の如きは幕府の納錢方御倉即ち御倉奉行として將軍の財政上收支の事務を取扱つて居た。(蔭涼軒日録寛正四年八月十六日、同六年十二月三十日條) 其間經費の立替杯も必ず行はれたであらう。私は朝鮮世宗王の二年(我應永二十七年)七月に日本から歸つて復命した日本國回禮使通事尹仁甫が「御所者、國人指其王也、國無府庫、只令富人支持」云々といつた富人を此種の土倉と解したい。(李氏實錄) されば將軍の經營たる日明貿易について、遣明船の糧食や將軍の京都兵庫間の往復の旅費を支辨したのは、言はゞ將軍の貿易の資本を負担したものである。而かも土倉の如き營利を目的とするものが屢次無償で斯る負擔に堪へ得たらうとは信ぜられぬ。殊に彼等土倉と兵庫との間に密接の關係が成立つて居つたに於てをや。

抑兵庫莊は何時の頃からか幕府の直轄地たる御料地となつて居た。(基恒日記寶徳元年四年二十六日條、康富記同年四月二十九日條) 御料所の租税の收支は御倉としての土倉の管掌に歸して居たのである。而して永享五年五月二十八日、幕府は兵庫關の領主たる東大寺に向つて兵庫島の修築を怠るを責めて、幕府の兵庫關升米及び置石稅寄附の目的の一たる顯密の御願は寺家に保留させるが島の修築事業は正實と定光とに命じたから、速に同關を此兩人に引渡せと命じて居る。(東大寺文書) 兩人は言ふ迄もなく京都の土倉即ち倉方の領袖であつて、幕府の御倉なるものである。幕府は此兩人を東大寺の管領して居た兵庫南北兩關の中、北關の代官職として兵庫島の修築事業を擔當させたのである。これ義教の對明外交の復舊後第一回の遣明使船及び明の答聘使船が將に近く來舶すべく期待された時、急を要する兵庫島の修築を東大寺に任せて置いては、工事の進捗が望まれぬから、幕府の財政事務に關係して居た兩人に命じて其事業に當らせたまものであらう。京都の土倉と兵庫及び遣明船との間に此くの如き密接の關係が成立して居つたことを思うと、滿濟准后日記に遣明船の糧食及び將軍の京都兵庫間往復の旅費を支辨することを京都の土倉が引受けたのは決して偶然の出來事でなかつた事に思ひ當るであらう。同書には猶ほ其下文に但諸土倉の者共が其代官を兵庫に置かな

いと只今沙汰の議定めて將來心元なく怖畏相残るべきであらうか最も不便に思食すが如何したものであらうとの義教の彼等に對する同情より諮詢した事を載せて居る。今其文意を翫味すると、京都の土倉が將軍の命令に依つて遣明船の明に渡航する迄の糧食と將軍の兵庫往復の旅費とを支辨したのは、一種の貸借關係であつて、遣明船が歸朝後貿易の利益に依つて決済さるべき筈であつたと思はれる。これを後に寶徳三年に幕府が出した遣明船の場合について考へるに、當時は所謂公方船なるものは一艘もなく、天龍寺から一號と三號と九號との三艘を出したのであるが、日本國王の名に於て明帝に贈らるべき進物は寺家が悉くこれを支辨し、歸朝後明からの返物は皆公物として將軍の收入とするけれども、其他のものは悉く寺物とするとの約束であつた。(蔭涼軒日録文明十九年五月十八日條) 寺家ですらさうであつたから、商人たる土倉の出資は、猶更酬いられなければならぬと見るが至當であらう。然るに若しも土倉が辨償を求めんとして居る遣明船の歸朝に際して兵庫に彼等の利益を代表する代官を置かなかつたならば、其貨物の保全上、彼等が不安を感じ疑惑を残すは寧ろ當然であつたから、將軍はそれを不惑に思つて、適宜の處置を講ずるやう管領に諮詢したものと解するの外はないのである。此問題は其後如何に解決されたか、明確なる記録を缺いて居るが、當時兵庫に將軍直轄の倉庫のあつた事は事實であつて、永享四年の我遣明使道淵の不正行爲から、其船等は一旦兵庫の藏に沒收した上、將軍が追て何處かに寄附しようといつて居た事が滿濟准后日記(永享六年六月九日條)に見えて居る。此倉庫は我遣明船の齎らし歸つた貨物を陸揚して一旦こゝに置いたところであつたと見える。故に若し京都土倉の代表者を兵庫に置く事となつたとしたならば、此倉庫は當然其管理に歸したものと見るべきであらう。これを要するに、所謂公方船の設備は幕府の財政上特殊の地位を占めた京都の土倉なる豪商の出資に依つ事が多かつたらうと思はれる。

然らば大名船は如何であつたらう。遣明船を出だす程の大名はもとより領土も廣く、資産も裕かであつたに相違ない。日本國王の名に於て贈られた所謂進物も、納錢方御倉の外に、主なる諸大名の進獻に係るものが多く、幕府の遣明船にも其武器等を託して居る。彼等は又一人で遣明の船を出だすの外、數人の合資に依つて出だして居た。さりとて此場合、彼等の出資が全部彼等の手から出でたとするのは早計である。寶徳三年の遣明船に於て、大友氏は其六號船を出だして居るが、臥雲日件録の筆者周鳳が、大友氏の善政として、芳瑞西堂から聞いたところに據ると、去年明に渡つた船が歸國した時、大友氏は先づ諸商人をして輸入品の價格を定めて其一割の抽分錢を納めさせたけれども、恬淡寡慾である爲め、例へば一貫文を出だすべきところには三百文を減じ、十貫文を出だすべきところには、三貫文を減じて受取ることにしたといふのである。(臥雲日件録享徳四年正月五日條) これ疑もなく、諸商人が自己の商品を大友氏の貨物として、其船に託して明に送り、貿易の行はれた後に精算を行つて抽分錢を納め、これを以て大友氏の収益としたのである。此點に於ては、將軍が、土倉の出資を受けて、所謂公方船の歸朝後辨濟したものと大差はなかつた。次に寺社船は如何であつたらう。遣明船に加はるべき寺社の選定について、栢原氏は、幕府の歸依深き寺院で、造營の資を得んとするものに限られたが、必ずしも造營の目的のみでなかつたことは既に説いた如く、寧ろ出資者としてふさはしき資産に富んだものを以て、其資格の要件としたと見るべきであらう。明に船を

出だす程の寺院が皆裕福であつたことは言ふ迄もあるまい。將軍の進物を献上したものは、寺院の中にもあつた。而かもそれらの寺社も、これに要する特別の經費は、當時の慣例として、寺社領の人民に賦課したやうである。例へば奈良興福寺の大乗院は、永享四年の遣明船に始めて參加を許されて四號船を出だし、次いで同六年の遣明船にも加はつて居るが、是時大乗院領四十八箇所の土民が渡唐段錢の事に依つて蜂起して居る。(大乘院日記目錄永享六年十一月十一日條)所謂渡唐段錢とは同院が明へ渡航する船を出だすについて、これに要する經費を寺領の段別に賦課したのを、寺領の人民が不合理としてこれに反抗し、一揆を起したものである。思ふに此種の負擔の轉嫁は、大名領地の場合と雖も、恐らく免れなかつた事であらう。

寺院が此臨時の經費に充つべき収益を拵出す爲めには他の方法もあつた。例へば天龍寺は寶徳三年に三艘の遣明船を出だして居るが、臥雲日件録(享徳四年正月五日條)には又芳瑞西堂の談として次の如き記事を載せて居る。

又話、天龍曾□爲渡唐煩費、自公府賜公帖者百六點、故關西諸僧、自上座而位于諸山、十利五山者、不爲少焉、就中豐萬壽寺中亦有五山長老、以百十七貫賣南禪寺公帖、而將開齋筵、因着紫衣時、大友命曰、五山十利而五山長老居于此、某以爲不宜、何況五山上南禪寺前住乎、若欲位于南禪、則不可此寺中、彼長老不得南禪位、遂居于本位耳、予謂彼買公文爲長老者、自以爲得、然不覺識者嗤咲、則豈非一生愧耶、

此漢雖失百十七貫、而幸免人嗤、則却非有得、
文中の公帖とは五山十利諸山の長老となるについて將軍から賜はる允許狀であつて、天龍寺は其下附を受

けた後、これを賣出して、遣明船の資金に充てたものである。併しそればかりではもとより充分でなかつたから、商人の商品を其船に載せて貿易を行はせ、歸朝の後に抽分錢を徴することゝもした。鹿苑日録(明應八年八月六日條)に、金溪和尚の談として、「天龍寺船歸朝之時、於鹿苑有抽分也、于時院主則竺雲和尚也、所謂抽分錢者、荷物日本之直、有博物之人而定其直、以其十分一納之於寺也、」といつて居るのがそれである。此點に於ては、大名船の場合と毫も異るところがない。而して同一の事情は、又天龍寺以外の場合にも見られたことであらう。

されば將軍は財政の窮乏から、大名、寺社、乃至豪商の出資を求めて、これに進貢船進物の名を與へ、其名に於てのみ得らるゝ有利な貿易に従事させた後、坐ながら多大の利益を收めようとしたものである。所謂公方船も實は商人の出資に埃つことが多かつたのであるから、公方船がなくなつて、大名船、寺社船となつたとしても、其根本方針に於ては、些の變化はなかつた。而して大名も寺社も、其收益本位の點に於ては、縦し程度に多少の相違こそあつたれ、大體將軍と同様であつたが、自己の名に於ては、到底得難き便宜があつた爲めに、彼等も亦商人の援助に依つて、船舶貨物を調達し、競て其選に入らうとしたのである。商人は種々の保護を受け得られた爲めに、出資者たることを甘んじたが、就中海上に於ける警衛は、最も彼等を喜ばせたであらう。

然るに此種の遣明船は、寶徳三年のそれを以て終りを告げ、寛正六年からは、更に面目を改めた遣明船の派遣となつた。それがやがて其前後を以て一期を劃することに理由附けて居る。故にこれから私は更に進ん

で、寛正六年以後の幕府の遣明船と、以前のそれとの間に存する主なる相違點を検討することゝしたい。

三 前後の相違點

第一に日本側から見て、從來の収益本位の外、我國內の政治的意味の加味されて來たことを擧ぐべきであらう。寛正六年の遣明船に、第一號船を公方船とし、第二號船を細川船とし、第三號船を大内船として、其八月に兵庫を出帆したのであるが、博多に一年餘も滞在したのと、海上暴風に遭うて難破したのとで、漸く應仁二年(五月)に寧波に入港した。(戊子入明記及び明史日本傳に據る。島隱集には、應仁元年に入港し、同二年正月には、北京で拜賀の禮に列したとある)然るに此間、本國では彼應仁の亂が勃發したが、此一大内亂は、ゆくりなくも幕府の對明貿易に、深刻なる影響を與へた。室町の幕府を中心として東西兩軍に分れた此内亂に、細川勝元は東軍の總帥として、天皇、上皇及び將軍を奉じて居たから、嘗に名分の正しかつたばかりでなく、兵力からいつても、初めは山名宗全の率ゐた西軍に比して優勢であつたが、やがて大内政弘が河野通春と共に、二萬の大軍を率ゐて西軍に加はつてからは、西軍の兵勢が頓に揚り、大内氏は其重鎮となつたのである。此事實は幕府と大内氏との睽離ともなれば、又細川氏と大内氏との反目ともなつた。其後文明九年に、漸く東西兩軍の間に、講和が成立つて、大内氏は無事に其本國に歸還することが出來たものゝ、一旦生じた罅隙は、永く累をなして、機會ある毎に、事端を紛糾させて居る。幕府の遣明船が、幕府、細川氏、大内氏の間に争奪の渦を巻くことゝなつたのも、其一つの現はれに外ならぬ。又幕府の權臣たる伊勢氏が、其地位を利用して他を排斥し、みづから遣明船を出ださうとしたことにも、多少の政治的意味が含まれて居つたといへよう。

是等は何れも國內問題に止まつて居たとはいへ、是迄の對明外交及び貿易に見ることを得ない新現象の一つであつた。

第二は日明貿易の上に、大内氏の勢力の加はつたことである。大内氏は前期に於ても、一度其船を出だしたことはあるが、寛正六年の遣明船には、幕府が所謂公方様商賣物の不足を補はんが爲めに、銅を購入する經費に充てると稱して、十萬疋即ち一千貫文を大内教弘から借り入れ、歸朝の日に返濟することを約した。

(蜷川親元日記寛正六年五月二十七日、及び六月二日條)幕府はこれを以て、銅の外、太刀等をも購入したものである。(戊子入明記)これより後幕府は自然大内氏に對して、對明貿易上、特殊の便宜を與ふことを餘儀なくされ、遣明副使であつて大内船なる三號船の上官を兼ねた南禪寺の桂庵も大内氏の推薦であつた。遣明船は三艘共、大内氏の管内豊前國門司に於て、貨物を同じく博多に於て調達された。使節を始め乗員の糧米も亦大内氏の供給に仰いだ。加之遣明船渡航の咽喉を扼して居たところの赤間、門司の兩關は共に大内氏の封内にあつたばかりか、伊豫の河野氏は大内氏と連盟の間柄であつて、瀬戸内海の海上權は殆ど大内氏の手に歸して居たから、大内氏は全く對明外交の死命を制し得たのである。應仁、文明の内亂で、大内氏は一時此絶好の地位から離れたけれども、其後將軍の赦免を蒙つてからは、幕府も其勢力を度外視することが出來かねたから、大内氏は再び對明貿易に於ける優勢な地位を占むることゝなつた。就中文明十四年の如き

は、大内氏に向つて、「於後々、遣唐船之事者、可被付于大内」云々との御内書が交付されて、一層大内氏の對明貿易獨占の機運に導いたが、此保障は時に其履行を阻む各種の事情の發生を免れなかつた爲めに、幾多の波瀾を捲起すの機會を與へた。

第三は細川氏の參加である。單なる大名船の一員としての細川氏の登場は、勿論問題でなかつたが、前記の如く、大内氏と對抗の意味に於て、日明貿易に取つての主要の役割を務めたことが、最も重要な意義を有つのである。由來兩氏の關係には頗る複雑なるものがあつた。これを政治上、軍事上から見たならば、應仁、文明の内亂に兩氏が敵味方に相分れて、各一方の領袖であつたばかりでなく、其後に於ても、將軍義澄と前將軍義種との争に當つて、細川政元が將軍を支持し、大内義興が前將軍を擁護したから、こゝにも亦兩氏は互に相嫉視することゝなつた。それが自然に日明貿易の上にも波及して、兩者の暗闘が屢繰返されたのである。

更にこれを經濟上から見ると、大内氏の領内に博多や門司のあつた如く、細川氏にも和泉に堺があつた。大内氏が、前者の商人を庇護して、貿易上の利益を占めさせるに熱中した如く、細川氏も亦後者の商人を支援せんとする人情味に於て變りのあらう筈がない。而かも一方を利せしめようとすれば、勢ひ他方を顧みることが出来ぬから、兩者の間には、常に他を排して、利益の獨占を圖らんとするの運動が行はれ、其結果、彌事端を滋からせたのである。

第四は日明兩國の産業上の疲弊である。我國が、内亂に依つて、上下の疲弊を來したのは、改めて言ふ迄もないことであつて、明に輸出すべき貨物の如きも、年と共に粗製濫造に流るゝを免れなかつた。明が我貿易に興味を感じないやうになつたのは、一面彼れの經濟界の疲弊の爲めであつたに相違ないが、他面には、我商品の品質粗悪となつた爲めでもあつたらうかと思はれる。寶徳三年の遣明船が、享徳三年に歸朝した時、其上官であつた楠葉西忍の談として經覺要抄（同年八月十六日條）に、「唐朝之儀散々之間、商賣之様不可説云々、^{（硫黄）}黄硫、一斤先々五百貳貫□今度廿五文云々、太刀者五貫無相違、忽而時儀不快之間、伊勢國法樂社之枝船、徒硫黄以下持返云々、仍諸事無正體者也、比興」と見えて居るが如く、從來一斤五百貳貫文以上もした硫黄が、僅に二十五文に暴落した爲めに、我法樂社の枝船の如きは、折角輸出した積荷を其儘本國へ積戻して居るではないか。而かも五貫文据置といはれる太刀ですら、鹿苑日録（明應八年八月六日條）に見えた東山玖首座の談話に、「所獻之太刀、普廣相公之時、唐之價者、初者千疋、中者五百疋、後者二貫五百文也、其謂者、所遣之太刀或有名者也、裝束亦費其工、次第減價以造、故唐之代亦次第減也、今則太刀太悪、而其數太多、故五百三百之代、唐辨之、不然則不受焉」とあるのに據ると、初めは一刀千疋即ち十貫文もしたものが、中頃半減して五百疋即ち五貫文となり、後には更に二貫五百文に低落したのである。享徳に「五貫無相違」といへば、其初め十貫文もしたといふのは、應永の頃の事で、永享頃からは、五貫文に下がり、寶徳、享徳頃迄据置であつたと見える。然るに其後應仁二年には、三貫文に下落し、文明八年、同十五年は据置であつたのが、明應二年には、更に一貫八百文に迄低落した。玖首座は五百三百ならでは明の方で受取りかねたといつて居るが、刀劍は明の政府の專買であつたから、永正八年には、我使節が強硬に主張し

た爲め、明もこれを容れて、一貫八百文据置としたのである。それも天文十七年には、僅々百文に迄落ち込んで仕舞つた。然らば我國での原價は何程であつたかといふに、永享、寶徳の頃は、最も精巧なものですら、八百文乃至千文以内で賣買されたから、これを五貫文に賣つたとしても、正に五倍以上の暴利を貪ることが出来たのである。戦亂の時代に、刀劍の必要を加へたにも拘らず、其品質の劣悪であつたのは、もとより時代の一般傾向であつたとはいへ、外國向丈に一層それが甚だしかつたのではなからうか。而して斯る現象は獨り刀劍にのみ止まつたことゝは考へられぬ。

第五は著しく遣明船の隻数を減じた事である。これに對しても、栢原氏は、細川、大内兩氏の競争から、互に相牽制した結果と看做されて居る。それも後には一つの原因となつたには相違ないが、其最初の現はれと見るべき寛正六年の場合は、他に有力な原因のあつたことを閉却してはならぬ。我國の収益本位の外交方針が、次第に露骨になつて來た結果、寶徳三年の遣明使は、明に於て頗る禮を失するに至つた。幸ひに明では其罪を問はれずに、本國に歸還することが出来たものゝ、事態が重大で、其後の繼續の危まるゝ程であつたから、康正二年に、義政は、特に使を朝鮮に遣し、謝罪使差遣の意圖を告げて、世祖の斡旋を求めた。天順三年（我長祿三年）に、明は我請求を容るゝの條件として、謹厚老成で、大體を識つた人物を我使節に充て、其通事の如きも亦謹慎で禮を知つたものを以てし、隨員を取締つて、往復の途中で事端を生じ、人民を騷がすやうな事をしてはならぬ、若し違法無禮の事をなし、財物を掠めたり、官府を欺き凌ぐ事があれば、必ず假借せぬ旨を嚴達させて居る。（戊子入明記、明史日本傳）此明の勅書は、やがて朝鮮から我幕府に傳へ

られたから、義政はこれに依つて愈遣明船を出だすに決したのである。

斯様な事情の下に、一旦條約廢棄にもならんとした對明外交が、朝鮮の調停と日本國王たる義政の陳謝とに依つて、漸く繼續を得たのであるから、我れとしては、大に從來の態度を改めて、條約履行の誠意を表示せなければならなかつた。私は其直後に渡航した寛正六年の遣明船が、宣徳條約の明文を其儘、船を三艘に限つた當面の理由を此事情に歸したい。應仁、文明の内亂以後ならばいざ知らず、其以前に於て、細川、大内兩氏の間、それ程激烈なる競争の存在を認むべき理由はないから、少くとも寛正六年の遣明船が三艘に限られた理由をそこに見出たさうとするのは不穩當である。加之以上の事實は又明が我外交貿易に對して、是迄程の熱心や興味を有たなくなつて來たことをも雄辯に物語つて居る。辛うじて謝罪の爲めに進貢を請うて許された我遣明船は、明の國憂とした我海寇遏絶の爲めに寧ろ歡迎されたところの往時のそれとは、既に大に其本質を異にして居たのであつて、それ丈、彼我共に其外交貿易の方針が、極度に消極的たるを要することゝなつて來たのである。斯様に一度屈從的態度を執るを餘儀なくされたものは、其挽回を期すること容易でなかつた。而かも斯く迄嚴重に不法の行爲について戒告を受けて居乍ら、我使節の明に於ける行動が、憲章録に、「凌轢館僕、殘殺市人、迹實桀驁」とあるが如く、舊態依然たるものゝあつたのは、畢竟昔に變はる彼れの輕侮壓迫に遭つて、其使命の果たされない爲めに、自暴自棄の擧に出でたものではなかつたらうか。それが又其後の外交貿易に禍根を残して、屈從と反抗との交響樂となつて現はれ、幾齣かの悲喜劇を演ずるに至つたのも已むを得まい。

第六は明の報聘使船の來朝が殆ど絶えたことである。前期に於ては、遣明船の歸朝と共に、殆ど毎回明船の來朝があつた。然るに此期に於ては全く其跡を絶つて居る。これは私の既に前節に説いた如く、我れとの外交貿易に對する明側の興味の失はれたこと、明それ自身の經濟界の疲弊に依つたらうと思はるのであつて、確に此期を特色附けるもの、一つであらう。

第七は新たなる我對明貿易港としての堺の出現である。前期に於ては、兵庫港の獨占であつたものが、此期に入ると共に、堺がこれに代つて、遣明船發着の要港となつた。加之前期に於ては、遣明船はもとより、進貢品たる貿易品の如きも、概ね博多に於て調達されたものであるが、それさへ堺に於て、若しくは堺商人の手で各地に於て調達されることとなつた。斯くて大内、細川兩氏頤頤の結果、延いては又博多、堺兩港商人の競争をも生むに至つたのである。

第八は航路の變更である。日明貿易の埠頭が兵庫であつた場合は、當時の中國海路又は中國路と稱した瀬戸内海を通るが殆ど唯一の航路であつた。それが堺に變更された後とても、普通の状態に於ては、同一の航路に依るを便利とすることに變りはなかつたが、最初の變更の動機が、幕府、細川氏、對大内氏の敵對關係にあつた丈に、大内氏の領海若しくは其勢力圈内に屬する爲めに、海上の要撃掠奪の危険を冒さねばならなかつた中國海路を避けて、當時の南海路又は南路と稱した九州の南から土佐沖へ出づる新航路を選ぶこととなつたのである。

其結果として、南海路に於ては、新たなる中繼港の活氣を呈するに至つたらしい。中國海路と違つて南海方面での中繼港としては、古來餘り著はれたものが少い。薩南には坊津があり、種子島も亦一要港たるを失はなかつた。土佐では浦戸が古くから聞えて居る。

港灣の隆盛に伴つて、造船所の發達も見通すことが出来ぬ。兵庫にあつた庫御所の造船所でもあつたことは、建内記（嘉吉元年七月二十五日條）に、「庫御所唐船新造事也」とあるので立證される。それが後には博多、門司に移つたらしい。日明貿易の實權が大内氏に歸した後に於て殊にさうであつた。然るに堺が遣明船の埠頭となつた後、天文六年の遣明船の調達を請負つた同地の商人が、土佐の一條氏に船舶の製造を託したことがある。一條氏は當時中村に居つたから、其造船は恐らく中村から南二里程の下田港に於て行はれたものであつて、下田も亦當時の主なる中繼港の一つであつたらうと思はれる。

中國、南海兩航路の何れが我遣明船に取つて望ましいものであつたかは、文明十七年に遣明船が肥前の五島の一なる奈留島の奈留浦に着いた時の事を蔭涼軒日録（十二月十九日條）に、

愚竊話堀川殿曰、歸朝舟先規自南海路歸洛、然者來年四五月頃可令歸洛、自中國海路推舟、來正月末頃可令歸洛之由注進僧申之、

と見えて居るのでも知れよう。言ふ迄もなく、これは南海路の開けた後の事であるが、さりとて中國海路はこれが爲めに全廢された譯では勿論なく、其後に於ても、これを利用したものが寧ろ多かつた位である。これ此海路が、古來航海の最も盛んに行はれたばかりでなく、海上風波の危険率も比較的少く、到る處に寄港地があつて、薪水の供給に容易である杯、種々の點に於て優つて居たからであらう。

第九は前期に於てよりも目立つて商人の勢力の増大を來たしたことである。對明外交は既に説いた如く、進貢に名を借りた貿易であつて、國內的にこそ大名船といひ、寺社船といつたものも、明から見れば、皆日本國王の進貢船に外なかつたが、事實上は大抵商人の手に依つて、其船船はもとより、進貢品たる商品をも調達され、將軍も大名も乃至寺社も、均しく其貿易の利益の上は前をはぬるに過ぎなかつた點に於て大體一致して居た。曆應の天龍寺船は、單なる私貿易船に止まつて、國內に於てこそ將軍の特別保護を受けたれ、將軍自身の名に於て出したものでもとよりなかつたから、其點大に應永以來の遣明船と異つて居たとはいへ、船舶や貨物を商人の出資に仰ぎ乍ら、歸朝後、其收益の何程かを提供させる組織に於ては、兩者の間に共通の點がないとはいへぬ。一般から此遣明船が、依然として天龍寺船と呼ばれて居たのも此意味からであらう。

さり乍ら外交の假面を被つて貿易を行つたのを、獨り日本の場合とのみ思へば、事實を失して居る。時は永享六年、明使の入京した頃の事であつた。其旅館を何れに定むべきか、幕府の問題となつたが、滿濟准后日記（同年五月十二日條）に次の如くに記されて居る。

次唐人宿事、仁和寺法住寺御治定云々、此在所若唐人意ニ不相叶儀モヤト存候、唐人モ定賣買ヲ本ト可仕歟、然者毎日可出京仕、内野ヲ遙々可罷通條、第一路次怖畏モ可在之歟、萬一唐人一人モ不慮儀ニ可罷逢條、日本瑕瑾不可過之哉、

本文中「唐人モ定賣買ヲ本ト可仕歟」とは、外交の使命を帯びて京都に滞在中の明人も貿易を主とするであ

らうとの意味に外ならぬ。幕議は彼等が貿易を行ふ爲めに、毎日御室から京都へ往復する間に於て、萬一危害を蒙ることでもあつては、我國の體面にも關するを見て、彼等を安全地に移さうとしたのである。其「唐人モ」云々といつて居るのは、此點、我遣明使の場合と共通のものがあつたからであらう。

さり乍ら前期に於ては、商人の出資は其全部ではなく、従つて又それ程表面に現はれもしなかつたが、後期に入つてからは、それが頗る優勢となり、露骨となつて、種々の新らしい現實暴露を見せつけられることとなつた。文明六年には、幕府は島津忠昌に向つて、堺の商人に渡明の爲め、琉球派遣を命じたから、便宜を與へるやうにと命じて居る。實際堺の商人の中には、遣明船を一手で請負うた豪のものさへあつた。

加之事實に於ても、遣明船の乗客の多數を占めて居たものは、此商人であつた。當時遣明船に便乗して明に渡航し、貿易を行はうとするものは、一定の船賃と其貨物についての運賃とを支拂ふを要したのであるが、其貨物が、若し一定の數額を超過した場合には、特に荷主の船賃を免ぜられた上に、更に幾人かの無貨乗船を免さるゝの慣例であつた。これ畢竟貨物の調達についての一獎勵法として案出されたのであつて、前節にも指摘した通り貨物蒐集の困難であつた此期に於ては、當事者に於て最も其必要の痛感されたことであらう。

四 結 論

これを要するに、日明間の貿易は、外交の假面を被つて居た丈に、初めから種々の變態が行はれ、我使節の如きも、其使命を果たさんが爲めに、愁訴強請あらゆる手段を講じて、只管収益の多からんことを望んだ。

大内、細川兩氏の競争の最高頂に達した大永三年の如きは、明に於ける我使節の間に忌まはしき鬭争を生じて、或は殺され、或は投獄者を出だす杯失態の限りを盡くしたことがある。これと共に、商人の請負經營に關する事情も、此頃となつて益々露骨となつて來た。而かも此遣明船の自然消滅後に於て、我私貿易家の一層盛んに活躍し出したのは事實である。彼等は明にあつて、普通倭寇と呼ばれて居るものではあるが、其中には、又個人若しくは數人聯合の我貿易家の經營に成るものゝ多かつたことを認めなければならぬ。時局が推移して豊臣時代になると、所謂下剋上の風が徹底的に高調されて、商人の如きも最早將軍や大名、寺社等の名に於て行はるゝ貿易の下積となつて居ることを甘んじようとはせなかつた。從來實際の經營に當つて居り乍ら、背後に隠れて居た彼等も、こゝに始めて其假面を脱いで表面に現はれ、大名等と同じく、各自の名に於てそれ〴〵特許を受けて、支那、南洋方面に迄も乗出し乍ら貿易を行ふことが出來たのである。而かも彼等が其潛勢力を蓄積して斯る機運を生み出したのは實に此期であつた。私は此期が前期と區別すべき種々の理由を有つて居たばかりでなく、同時に豊臣時代に移るの過渡期でもあつた意味に於て、正に一時期を劃するを妥當と信ずるものである。(昭和二、四)

第二 足利義滿の對明外交

一 緒言

足利義滿の時に開始せられたる對支外交は當時より既に兎角の議論を免れざりしところなり。反對論の多くは其我國體を冒瀆し外交史上に一大汚點を印したるを排撃するも、これに對しては又往々義滿の責任にあらずとして回護する説もこれなきにあらず。余は今我外交史上特色ある本外交に對する可否の議論を批判するに先きだちて、幕初以來外交開始前の經過につきての検討を試みんとす。

二 外交開始前の經過

南北の合一、大内義弘の敗滅は疑もなく義滿の偉大なる成功にして、室町幕府の基礎はこれに依りて鞏固となり、内治上、復憂ふべきものなきに至りしかば、彼れはこれより漸く力を外に用ゐることとなり、これに伴うて外交益々多事ならんとするに至れり。

足利尊氏の時に創められたる所謂天龍寺船は從來室町時代の外交の權輿と看做されしところなるも、其實幕府の保護の下に行へる一種の貿易に過ぎずして、室町時代の初期にありては、未だ外交といふ程の國際關係ありしを見ず。而して其これありしは高麗及び元が我海寇の侵掠に苦しみ、使を遣して其禁遏を請へるに始まる。當時我邊民の高麗を侵し、或は其貢船を襲ひ、或は上陸して沿海を掠むるもの比年絶えず。李氏實錄にも其記事疊出せり。貞治六年(正平二十二年)二月、高麗國王顯、其臣中請大夫前典義令金乙等を遣し、高麗の國書及び元の中書省の書を上つり、我邊民の其境を擾すものを禁せんことを請へり。元は(高麗も然らん)其牒狀に方物を副へたりしも、出雲に於て海賊の爲めに掠取せられたりといふ。當時元は更にもいはず、高麗の如きも、我れと國際關係の斷絶せること既に久しく、使節の往來其跡を絶ちたりしが、文永弘安

の昔より、多くの歳月を閲して、國際上の交渉こそなければ、彼我國民間の交通は殆ど復舊して、通商貿易盛んに行はれつゝありしかば、不斷の海寇に堪へかねたる元及び高麗は義理も外聞も忘れて、其禁遏を我れに求め來れるなり。是時幕府は高麗の使を嵯峨天龍寺に居らしめ、國書はこれを北朝に上つりて勅裁を仰げり。是に於て返牒の有無は朝廷當面の問題となり、事態頗る重大なりしかば、これを審議すべき殿上の議定は延期に延期を重ねて、漸く五月に至りて開かれ、關白二條良基以下これに臨みしが、其結果遂に大多數を以て返牒せざるに決せり。而して其理由としては、二國の要求は邦人の彼れに赴きて放火虜掠するを制止せんとするの一事にあり。然るに今や鎮西は征西府の爲めに蠶食せられて、幕府の勢力日に蹙り、彼れの望に任せて同地方民の暴行を禁遏せんこと不可能事に屬す。さりとて此實狀を返牒に聲明せられんか、忽ち王化の未だ覃ばざるところあるを表白すること、なるべく、本朝の耻辱これより大なるはなけん、さればとて又禁遏を加ふべしとの虚誕を載すべきにもあらず、如かず、初より返牒を與へざらんにはと、依りて書辭の無禮を表面の口實として返牒を交付せざるに決せるなり。(後愚昧記)斯くて朝廷よりは返牒なかりしも、幕府は返牒及び方物を與へ、六月奉行を付して高麗の使を送還せしめたりしなり。幕府が返牒を與へしことは後愚昧記に載するところなるが、如何なる形式に於てせしやは詳ならず。而かも後年義滿の遣唐表の書旨に據れば、此記事最も疑ふべく、太平記の如きも返牒はなかりしといへり。但同書にも方物の品目はこれを載せたり。當時天龍寺の僧、高麗使節の一行に伴はれて同國に至りしが、後(應安元年)其歸朝するに際し、高麗は方物をこれに託して返禮の意を表し、幕府はこれを諸大名に分與せしことあり。(後愚昧記及び愚問記)而して

此天龍寺僧は或は義滿の外交的貿易の嚮導として派遣せられたるものならんも測り知るべからず。

然るに我が邊民の高麗及び元を侵すもの尙ほ已まず、朝鮮にては巨濟島を根據として貿易を營み、往々侵掠を行へり。元亡びて明代るに及び、邦人彼國亡命の徒と結合して、山東の諸郡を侵すものあり。當時征西大將軍懷良親王の兵威鎮西を風靡したりしかば、彼れは認めて日本國王となし、明太祖は使を遣して其入寇を詰りしも、親王は昔元の趙良弼の和親を詐りて襲撃を加へし事實を指摘して今の使者も亦良弼の後たるなからんかと疑ひ、其使命を果たさしめず。太祖は更に我俗の禪宗に歸依するを聞き、自國の禪宗の高僧を遣して其目的を達せんとし、天寧寺の住持僧祖闡と瓦官教寺の長老克勤とを遣して佛教を宣し、且つ其來貢を促さしめたり。隣交徵書に據れば、是時懷良親王は僧祖來を遣つて表文を呈し、太祖の即位を賀せしめられ、太祖は以上の兩使をして其歸國を護送せしめしなり。然るに其後の形勢は征西府に不利となり、祖來の歸朝せし頃は幕府の九州探題今川了俊の勢威九州を掩ひつゝあり、了俊は征西府が祖來を使として明の援兵を請へるものと看做して逮捕せんとせしも、克勤の力争に依りて嫌疑漸く釋け、了俊は更に明使の渡來につきて京都に上申するところあり。幕府は祖闡を天龍寺の住持たらしめんとせしも、克勤は帝命に依るにあらざれば從ひ難きを説き、闡をして大法を敷宣せしめんとせば、同じく往いて朝に請へといふに至れり。斯くて應安五年(文中元年)鎮西より上洛せる明の兩使は、幕府、嵯峨の向陽庵(隣交徵書に西山向陽精舎に作る)に館せしめしが、翌年八月、命じて本國に送還せしめたり。隣交徵書には總州大守圓宣及び淨業嘉春の二僧を遣し、南海より太宰府に下し、方物を備へて來貢すとあり。されど此事我史料に存せず、疑ふべし。

義滿が明と外交を開始せし年代につきては、從來史家の觀るところ一定せず。明史彙に據れば、應安七年我大臣僧聞溪を遣して明の中書省に書を致し、馬及び方物を貢せしも、明は表文なきを以てこれを却けたりと見え、所謂大臣は義滿なるが如きも、我史料に於て徴すべきもの更になし。

永和元年（天授元年）高麗王辛禔、其臣羅興儒をして來朝せしめ、邊民の侵害を禁じて通信せんことを請ひしが、義滿はこれを京都に召して拘留せり。羅興儒は高麗の判典客寺事にしてみづから請うて來朝せしなり。然るに義滿がこれを拘留せしは、元寇以來國交を絶つこと百年なれば、其謀者ならんと疑ひしに依る。幕府は貞治の場合と同じく、高麗國の牒狀を朝廷に上つりて返牒の有無を決せられんことを請ひしが、是時の牒狀も海賊の禁を請へるものにして、其趣旨に於ては貞治のそれと同じきも、只是時は、高麗一國の牒狀なりしなり。朝廷は其國家の重事なるを認めて審議の結果、亦返牒を與へざるに決せるが如く、義滿は一且拘留せる羅興儒を送還せり。當時僧周佐は書を羅興儒に寄せたりしが、其大意は九州が亂後割據、貢賦を納れざること二十餘年、西邊の頑民これに乗じて出寇するものあるも、我所爲に非ず、是故に朝廷將を遣して征討日々攻戦す、其中九州を克復せば誓つて海寇を禁せんといふにあり。周佐につきては本朝高僧傳に傳を立つるも此記事なし。彼れは疎石の弟子にして徳叟と號す。當時幕府に出入し、命を受けて此書を遣すならんといふ。（續本朝通鑑）義滿が後中津（絶海）に命じて遣書の事あるを思へば、其遣書は幕府の命に依りしと思はる。猶ほ是時も高麗晋州の僧にして、少時日本の僧に從ひ日本に行き居りし僧良柔なるものありしが、興儒の來朝を聞きて住いてこれを見、爲めに釋免を義滿に請ひしより、義滿もこれを許して本國に送還せりといふ。（東國通鑑）

永和二年（天授二年）懷良親王轉法輪寺の僧文桂を明に遣し馬を贈りしに、明帝其表詞を喜ばずしてこれを責めたりしこと明史彙、皇明從信錄、邊裔典等に見えたり。是時今川了俊の兵威征西府を壓し、懷良親王も若宮良成親王に征西大將軍を讓りて退隱し給ひし程なれば、遣明使の事あるべくも思はれず。此遣使は或は義滿が明の祖闡、克勤二使を送れるに答ふるものと解すべきが如きも、祖闡等の歸國はこれより三年前の事なれば、これに對する遣使とも看做し難く、又本文にも日本國王良懷の遣使とあれば旁義滿のものとは定め難かるべし。

此後高麗よりは李子庸來朝せしも亦捕はれたり。（續本朝通鑑）然るに永和四年（天授四年）鄭夢周の來朝せし時は今川了俊はこれを好遇し、其國に歸るや、僧周孟仁をして共に行かしめ、此機を以て其俘數百人を送還せり。猶ほ了俊は鎮西の海賊にして高麗を侵せるを伐ちて、其俘を送り還すに努めたり。然るに明德三年（元中九年）高麗信使僧覺鐘來朝して高麗國門下府諸相國の書を致し、海寇を禁せんことを請へり。義滿は僧中津に命じて門下府諸相國宛の答書を作りてこれに與へたり。（善隣國寶記）書中彼れが「海寇未息、兩國生釁」といへるに對して、「此事誠如來言、海隅民敗壞教化、實我君臣之所耻也、今將下申命鎮西守臣禁遏賊船、放還俘虜、必當脩兩國之鄰好、永結二天之歡心、實所願也」といへるは、義滿の心機一轉通交を求むるの意志あるを表せるものにあらずや。而かも從來みづから返書を與へしことなきは、「我國將臣自古無疆外通問之事、以是不克直答來教」といへるにても知られ、是れより先

きに僧周佐をして高麗に答へしめし事實と相照應す。我將臣の古來外國と通信せずといふの事實なりや否やは姑く措き、これを以て少くとも室町幕府が既往に於ては外國通信の事なかりしことの明證となすべく、從來義滿の遣使に託するもの皆信を置き難きを的知すべきなり。

應永五年八月、朝鮮大使祕書監朴敦之來朝して周防に至れり。朝鮮權近陽文集に載する「送密陽朴先生之敦奉使日本序」の中に、應永四年の秋日本が使を遣して來聘し、且つ海賊を禁ぜんことを告げたれば、國王これを喜びて優待し、歸朝するに及び朴敦之の文學才辯あるを以て報聘使となせりと見ゆ。されど我國の遣使の事は我史料に見るところなし。又同年秋義滿が明に使を送りしこと足利官位記に見え、續史愚抄には「按以僧岐陽爲使歟」とあるも、岐陽遺稿を檢するに、岐陽は是歲京都にありしこと明らかにして、使節は同人にあらず、従つて此事亦信を置き難し。

然るに朴敦之の周防に來りし時、義滿は大内義弘をして接待せしめ、書を義弘に與へて幣物の厚さを謝し、海賊を殲して往來の舟船を通じ、兩國の歡心を結ばしめ、且つ大藏經版、銅鐘の巨なるもの、藥物の良なるものを求めしめたり。其文は善隣國寶記に見ゆ。此書に視るも、義滿は親書を朝鮮使節に與へず、義弘に諭して彼れと交渉せしめ、使節も遂に入京せざりしは、未だ直接交通の開始に至らざりしを知るべきなり。

三 對明外交の開始

元中九年南北合一後、義滿が高麗の使節に對して海賊を平定し、隣交を修せんことを約せしは、是時既に彼れの外交開始の方針に傾きしを窺ふべし。加之今川了俊の力に依りて九州の鎮定を見たりしより後、彼我の往來は次第に其國情を諒解せしめ、彼れの我れに求むるところは海寇禁遏の一事に止まり、何等復讐戰の意志あるにあらざるを知悉せしめ、依つて以て國際間の猜忌心を消散せしめしことは、一層此新方針實行の機運を助長したりしならん。

次の原因は經濟上の理由なるべし。是より先き、北朝應安七年（文中三年）十二月（大乘院日記目錄）天竺人ヒシリ（聖）なるもの來朝歸化し、楠葉の女を娶りて妻となし子を生む、後の楠葉入道西忍是なり。義滿これを愛して常に左右に侍せしめたり。西忍幼名ムスル、其名に據れば時の南蠻即ち瓜哇人なるべし。彼等は回教に歸依し亞拉比亞名を冒す。義滿はこれに就きて海外の事情を聽き、貿易の知識に於て得るところありしならん。幕初以來戰亂相次で殆ど寧日なく、幕府の財政は窮乏を告げ、國內財源は涸渇して餘裕を存せず。加之義滿が次第に公家風に浸潤して奢侈に耽り、北山別業の大工事を始め、經費の膨脹年を逐うて加はりたれば、其財政救濟策として新たに外交を開始せんとしたりしもの、如し。

應永八年（和漢合符四月に作り、南朝紀傳春に係く）義滿は始めて明に使節を遣して通交を求めたり。これ實に義滿の外交の第一着手たりしのみならず、又室町幕府第一回の對明外交たり。室町幕府の第一回外交たりしのみならず、又元寇以來近古に於ける我國外交の權輿たりしなり。而して此外交はもと筑紫の商人（博多の貿易商なるべし）肥富の進言に依りしものにして、此遣使に於ても肥富を以て副使に任命したるは義滿の目的の専ら收益にありしを知るべきし。先きには我將臣、外國に通信の事なしといひし彼れも、是時みづから書翰を明の惠帝に贈れり。そは極めて簡單なるものにして、初に我國開關以來支那に通聘せざるこ

となきを説き、彼れが幸ひに國柄を執り、海内平定せるを以て往古の規法に遵ひ使節を遣して方物を獻せしめ、且つ漂流民を送還すといふに過ぎず。書翰の文は載せて善隣國寶記及び康富記にあり。而して後者に據るに、こは東坊城秀長の筆に成り、世尊寺行俊の清書するところなり。其書劈頭第一に、「日本准三后某(源道義とありしは、惠帝明年の詔にて知らる)上書大明皇帝陛下」と書し、「日本國開關以來無不通聘問於上邦云々といふを以て次げり。これ實に藩屬國が其宗主國に奉ずるの形式を取れるなり。而して其方物として贈れるを見るに、金千兩、馬十匹、薄様千帖、扇百本、屏風三双、鎧一領、筒丸一領、劔十腰、刀一柄、硯管一合、同文臺一箇にして、其敬意を表すること眞に至れり盡せりと謂ふべし。而かも其使節としては僧祖阿を正使とし、肥富を副使とせるものにして、官尊民卑の支那に遣すに一价の商賈を堂々たる使節となしたるが如き、彼れの誠意を疑はしむるものあり。思ふにこれ彼れが明に對して外交を開始せんとするに當り、先づ試験的に其瀕踏をなすの意味に於てせるものに過ぎざるべし。

然るに翌年(應永九年)七月、我遣明使明より歸朝して鎮西に安着せり。是時明の惠帝は僧道彝を正使とし、一如を副使として我使節と同航答聘せしめたり。八月(一日)我遣明使明使と共に兵庫に至る。義滿其女喝食を伴ひ、兵庫に至りてこれを觀、明使入京、仁和寺法住寺に館す。幕府嚴に僧人の來往を禁ず。(岐陽遺稿)九月、義滿始めて公式にこれを北山第に延見す。武士を以て路頭を警衛せしめ、儀仗甚だ盛んなり。明の惠帝の詔は亦善隣國寶記に載せたり。これに據れば、明帝が大位を嗣ぎてより、四夷の君長の朝貢せるを記し、日本國王源道義が、心王室に存し、愛君の誠を懷き、遙に使を遣して來朝し、流人を還し、方物を進むるを以て、君臣の道に篤しとしてこれを嘉賞し、兩使をして大統曆を頒ち、錦綺二十四を賜ふことを記せり。曆を頒つは、言ふ迄もなく明の正朔を奉ぜしむるものにして、屬國に臨むの式なり。故に末文に「傳天下以日本爲忠義之邦」といへり。或はこれを觀て日本國王に對する冊封の事なしといふものもあるも、其實上上の冊封たるは、翰林葫蘆集に、「大明老皇帝封以王者之號」といへるにても知らる。

明は多年我海賊の跳梁に苦み、其通好を望むや切なり。然れども外國といへば皆蠻夷とし、朝貢とせざれば通好を許さざる傳統的政策と、元寇以來敵國關係を持続せる國際間の反目とに依りて、其目的を達するの至難なるを遺憾とせしに、義滿の來聘ありしかば、其使節の人を得ざると否とはこれを問ふに違なく、歡喜の餘り國書を與へて其屬國とするの慣用手段を執りたりしなり。是時の贈遺は國書に錦綺二十四とあるのみなるも、葫蘆集に據れば、「所頒賜之奇琛異寶及錦繡綾羅、載舶而積委矣」とあり、應永十三年の明使につきても、又東寺年代にも、「唐人入洛、進物濟々驚目畢」と見え、其珍寶奇玩の巨額に上りしを推測するに足れり。明使は明年(應永十年)二月、比叡山に登り、尋で歸國の途に就く。義滿天龍寺堅中(圭密)を遣して報聘せしめたり。

是時明にては惠帝と成宗と戦ひ、成宗勝つて即位せりと聞ゆ。幕府の使はもと惠帝に報ゆるものなるも、變に應ぜんが爲め二通の書翰を準備し行けり。是時の書翰は中津絶海の起草するところなるが、是時よりして義滿は始めてみづから日本國臣源道義と稱するに至れり。其明の年號(建文)を用ゐたりしこと言ふ迄もなし。吉田家日次記に、「種々兵具以下被遣之」とあり。義滿の書翰には「仰觀清光、伏獻方物」とい

ひて、生馬貳拾匹、硫磺壹萬斤、馬瑙大小參拾貳塊、計貳百斤、金屏風三副、槍壹千柄、太刀壹佰把、鎧壹領、匣硯一面、及び匣扇壹佰把を贈呈せること見ゆ。

我使の明に達せし時は、成宗新たに立ちて、左通政趙居任、行人張洪偕、僧道成を日本に遣さんとしたりし時なりしかば、我使は即ち賀表を上りしに、成宗これを優遇し、其歸る時は通政趙居任を遣して義滿に日本國王の冠服、龜鈕、金章、(明史外國傳)金銀古器書畫を贈り、又勘合百道を頒ち、十年に一貢せしめ、每貢正副使等二百人を過ぐるることなからしめ、若し期にあらずして來貢し、人船一定の數額を超え、刀槍を帶し來らんには、寇を以て論ずべきを諭せり。(圖書編) 明年(應永十一年)五月、明船八艘(東寺王代)兵庫に着せり。其使節一行の上京せるもの上下七八十人、馬上のもの三十餘人、義滿これを北山第に引見せり。斯くて彼れの使節の本國に歸る時は我使を以て報聘せしめ、我使の還る時は彼使節を以て酬ゆるを例とするに至れり。

されば十年一貢の制限は定めたるも、これより後使節の往來相次ぎ、兩國間の通商貿易は公然として行はるることなれり。而かも幕府の外交も亦これ官營貿易にして、義滿の方物は一種の商品たり。而してこれは義滿のみならず、部下の諸大名の如きも、これを機として通商を行ふものにして、商品たる種々の兵具等を幕府の方物に加へてこれを明に送り、其割よき報償に有附かんとしたりしなり。

四 對明外交の經過

これより義滿治世中の外交經過を略述せん。應永十一年五月に來朝せる明使は七月歸國の途に就けり。義

滿、僧明室をしてこれと同航報聘せしめたり。明年(應永十二年)明室歸朝せしが、明の成宗は又使を遣してこれに伴はしめたり。此使は五月入京せり。上下三百餘人、東寺金堂に少憩中、偶在京中の朝鮮人の禮拜の爲め金堂に來れると會し、其敬禮を受けし後、明使は北山第に詣りしに、義滿みづからこれを一條大門に出迎へたり。(東寺王代) 明側の史料には、是時の使を發せることも、明使の名も共に載せず。獨り明史の日本傳には、我對馬、壹岐諸島の海賊が明の濱海の人民を掠むるより、日本國王に諭して捕へしめしに、王は兵を發して其衆を殲にし、巨魁二十人を捕へて、永樂三年、これを獻じたれば、成宗嘉賞して鴻臚寺少卿潘賜等を遣し、九章冕服錢鈔錦綺等を王に賜ひ、其獻せる海賊は日本の處分に任し、使者は歸途寧波に至りて、盡く海賊を甑に置きて蒸殺せりと見え、籌海圖編永樂二年の條には、「其銅甑今猶存」といへり。これに據れば、明使の發遣は、永樂三年即ち應永十二年の十一月以後にして、五月に來朝せるものと異り、冕服を賜ふも去年の事なり。然るに明使の來朝月日につきて、我史料は正確にして疑を容るべき餘地なく、其後七月には義滿、夫人業子の病急なるを聞きて、明使の旅館より室町第に引返し、こと兼宣公記に見え、又八月義滿明船の還らんとするを以て兵庫に行き覽しこと教言卿記に見ゆ。而して明の國書の善隣國寶記の應永十一年條に見ゆるものには、國王が能く朝命を奉じて壹岐對馬諸島の民を禁じて海濱の害をなさしめざるを嘉賞せる文見え、此點明史の記事とも符合せば、明史の年月に誤謬ありと見るを穩當とすべし。

義滿は明が經濟上の不利を忍びつゝ、我外交の繼續を許したりしは、全く其最も深憂とせる我海賊禁止の目的に出づるを知り、明の歡心を結びて自家に利益ある外交の繼續を期すべき最良の方法として、海賊の討伐

を行ひ、應永九年の如きは島津伊久に命じて九州の海賊を伐たしめたり。此後にも我海賊を捕へて其俘を明に送りしことあり。(應永十四年に至れる明の國書に見ゆ) 明の國書は常に其命を尊奉するを褒せり。これ彼の明に對する外交政策の祕訣とせしところなり。

翌年(應永十三年)五月、明船又兵庫に來れり。我前年の使節と同航せるなるべし。義滿例に依りて又兵庫に行きてこれを覽る。尋で明使俞吉士入京、北山第に詣りて義滿に謁す。明使着船の報あるや、義滿は豫め人を派してこれを迎へしめ、着船の後のみづから兵庫に行きてこれを覽、北山第引見の日は亦一條大門に出迎へ、引見の席に於ては、京都及び南都の伶人に我雅樂一曲を奏せしめてこれを覽せしめたりしが、明使歸國の際にも、義滿みづから兵庫若しくは尼崎に行きてこれを送るを例とせり。此使の齎らせる國書即ち璽書は善隣國寶記應永十三年の條に載す。これを見るも、義滿が兵を出だして壹岐對馬等の海賊の黨類を殲し、其舟楫を破り、其渠魁を擒にして、悉く京師に送りしを褒して「自今海上居民無劫掠之虞者、王之功也」といひ、「王之令名自茲永著、光昭青史傳於不磨、豈惟王一身無窮之譽、雖王之子孫世濟其美亦永有無窮之譽矣」といひ、使を遣して此意を諭し、加ふるに寵錫を以てすとあり。明史の日本傳にも「賜寶優渥」と見ゆ。これ前記東寺年代の記事と一致す。彼れが歡喜の情想見るべし。明史の日本傳には、日本の山を封じて壽安鎮國之山となし、御製の碑文を其上に立つといひ、此事又皇明資治通記にも、四裔考にもこれを載せ、其文は殊域周咨錄に見えたれども、我史料には微とすべきものなし。然るに其國書中、明の使臣の我國より歸れるもの、義滿が嘗て成宗の皇考を夢みしことを語れりとして、それは義滿の心常に恭敬を忘れざるが爲めに、精神感格して此夢となれるなりとなし、皇考の神靈は天にありて四方を鑑觀することなれば、義滿の夢に見えしは、王を監臨する所以なり、皇考の監臨は即ち天の監臨なり、豈惟王一身の慶たるのみならず、將さに王の子孫國人皆無窮の慶あるを見んとすといふに至れり。義滿が成宗の皇考を夢みしといひて、彼れの尊大心を満足せしめんとせるは、彼れが其如何に成宗の歡心を結ぶに如才なかりしかを思ふべきなり。

同年閏六月、明船長門赤間關に着し、八月、義滿の兵庫に赴きしは其同地に入港せるに依るなるべし。九月(五日)義滿明僧を北山第に引見せり。(皇年代略記)されどこは來朝中の明使とは全く無關係のものなるに似たり。

明年(應永十四年)三月明船到着の事教言卿記に見えたれども、前後の記事を逸せり。然るに七月、義滿兵庫に遊び、八月明使を北山第に延見せり。是時の國書も善隣國寶記に見えたり。これにも義滿が海賊を攻伐して俘を獻ずるを嘉賞し、「日本自有國以來、如王之賢達者蓋未之有也」と煽揚せり。但是時の明使の名は明史其他諸書に載せず。九月義滿の兵庫に遊べるは、先きの明船の歸國を送れるものか。然るに又十月には義滿明人と共に常在光院の紅葉を觀賞せり。教言卿記に據れば、當時義滿は明服を着け、明の輿に乗じ、明人をしてこれを昇がしめたるものにして、同書はこれを評して、「唐人裝束ノ體ニテ唐輿ニメサレ、即宋人昇申云々、希代事也」といへり。其唐人といひ、宋人といふも皆明人の事なり。此くの如くにして義滿はみづから明人となり濟まして明使と遊覽を共にす、其意果して那邊にありしぞ。思ふにこれ一には彼れの

虚榮心に出でたりとはいへ、一には其靈夢を告げしと同一筆法に依りて、明帝を歡ばしめんが爲め、明使の土産話としたりしものなるべし。是より先き、彼れは去年其夫人日野氏を國母に准じて北山院と稱し、是歲入内ありしが、是に至つて彼れは公卿に命じて明年正月元日北山院の拜禮には現任官は悉く出仕せしむることとせり。これ其儀容の壯なるを明使に觀せしめ、日本國王たるの威嚴を示さんが爲めなりと察せらる。斯くて明年（應永十五年）正月、明使は此盛儀を見て後、兵庫より海路歸途に上り、義滿も例に依りてこれを兵庫に送れり。義滿は是歲を以て薨じたれば、明使迎接の最後とはなりしなり。

義滿の外交方針は朝鮮に對しても一變せしが如く、應永八年、彼れが明に國書を送りて國交を開始せし年の九月、朝鮮の船の兵庫に入港せしをみづから行き見てたりしことあり。同十年（十月）にも、義滿は朝鮮人を北山第に引見せり。同十二年三月にも朝鮮人は明使と少しく後れて入京し、明使と東寺金堂に會見せしこと既述の如し。但義滿が朝鮮に對して、書翰を送りしや否やは詳らかならざるも、恐らくは此事なかりしなるべく、唯彼我の交通を自由にして我よりは其藏經の類を求むるに止まりしなるべく、外交の形式は對等にして、明に對するとは、其間頗る逕庭ありしもの、如し。

五 義滿の外交方針に對する非難と其批判

義滿の外交方針中、從來最も非難ありしは彼れの書翰に於て日本國王と書し、明の正朔を奉じて臣と稱せし事はなり。其中日本國王につきては善隣國寶記の記者周鳳は同書に「彼國以吾國將相爲王、蓋推尊之義、不必厭之、今表中自稱王、則此用彼國之封也、無乃不可乎」といひて、彼れの國王といふは可なる

も、我此稱を用ゐるを以て不可なりとせり。臣と稱するに至りては同書に「又用臣字非也、不得已則日本國之下、如常當書官位、其下氏與諱之間、書朝臣二字可乎、蓋此方公卿恆例、則臣字屬於吾皇而已、可下以避臣於外國之嫌也」といひて次善の策を講ずるところあり。且つ其明の年號を用ゐることにつきても、同書に「又近時遣大明表末、書彼國年號、或非乎、吾國年號、多載于唐書玉海等書、彼方博物君子當知此國自中古別有年號、然則義當用此國年號、不然總不書年號、惟書甲子乎、此兩國上古無年號時之例也」といひて、一の修正案を提出するところあり。而してこは獨り周鳳其人の私見たるに止まらず、同書には又「大外記清三位業忠近代博學之士也、與予從遊者三十餘年矣、以向所謂年號及朝臣二事告之、三位以爲是」とありて、清原業忠即ち常忠も亦同一意見を抱懷せりといふ。義滿の死後、其後繼者たる義持が明の外交を絶たんとせる時は、我國古來外國に臣と稱せしことなきに、義滿が前聖王の政策を變じて、明の曆を受け、其印を受けし爲め、神體を蒙りて病を招きしを神託に依りて知り、爾來義滿は固く子孫を誡めて明と通信を絶たしめたることを説けり。これ一場の遁辭に過ぎざるべきも、亦當時幕府の一部に義滿の始めたる外交上の異例に對する非難ありしを暗示するものと見て可ならん。

後世義滿の外交政策を非難するもの漸く多く、甚だしきは彼れが朝廷に對して名實併せ有せんとするの意ありしものとなす。（日本外史）義滿の内外に於ける僭上の行爲は此非難を無下に排斥すべからざる理由あり。然るに以上の非難を觀るに、第一、日本國王の稱號につきては、當時に於ても多少緩和的なりし周鳳の如きは、明が我將相を推尊して國王と稱するはこれを咎めざるも、義滿の明に送る表中に此稱號を用ゐるを穩當

ならずと非難せり。此後義教の時にも此稱號につきて可否の論ありしが、當時滿濟准后は既に執政の事とて霸王たること言ふ迄もなければ、王の字は憚りあるべからずと説けり。近世に至りて、新井白石の如きも、此時代の幕府の先例と武家の事に係るとに依りて、國王の稱號の至當なるを論ぜり。若し將軍を國王となし、國王の上に天皇あることを認むるに於ては、國王の稱號も甚だしき失體なりとすべからざるべし。現に朝鮮の申叔舟の著せる海東諸國記の如きは、明らかに天皇と國王とを區別して、天皇宮は京都の東北隅にありて、國王而下諸大臣が其麾下の兵を率ゐる輪番遞守し、「凡過門者皆下馬」杯と記し、國王殿は天皇の宮の西北にあり、大臣四等麾下の兵を率ゐて輪番入直し、これを御所といふといひ、將軍義政の事を記して、「即今所謂國王也、於其國中不敢稱王、只稱御所、所令文書稱明教書（御教書の音を取れるもの）每歲元率大臣一謁天皇、常時不與相接、國政及聘問隣國、天皇皆不與焉」と明記せり。これ國王の上に天皇あり、國王の號は唯外國通信の際に用ゐるのみなるを説くものなり。斯く迄に事情の疏通せる國際間に於て、國王と呼ばれ、又みづから稱するは、左迄深く咎むべきにもあらざるが如し。然れども明の義滿を日本國王と稱するは、單に推尊の義のみにはあらざりしなり。明は他の諸蕃に對すると同じく、義滿に日本國王の印章冕服を授けて、其統治下に於ける一國王となせるなり。故に其明帝に對して臣と稱し、明の正朔を奉じ、朝貢するの自然の結果を生ぜり。假りに國王の實ある將軍が天皇の下に國王と呼ばれるは敢へて咎めずとするも、明の國王に對する待遇に考へ、明帝に對して國王と稱するの失體は到底免るべからず。而してこは獨り後世の非難を免れざるのみならず、當時既に異議あり。義持の外交文書には唯日本國源義持と書して國王といはず。これ主として皇室に奉對して、神慮恐れ多しとの懸念に出でたりしなり。白石が支那の諸蕃王に對する外交上の慣例を顧みずして、日本國王と稱するの可なるを説きしは、穩健の論と認め難し。其臣と稱し、彼れの正朔を奉ずる事の如きは、當時にありても非難を免れざりしところ、後世にありては何人も回護し得べきにあらず。然れどもこゝに一説あり。義滿の明に送れる上表は皆其祕書官にして外交官たる中津、堅中等僧侶の筆に成れるが、彼等は嘗て明に學び、然らざるも明の國情に曉通せるも、大義に暗く、殆ど名分の何たるを辨ぜず、求法の根本、文教の源泉と信ぜる明を崇奉するの餘りに、おのづから其關係せる外交文書にも失體を生じて義滿を誤るに至らしめしなりと。彼等の中にては除外例と看做すべき周鳳の善隣國寶記に、義滿の外交通信の失體を非難して、「大抵以僧爲使、其書亦出於僧中爾」といひ居るが如き、亦多少僧侶の責に歸せんとするの意味なしとせず。されど義滿は決して學なく識なきの士にあらず。迎陽記及び空華日用工夫集に據るも彼れは居常儒士及び周信をして論語、孟子、中庸、大學等を講ぜしめ、又語錄、臣軌、帝範等につきて質疑するところあり。工夫集嘉慶二年正月二十日條に、彼れが周信を常在光院に引きて道話を交へしことを記して、「商確古今、品評人材、因問佛乘宗門之樞要」とあるを見ても、其學識の非凡なりしを想ふべし。彼れは又二條良基に就きて朝儀を習ひ、治體に通ぜり。故に其名を署せる外交文書の如きも、これを僧侶に委してみづから知らざるの理は萬々これなかるべし。假りに書翰は僧侶が義滿の意志を矯めしものとするも、義滿が明使に對する待遇の慇懃に過ぎたりしは、當時管領斯波義將の諫めしところなり。此點より考へて外交失體の責を僧侶に嫁せんとするは甚だ謂れなきの説とす。最後に義滿は我れに利益ある質

易を開始し繼續するの必要より、明帝の意を迎合し、其歡心を買はんが爲めにこれが方便として、名分論者が曉天の星の如き時代に、明の國書の書出したる稱號を其儘用ゐて文書を送りしものなれば、多少の恕すべきものありとの説あり。當時名分論者の少かりしは事實なるも、一部の識者のこれを非とせしものありしは上述の如し。其日本國王と稱するも、唯明の國書に斯く書出だせるを其儘用ゐし迄なりと軽く取扱ふべきにあらざるは國王號に伴ふ重大なる結果に想到して知らるべし。故に此點よりするも、亦義滿の責任を輕減すべくも思はれず。是に於てか直に義滿の心事を問はざるべからず。

此問題に關聯して知るを要するは、足利氏と皇室との關係これなり。尊氏は其兵を擧ぐるの初、成敗に鑑み、輿望に顧みて、光嚴上皇の院宣を申請し光明天皇を擁立したりしも、持明院統に奉對して、何等歴史的關係ありしにあらざり、從つて又何等執着心をも有せず。故に自家の政治上の地位にして安全なるを得るに於ては、南朝との合體に依りて、大覺寺統の皇統を戴くも敢て辭するところにあざりしなり。直義然り、義詮亦然り。義滿の代に至りては創立以來年を閱すること既に多く、皇室との關係も多少親密となりしとはいへ、彼れの年長ずると共に、頼之等の輔弼を斥けて、專横みづから用ゐたり。而して此間殊に注目すべきは、彼れが初めより京都にありしが爲めに著しく公卿化せることにして、彼れは任大臣後は、攝家の儀を模し、自家の爲めに公卿を驅使して憚らず。御子左爲遠は義滿の任内大臣大饗を行ふの日遲參し、參内の時扈從せざりしかば、義滿これを怒りて直衣始の參列員中に加へず、爲遠追從の爲めに早參せしをも命じてこれを逐はしめしより、爲遠は爲めに色を失へりといふ。義滿は頻りに其榮達を圖り、永徳三年准三后になりし時の

如きは、後愚昧記に「當時武家事、先規傍例等不_レ及_ニ沙汰之上也、不_レ能_ニ左右_一莫_レ言々々」といひ、又「近日左相之禮、諸家崇敬如_ニ君臣_一」ともいへり。されば皇位の繼承の如き、皆其方寸より出でざりしはなく、後圓融天皇御讓位の時、崇光上皇の御旨を排して、後小松天皇を立て奉りしは、後圓融院の御望ありしとはいへ、其意中に出でしなり。椿葉記にも「新院（後圓融院）は御治世なれども、天下の事は大樹執行はせ給ふ」と記されたり。是時義滿は院執事として院政の實權を掌握せり。尋で即位の儀を行はれしが、良賢真人記に據れば、こは攝政二條良基の義滿と兩人にて申行ひしことにて、上皇は何等御關知遊ばされず、依て御見物の御幸もなかりしといふ。是より先き、義滿は屢參内して天盃を賜はり、爛醉夜を徹し、宮女との間に醜聲を洩して、後圓融上皇の逆鱗を蒙りし事さへあり。南北合一後、彼れの僭上横恣は益、加はりて、應永元年二月（六日）後龜山上皇に天龍寺に謁せし時は御幸始に擬し、同二年東大寺に於ける受戒は法皇御受戒の儀に准じ、同三年延曆寺に詣でし時も亦御幸に准ぜり。其四年に移りし北山の別業を北山殿と呼び、天上、間公卿、間紫宸殿等を設け、應永十一年には其夫人日野康子を准母となせり。應永十五年後小松天皇北山第に行幸の時、義滿は主上及び院の御料なる纏網縁の疊二帖の上に御衾を敷きて玉座とし乍ら、彼れ自身もこれと同じく纏網縁二帖を敷きて其座となせることあり。彼れの薨後朝廷太上天皇の尊號を贈らんとせらるゝに至れり。僭上此くの如きは前後に於て多く比儔を見ざりしところ、これ彼れが皇室に對して名實併せ有せんとの意ありしと疑はるゝ所以なり。これを史實に徵するに、彼れに於てざる野心ありしとは信ずべからず。近時彼れの皇胤説出づるも、其根據は甚だ薄弱なり。永徳元年後圓融天皇位を後小松天皇に讓らせら

れんとして義滿に營求せられし時、彼れは崇光上皇の思召を排してこれを快諾し、「縦誰人引汲申とも如此我身候はんほどは、心安可_レ被_レ思食」と奏せしことあり。(後圓融院御記)南北合一後、彼れは後龜山天皇に好意を有せるも、敢て其皇統を擁立せんとせず、飽迄も後小松院の皇位を擁護しつゝ、其一生を終はりしなり。其夫人康子の准母となるに際しても、彼れの推薦に依りて關白となりし一條經嗣がこれを義滿に説くや、義滿は「此段旁非_レ無_レ斟酌、雖_レ然猶可_レ廻_レ思案」とて故らに内心の喜悅を掩はんとせり。(荒曆)道の彼れも中心其僭上を恐れたりしを想ふべし。或は公方の稱義滿に始まるといふものもあるも、太平記の如きは、義滿以前に於て義詮をも公方と稱し居りて、此稱は寧ろ鎌倉時代の宮將軍より出でしが如し。又義滿を後小松天皇の猶子なりといふものもあるも、(文祿清談)年齢の點よりして此事あるべからず。柳營御傳に義滿の子義嗣を天皇の猶子となすの文あれば、恐らくは其誤傳ならん。

これを義滿の他の言動に徴するに、彼れは功成り名遂ぐると共に、東洋流の豪傑に有勝ちな誇大性を加へ、華美を好み、驕奢に耽り、尊大みづから居りて、傍人に誇示せんとしたりしのみ。如何に沒常識なる彼れも、皇室に對して名實併せ有せんとの野心を包藏せりとは信ぜべからず。然らば此くの如き誇大性の彼れが明に臣事せしは如何との疑問を生ぜん。

古來我が外交政策は傳統的に確立せられて、公武共にこれに則り、幕府は支那若しくは高麗の國書を受くれば、これを朝廷に上つり、朝議を経て處分し來るを例とせり。其中には元の通好を求めし時の如き、朝廷の返牒の議ありしに對してこれを阻止せることあるも、結局大體に於て其歩調を一にし來れるを見るべし。

然るに義滿は此傳統的な外交方針の一變に拘らず、毫も事前に朝廷に奏請せざりしのみならず、事後に於ても亦何等具申するところなかりしなり。朝廷より見れば、これ彼れの私交にして密貿易たり。善隣國寶記に、「近者大將軍爲_レ利_レ國故、竊通_レ書信」といへるは寔に其實を得たり。故に其外交文書を始め其他の事情もこれに關係せる數人の關知せるのみにて、外間には祕密を保たれたるなるべし。而して此祕密は獨り我日本側のみならず、明側に對しても保たるべく努めし形跡あり。即ち我が應永九年に明の使節道彝一如の來朝せる時、幕府は嚴に我人民のこれに接近するを禁ぜしは、岐陽遺稿の與_二庵和尚_一書に、「官禁稍嚴、不_レ許_三僧人來_二往和尚之門_一」とあるにて知らるべし。これ其國王にあらずして國王と稱するを始め、我國情の僧人に依つて明使に知られんことを恐れたりしに依らざるか。此くの如くにして内外に祕密を保ち、内は我上下をして外交の真相を窺ふを得ざらしめ、外は明使を拜み倒して自家の目的を達せんとせるなり。目的とは何ぞ、國寶記の所謂利國の一事即ち是なり。

義滿嘗て周信の爲めに大伽藍を建て、相洛の五山に准すべきを勧められし時、「吾乏_三貲財_一、欲_下建_二大伽藍_一、効_三須達長者_一、必見_レ笑_三於旁觀者_一矣」といひしことあり。其貲財に乏しきは嘗に彼れ一人のみにあらず、幕府も亦然りしなり。彼れは戦後國內の疲弊爲すなきを察し、こゝに傳統的な政策を棄て、明との外交を開始し、貿易の收益を以て其救済を圖りしもの、彼れもとよりこれに向つて全部の責任を辭すべきにあらざるなり。(昭和三、五)

第三 足利義持の對明外交

一 義持の遣明使節派遣説

應永十五年に足利義滿の薨ずると共に、其子の將軍義持は始めて幕政を主宰する事となつた。翌年明國は我使僧堅中の歸國に際して使節周全渝を遣し、義滿の訃を弔して賻を贈らせ、諡して恭獻といつた。義滿の生前、明の爲めに我海寇を禁遏した功を激賞して「自日本有國以來、其士賢明、未有如王盛者矣」云々との祭文を送つたのも是時の事である。明船の兵庫に入港した時、義持が北山院を奉じて、裏松重通等を伴ひ兵庫に遊んだ事も、明使を引見した時に我伶人をして樂を奏させた事も、義滿の時の慣例を逐うたものであるが、義滿の生前に危くも其弟義嗣に見かへられんとした義持の反動政策は、次第に其外交方面にも現はれ出して、明に對する變則的な外交を中止するに傾いた。それには是時幕府の事實上の管領たる斯波義將の輔導も與つて力があつたかと思はれる。義滿の薨去の直後に於て、朝廷は破格にも太上天皇の尊號を贈られたのを、義持固く御辭退申上げたが、これは古來先例がなく、勘解由小路禪門が諫止したからであるといはれる。(東寺執行日記) 所謂勘解由小路禪門とは義將の事である。かねて義滿が明使に對する禮についても、其厚きに過ぐるを慚らず思つてゐたといはる、彼れは、斯る外交の繼續を望む筈がなかつた。

明史日本傳に據れば、義持は永樂八年(我應永十七年)四月に使を明に遣して恩を謝し、尋で其捕獲した

海寇を獻じたから、成宗がこれを嘉したとあるけれども、我記録にはこれを載せてをらぬ。其後永樂十六年(我應永二十五年)に明は呂淵に勅書を齎らして來朝させたが、國王は等持寺の古幢長老に海濱で迎へて應接させた。(兵庫の事であらう) 長老はよくも其來意を質さずして、引返したまゝ、出で、來なかつたから、呂淵は勅書を齎らして空しく本國に歸還した。(善隣國寶記所收永樂十七年七月十三日通事周肇狀) 然るに皇明實錄には永樂十六年四月、呂淵が日本より歸る時、國王義持が日隅薩三州の刺史島津存忠等を同行させて罪を謝せしめたが、其時の表文には「日本叢爾小邦、自臣祖父以來、受命朝廷、霑被恩德、不敢背忘、比因倭寇旁午、遮遏海道、朝貢之使不能上達、臣自知有負大恩、而境內之人、肆爲鼠竊者、皆亡賴逋逃之徒、實非臣之所知、既皆爲天兵所禽、皇上天地之量、父母之恩、曲宥其罪、悉皆遣歸、臣之感戴、莫盡名言、伏望貸臣之罪、自今許其朝貢如初、不勝虔懇之至、」とあつたから、成宗は其詞の順なるに賞で、特に其罪を赦し、禮部に命じて使を禮して歸らせたとある。然るに此事も我記録に見當らぬばかりでなく、島津を遣るのは異例である。前記明の通事周肇の書狀には、呂淵が使命を果さなかつたから、明年重ねて勅書を持參したといつてゐる。

周肇の書狀に據れば、明は永樂十六年呂淵を遣して義持を諭したのであるが、呂淵が空しく本國に還つた時、續いて我日向の人が船一隻に硫黃馬疋を載せて進貢したけれども、國王の文書がない爲めに受けなかつたと見える。皇明實錄に、國王が日隅薩三州刺史を遣したとあるは、或はこれと混じて誤つたものではなからうか。

明側の史料は常に我國の記録と吻合せぬばかりでなく、自國の史料の間にも相容れぬものがある。明史には永樂十六年、日本國王が使を遣し、呂淵等に隨つて來貢し、罪を謝した事を載せ乍ら、「然海寇猶不絶」といつてゐる。これを見ても、義持來貢の事實の有無を根本的に検討するの必要があるではなからうか。

二 義持の明使拒絶

義滿の薨去以來、明の使節の屢次來朝せるに拘らず、我記録は義持の遣使に關する事實を傳へたもの一つもなく、従つて其表文を載せたものもない。應永二十六年前記周肇の書狀を得た後に於て、義持は始めて元容西堂をして明と絶つの意を明使に諭させてゐる。これは義持自身義滿以來の明との外交を繼續するの意志なき事を示したものである。其理由として、是時彼れが明使に釋明させたところを約言すれば、我國では開關以來、百事皆諸神に聽き、諸神の許さぬ事は細事と雖も敢て施行せざるを例としてゐる、然るに義滿は嘗て左右に惑はされ、商人肥富の口辯の愆をも詳らかにせずして、猥りに外國と交通したから、神人が和せず、義滿も病に罹つたが、卜つて見て、諸神の祟と知れたから、切りに祈禱をした、是時神靈が人に託して、我國では昔から外國に對して臣と稱した事がないのに、義滿がこれに反して、外國の曆や國王の印を受けて卻けなかつた爲めに、病を招いたのであるといはれた、斯くと聞いて、義滿は大に恐れ、死に臨んで、明神に誓つて、永く外國との通問を絶ち、且つ子孫をも誠めて固くこれを守らせる事とした、其後堅中が明の使(周全渝の事)と共に來朝した時、義持自身はこれと面接するを好まなかつたけれども、未だ此事を以て使臣に諭してをらず、又明使は義滿を弔する爲めに來朝した事でもあつたから、枉げてこれに迎接し、使臣の

本國に歸るに當つて、堅中をして此意を諭させて置いたが、未だ明に通じない爲めか、去年彼れの使船が重ねて來たから、等持寺長老(古幢長老の事)を遣つて重ねて此意を傳へさせた、今又明の使が來たのは使臣が本國に歸つて此意を帝に達せないからであらう、自身が使臣にも接せず、兼ねて一介の使をも遣はさないのは、敢て嶮阻を恃んで服せないのではなく、明神の意に順ひ、先君の命を奉じて行つたばかりであるといふのである。

果して然らば、義持が明と絶つに至つたのは、義滿の晩年に改めた外交方針を遵奉した事になるが、それでは義持が義滿の死後明の國書を受け、其賜賻はもとより、恭獻王の諡をさへ斥けなかつた事實と矛盾しないか。況んや明が義持の使に依つて義滿の死を知り周全渝を遣つて弔祭させたとの明史の記事を據るべしとすれば、義持自身、此明使を、彼れが未だ外交方針の變革を明に告げず、其使節は弔慰の爲めであつたから、枉げて受けたとの釋明も、疑はしいものであつて、我國體を瀆し、神意に戻るの餘り、父の死を招いたといふ程の重大事に直面しながら、更に其罪を重ねるは無思慮であり、無意義である。太上天皇の尊號を固辭した程の彼れにして、恭獻王の諡を斥くる事を敢てせなかつたのは、偶當時幕府に於ては、外交方針の變革について未だ深く考慮されてゐなかつた事實を暗示するものでなくて何んであらう。

義持の明使に諭させた書は、前に引用したところでは、必ずしも穩妥を失はぬが、其下文に至つて頗る激越の調を帯びて來てゐる。彼れは曰く、明は我海島の小民が屢邊圉を侵す事を責めらるゝが、これ實に自身知らぬところである、今若しこれを止めるといふならば、前には知つてこれを令した事にならう、豈に

人主で、民に不善をなすを教ふるものがあらうか、思はざるも甚だしいといつてこれを冷笑し、一書には沿海の吏に命じて取締らせると軽く受け流してゐながら、他の書には、實に次の如き激語を以て明使に諭させてゐる。

昔元兵再來、舟師百萬、皆無功而溺于海、所以者何、非唯人力、實神兵陰助、以防禦也、遠聞是事、必爲怪誕、古來吾國之神靈驗赫、可不恐乎、事詳國史、今聞將以使者不通爲辭、用兵來伐、使我高深城池、我不要高我城、亦不要深我池、除路而迎之而已、至夫寇掠邊圍、則連逃之徒、竄於海島之間者之所爲也、欲討電滅颯逝、師還則鳥合蟻聚、而不受吾命者也、捕而戮之可也、奚必帶而來哉、來書亦云、使臣至中國、或拘留或殺戮、聽爾所爲、是何謂哉、吾不欲拘殺使臣、只要彼不來此不往、各保封疆、莊子曰、民至老死而不相往、若此之時則至已不亦休、西堂○元容以此意諭明朝行人、速回舟楫幸甚、これ疑もなく最後通牒の性質を帯びたものである。而かも此書は明の來書に答へたものであるから、是より先き、既に明の最後通牒が我れに致された事を忘れてはならぬ。

三 義持に贈つた明の國書

明の使は永樂十六年（我應永二十五年）十一月一日附の成宗の義持に對する諭書（勅諭）を齎らして來たのであつて、其全文は修史爲徵に收められてゐる。此書は先王源道義（義滿の事）の時には朝貢相繼ぎ、盜賊も起らなかつたのに反して、義持が位を嗣いでから、朝貢通ぜず、屢人を遣つて邊境を寇掠した事を責めて、辭意頗る過激に互るものがある。其中

凡大邦小國、統率爲治、爾居海東最爾之地、自恃險阻、乃敢恣肆爲非、殊不知惡不可爲、險不可恃、天災人禍、恆起於不測、苟不省悟、一日禍至不可解矣、

とあるは、義持の明使を諭す書に彼れが明の使臣に接せず、兼ねて一介を遣さざるは、敢て嶮岨を恃んで服せざるにあらずと辯じてゐるのに照應し、又明の來書に屢人を遣して邊境を寇掠すとあるは、義持の書に、責むるに海島の小民屢邊圍を侵すを以てせらるゝは我知らざるところなりといふに照應する。殊に前に引いた義持の書中語意最も激越なる部分が悉く明の來書の文辭を承けたものである事は、次の抄録と對照すれば極めて明白であらう。

朕明諭爾、爾地距中國甚邇、朕之師旅、水習舟楫、而陸便騎射、無堅不破、無險不入、□若前元用兵、長於騎射、而短於水楫、朕所以含容不發者、以天地之大無所不包、凡爾所以爲寇掠者、狗偷鼠竊、何足芥蒂、冀爾自悔、乃日復日、歲復歲、怡然自若、群臣屢請發兵問罪、朕念爾先王之賢、又日本百姓無罪、軍馬一來、波及無辜、朕誠不忍、比者復來寇掠海濱、以得失計之、曾不如泰山之一毫、何苦如此、積釁不已、必招師旅、朕師之來、雷轟電擊、則爾國無險可恃矣、爾必須高其城、深其池、以候天兵之至、於此之時、悔將无及、

明の來書に、元は海軍に劣つてゐたけれども、明軍は海陸共に強いといつて、百方威嚇に力めてゐるのに對して、義持は我神兵の冥助を以てこれに當り、彼れの「爾必須高其城、深其池、以候天兵之至」といつたのに對して、「我不要高我城、亦不要深我池、除路而迎之而已」と嘯いてゐるあたり奇異なる對象をなしてゐる。